

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月31日

兵庫県監査委員

石井 健一郎
藤川 泰延
四海 達也
北浜 みどり

令和元年度

包括外部監査結果報告書

—健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に
関する財務事務の執行及び事業管理並びに
出資団体の経営管理について—

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 北本 敏

目次

第1章	包括外部監査の概要	5
1.	外部監査の種類	5
2.	選定した特定の事件（テーマ）	5
3.	事件を選定した理由	5
4.	監査の対象期間	6
5.	監査の対象事業及び出資団体	6
6.	監査の方法	7
	(1) 監査の要点	7
	(2) 実施した主な監査手続	7
7.	監査の実施期間	7
8.	包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	8
9.	利害関係の有無	8
第2章	健康福祉部の概要	9
1.	健康福祉部の組織体系	9
	(1) 健康福祉部の組織図	9
	(2) 各課の概要	9
2.	少子高齢社会福祉ビジョン	13
	(1) 策定趣旨	13
	(2) 基本戦略	15
3.	健康福祉部（福祉部長所管）の主要施策等	21
	(1) 社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上	22
	(2) 高齢者の安心確保	22
	(3) 子ども・子育て支援の充実	23
	(4) ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援	24
	(5) 医療確保と健康づくり	24
第3章	監査の結果及び意見	28
1.	総論	28
	(1) 報告書の構成について	28
	(2) 指摘及び意見の一覧	28
2.	監査対象の事業及び出資団体の一覧	32
	(1) 監査対象事業の一覧	32
	(2) 監査対象出資団体の一覧	33
3.	健康福祉部が所管する事業（21事業）に関する監査の結果	34
	(1) 児童手当県費負担金	34
	(2) 乳幼児等医療費助成事業	37
	(3) こども医療費助成事業	40

(4) ひょうご保育料軽減事業.....	42
(5) 保育所緊急整備事業費補助.....	47
(6) 認定こども園整備事業.....	51
(7) 保育定員弾力化緊急支援事業.....	57
(8) 子どものための教育・保育給付事業.....	59
(9) 重度障害者医療費助成事業.....	64
(10) 障害者福祉施設整備補助.....	67
(11) 障害者自立支援給付費県費負担金（施設系）.....	71
(12) 障害者自立支援給付費県費負担金（居宅系）.....	74
(13) 高齢期移行助成事業.....	77
(14) 地域介護拠点整備補助事業.....	80
(15) 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業.....	86
(16) 軽費老人ホーム運営費補助事業.....	90
(17) 介護給付費県費負担金.....	94
(18) 生活保護事業.....	97
(19) 母子家庭等医療費給付事業.....	102
(20) 民間社会福祉施設運営支援事業.....	104
(21) 国民健康保険保険基盤安定負担金事業.....	112
(22) その他.....	116
4. 健康福祉部が所管する出資団体（2出資団体）に関する監査の結果.....	120
(1) 兵庫県社会福祉事業団.....	120
(2) 兵庫県社会福祉協議会.....	128
第4章 総合意見.....	137
1. 監査の視点.....	137
2. 監査結果のまとめ.....	138
(1) 施設整備事業予算の執行状況について.....	138
(2) 保育士及び介護人材不足の対策について.....	139
(3) 施設整備における維持管理の観点について.....	140
(4) おわりに.....	141

1. 本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。
したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。
2. 本報告書における図表は、出典が個別に記載されている箇所を除き、兵庫県より提供された資料もしくは兵庫県ホームページをもとに作成している。

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業管理並びに出資団体の経営管理について

3. 事件を選定した理由

今、日本は本格的な人口減少社会を迎え、あわせて急速なペースで少子高齢化が進んでおり、兵庫県の人口も、平成21年の560万人をピークに減少局面を迎えた。今後の人口の見通しは、「兵庫県地域創生戦略」に基づく人口対策が効果を上げた場合でも、平成27年から令和12年にかけて26万人減少し、527万人となる見込みである。このうち、生産年齢人口（15～64歳）は、出生数の大幅な減少により、328万人から302万人まで減ると推計されている。一方、75歳以上人口は団塊世代の移行により令和12年までに30万人の大幅な増加見込みである。

<図表 1-1> 県内総人口の推移



出典：兵庫2030年の展望

これにより、今後、労働力の不足、医療・介護需要の増大、現役世代の経済的負担の増加など、社会や県民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いた指針として、平成13年2月に「21世紀兵庫長期ビジョン」を、平成23年12月に全県ビジョンの改訂版である「21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略」を策定している。この長期ビジョンの下、明るい少子高齢社会の実現に向けた、住民、地域団体、福祉関係者、企業、行政などの行動指針となるよう、高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる取組方向を示した総合

福祉ビジョン「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」を平成24年3月に策定した。

その実現に向けた基本戦略として、①高齢者が社会の中で活躍を続け、安心して暮らせる社会づくり、②障害のある人が、社会のあらゆる分野で活躍できる社会づくり、③地域ぐるみの少子対策・子育て支援、④すべての人が参加し、ともに支え合うことを通じた地域の活性化、の4つの柱を掲げている。

兵庫県では健康福祉部を中心に、このビジョンに基づき「こども政策」、「障害者政策」、「高齢者政策」、「社会福祉政策」の4分野にわたる多くの事業を遂行しているが、人口が減少局面に入っている県の厳しい財政状況の下で、多額の財政負担を強いる各事業が効果的かつ効率的に管理・運営がなされることは重要な課題である。

具体的には、健康福祉部（福祉部長所管）の事業推進に当たり、所管事業について適切な財務事務の執行や効率的・効果的な事業管理が行われているかについて検討するとともに、出資団体については平成26年度に実施した包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認することにより出資団体が適切に経営管理され、効率的・効果的な運営が行われていることを確認することとした。

4. 監査の対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

5. 監査の対象事業及び出資団体

健康福祉部（福祉部長所管）の事業を「こども政策」、「障害者政策」、「高齢者政策」、「社会福祉政策」の4分野に区分し、それぞれの分野において包括外部監査人が、事業における県の主体性や予算額等を勘案し主要な事業と判断した事業を対象とした。また、対象事業の監査を実施するなかで発見した事項についても監査の結果及び意見に記載している。

出資団体については、平成26年度に実施した包括外部監査の対象となった2団体を対象とした。

なお、具体的な監査対象事業は以下のとおりである。

<図表1-2> 令和元年度包括外部監査対象事業一覧

番号	分野	制度名	所管課
1	こども政策	児童手当県費負担金	児童課
2	こども政策	乳幼児等医療費助成事業	国保医療課
3	こども政策	こども医療費助成事業	国保医療課
4	こども政策	ひょうご保育料軽減事業	こども政策課
5	こども政策	保育所緊急整備事業費補助	こども政策課
6	こども政策	認定こども園整備事業	こども政策課
7	こども政策	保育定員弾力化緊急支援事業	こども政策課
8	こども政策	子どものための教育・保育給付事業	こども政策課
9	障害者政策	重度障害者医療費助成事業	国保医療課

10	障害者政策	障害者福祉施設整備補助	障害福祉課
11	障害者政策	障害者自立支援給付費県費負担金（施設系）	障害福祉課
12	障害者政策	障害者自立支援給付費県費負担金（居宅系）	障害福祉課
13	高齢者政策	高齢期移行助成事業	国保医療課
14	高齢者政策	地域介護拠点整備補助事業	高齢政策課
15	高齢者政策	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	高齢政策課
16	高齢者政策	軽費老人ホーム運営費補助事業	高齢政策課
17	高齢者政策	介護給付費県費負担金	高齢政策課
18	社会福祉政策	生活保護費	生活支援課
19	社会福祉政策	母子家庭等医療費給付事業	国保医療課
20	社会福祉政策	民間社会福祉施設運営支援事業費	社会福祉課
21	社会福祉政策	国民健康保険保険基盤安定負担金	国保医療課

<図表1-3> 令和元年度包括外部監査対象出資団体一覧

番号	出資団体	所管課
1	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	社会福祉課
2	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	社会福祉課

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 委託金、補助金等は法令や規則、要綱等に準じ適切に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業の内容の検証がなされているか。
- ② 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- ③ 出資団体の経営管理は適切に行われているか。
- ④ 出資団体の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業及び出資団体を理解するため、福祉部長への対面での質問を行った。

事業に関する監査に当たっては、健康福祉部における各担当課の担当者への対面及び書面での質問並びに関連する資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、法令等に準拠した事業運営が行われているかの検証を行った。

出資団体に関する監査に当たっては、出資団体の担当者への対面及び書面での質問並びに関連する資料の閲覧を実施するとともに、必要に応じて出資団体に赴いて現場の視察を実施し、平成26年度に実施した包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認した。

7. 監査の実施期間

自令和元年7月1日 至令和2年1月31日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	北 本 敏
包括外部監査人補助者	公認会計士	黒 木 賢一郎
	公認会計士	山 田 岳
	公認会計士	高 橋 利 昌
	公認会計士	多 田 真
	公認会計士	川 中 敏 史
	公認会計士	三 添 卓 哉
	公認会計士	古 澤 裕 子
	会計士試験合格者	中 山 碧

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 健康福祉部の概要

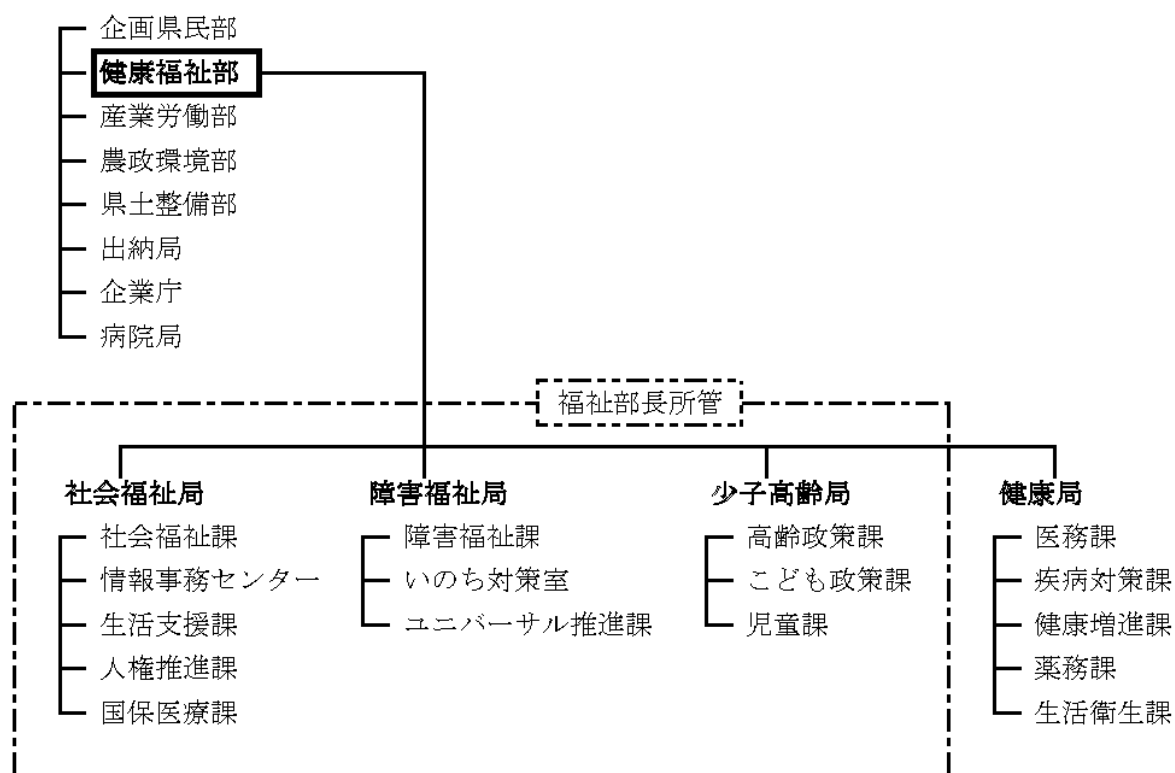
1. 健康福祉部の組織体系

(1) 健康福祉部の組織図

健康福祉部はすべての県民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる安全安心な健康福祉社会の実現を図るため、保険・医療・福祉に関する各種施策を推進している。

<図表2-1> 兵庫県の組織概要

○兵庫県の組織概要 (平成31年4月1日現在)



出典：兵庫県 HP より監査人が作成

(2) 各課の概要

① 社会福祉局

- ・社会福祉課

部の職員の人事、身分の取扱いや福利厚生、部の行政に係る重要施策の企画、広報及び広聴の推進、部の重要事項の連絡調整、部の予算、決算及び会計に関する事務などを担当している。

また、地域福祉の推進や災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること、社会福祉法人の認可・監査、福祉人材の確保に向けた取組、福祉サービス第三者評価事業、兵庫県社会福祉協議会・兵庫県社会福祉事業団の運営指導などを所掌している。

主要な施策

- ◆ 県立健康科学研究所の設置・運営
- ◆ 地域福祉計画の支援
- ◆ 社会福祉法人等の安定的運営の支援
- ◆ 福祉サービスの利用者保護の推進
- ◆ 福祉人材の確保及び資質の向上
- ◆ 社会福祉協議会等民間福祉活動の促進
- ◆ 兵庫県社会福祉事業団の運営支援

・ 情報事務センター

健康福祉部が所管している保健・社会福祉統計及び補助金・負担金・交付金の業務（一部除く）を集約し、情報システムを最大限に活用して、集中的かつ効率的に事務処理を行っている。

・ 生活支援課

生活保護制度の運営指導等や先の大戦の戦傷病者や戦没者遺族等への援護などを行っている。

主要な施策

- ◆ 生活や就労、住宅等の必要な支援を行う「セーフティネット支援対策事業」
- ◆ 「生活困窮者自立支援制度」の実施
- ◆ 戦没者の遺族の方に対する援護
- ◆ 県内の福祉事務所において保護されている方について、身元の特定のための情報提供

・ 人権推進課

人権問題の解決を図るため、広く人権尊重思想の普及高揚を目指して各種研修会や啓発活動を推進するとともに、行政と地域・職域団体等で構成する「ひょうご人権ネットワーク会議」のもと、教育・啓発や相談、救済等の人権擁護のための活動を連携・協働して展開している。

主要な施策

- ◆ 人権啓発施策の推進
 - ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、啓発活動の取組
 - ・行政と地域・職域団体等で構成する「ひょうご人権ネットワーク会議」のもとで、人権にかかわる啓発、相談等の活動を連携、協働して展開

・ 国保医療課

県民の健康の保持・増進のため、健康保険とともに医療保険制度の二大支柱として社会保障施策の中核的な役割を果たしている国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務や、老人・障害者・乳幼児・児童・母子等に対する医療費の公費負担を行っている。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮を図ることにより、医療費の過度な伸びの抑制を目指す医療費適正化計画に関する施策を推進している。

主要な施策

- ◆ 国民健康保険制度
- ◆ 後期高齢者医療制度
- ◆ 福祉医療制度等
- ◆ 兵庫県医療費適正化計画

② 障害福祉局

・ 障害福祉課

障害のある方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者自立支援制度の着実な定着を図るとともに、障害福祉計画に基づき、サービス基盤の確保や人材養成等に取り組むほか、発達障害者・重症心身障害者支援やこころのケア対策など、幅広く障害者支援を推進している。

主要な施策

- ◆ 障害者の「くらし・自立支援」の充実
- ◆ 障害者の「すまい」の確保
- ◆ 障害児者への「子育て・教育」支援

・ いのち対策室

自殺については、その背景に様々な社会的要因があり、自殺の事前予防について社会全体で総合的に取り組む必要があるため、兵庫県自殺対策推進方策に基づいて、市町、関連団体と連携して自殺対策を推進している。具体的には、こころの健康づくりの推進（年齢階層別）、地域における気づき、見守り体制の充実、相談体制の充実、うつ病を中心とした精神疾患対策、自死遺族支援の推進等に取り組んでいる。

主要な施策

- ◆ 兵庫県の精神科救急医療体制
- ◆ 自殺対策の総合的推進、自殺予防の相談支援・普及啓発

・ユニバーサル推進課

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、ユニバーサル社会づくりの総合的推進を図るとともに、障害者の就労支援、障害者スポーツ及び芸術文化の振興、コミュニケーション支援等の取組を進め、障害者の自立と社会参加を目指している。

主要な施策

- ◆ ユニバーサル社会づくりの推進
- ◆ 障害者の社会参加促進

③ 少子高齢局

・高齢政策課

市町が実施する地域支援事業への支援や高齢者の生きがいづくりなどの高齢者福祉施策を推進している。

主要な施策

- ◆ 市町が実施する地域支援事業への支援
- ◆ 介護基盤の整備
- ◆ 介護人材の確保・定着対策

・こども政策課

誰もが安心と喜びの子育てができる子育て支援環境をつくるため、「ひょうご子ども・子育て未来プラン（平成27～31年度）」に基づき、地域団体やNPO、企業、市町等とともに協働し、少子対策及び子ども・子育て支援を推進している。

主要な施策

- ◆ 少子対策及び子ども・子育て支援推進本部の運営
- ◆ 保育対策の推進
- ◆ 子育てと仕事の両立の推進

・児童課

児童の健全育成、こども家庭センターの運営、市町児童家庭相談、児童虐待の防止、配偶者等からの暴力(DV)被害防止、女性保護、里親の推進、児童養護施設の整備・運営、ひとり親家庭相談・児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当の給付等に関する業務を行っている。

主要な施策

- ◆ 児童虐待防止対策の推進
- ◆ 児童福祉施設の整備
- ◆ DV対策の推進
- ◆ 家庭福祉対策の推進

2. 少子高齢社会福祉ビジョン

(1) 策定趣旨

① 想定を超える少子高齢化の進行

少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化が世代間のバランスを著しく欠くという現象をもたらし、社会保障の担い手の減少、医療・介護ニーズの増大、子育ての不安感・負担感の増大など、社会全体に与える影響や課題を整理し、保健・医療・福祉などの重視すべき視点や取組方向を示すものとして、平成18年に「少子・高齢化ビジョン」が策定された。

しかしながら、その後、人口減少、少子高齢化、未婚化、晩婚化、夫婦の出生力の低下、小規模・高齢者世帯の増加、人口の地域偏在化等が作成当初の想定を超えて進展してきた。

加えて、小規模・高齢者世帯の増加や地域社会の希薄化により顕在化した「孤立」「無縁社会」などの課題への対処やユニバーサル、安全・安心の視点からの取組も更に強く求められている。

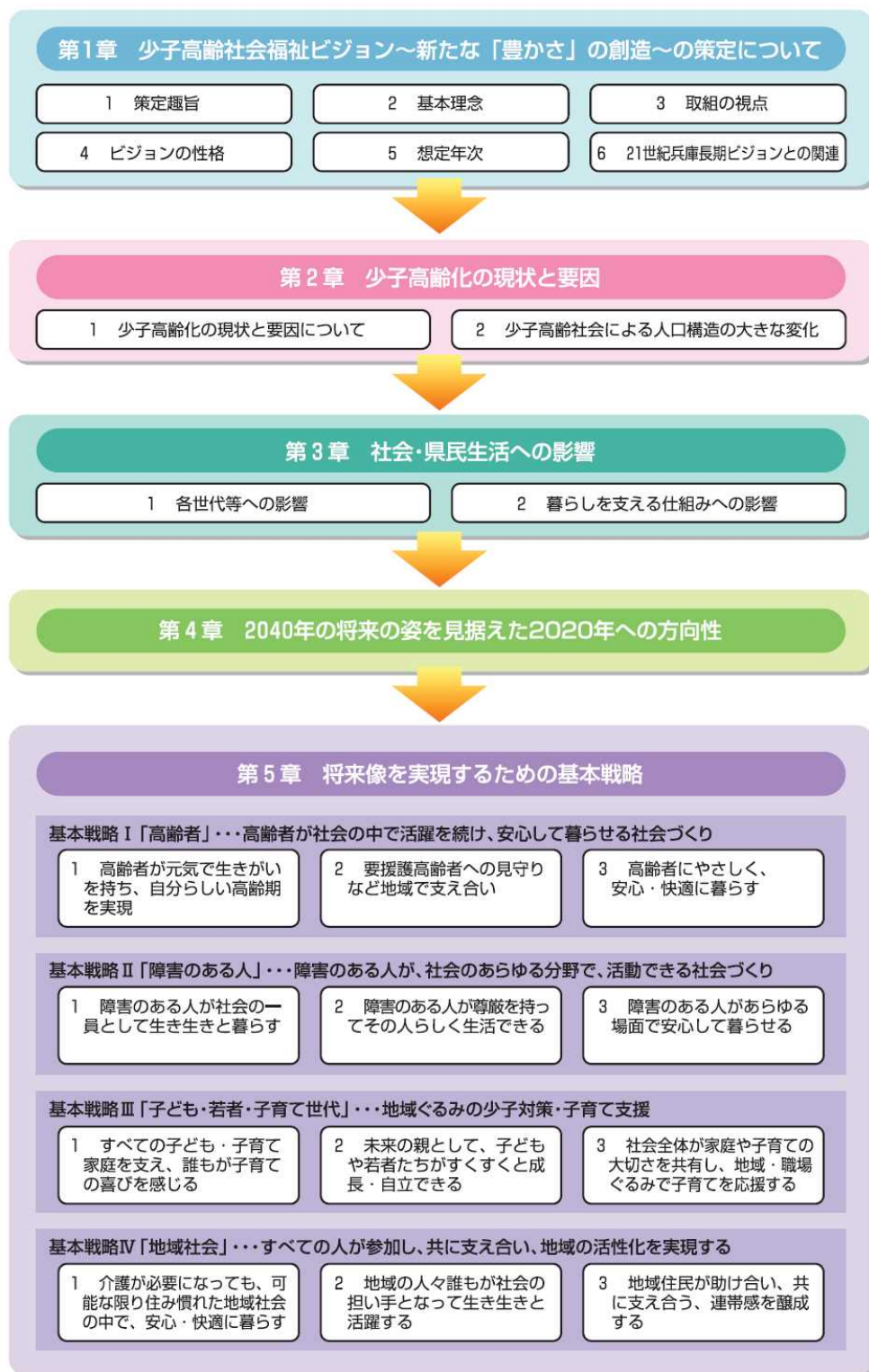
② ビジョンの目的

このような時代の潮流の変化を踏まえ、県では、平成13年に策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」の見直しに合わせ、「少子・高齢社会ビジョン」についても、「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」として策定された。

この「少子高齢社会福祉ビジョン」では、2040年ごろを展望しつつ、「高齢者」「障害のある人」「子ども・若者・子育て世代」「地域社会」の4つの分野ごとについて、目指す将来像と将来像を実現するための基本戦略を分かりやすく示しており、一人ひとりが、その人らしく、元気に活動できる明るい社会の実現に向けた、住民、地域団体、福祉関係者、企業、行政などの行動指針となるものである。

<図表 2-2> 少子高齢社会福祉ビジョンの構成

少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～の構成



出典：兵庫県「少子高齢社会福祉ビジョン」

(2) 基本戦略

① 基本戦略 I 「高齢者」

基本戦略 I 「高齢者」

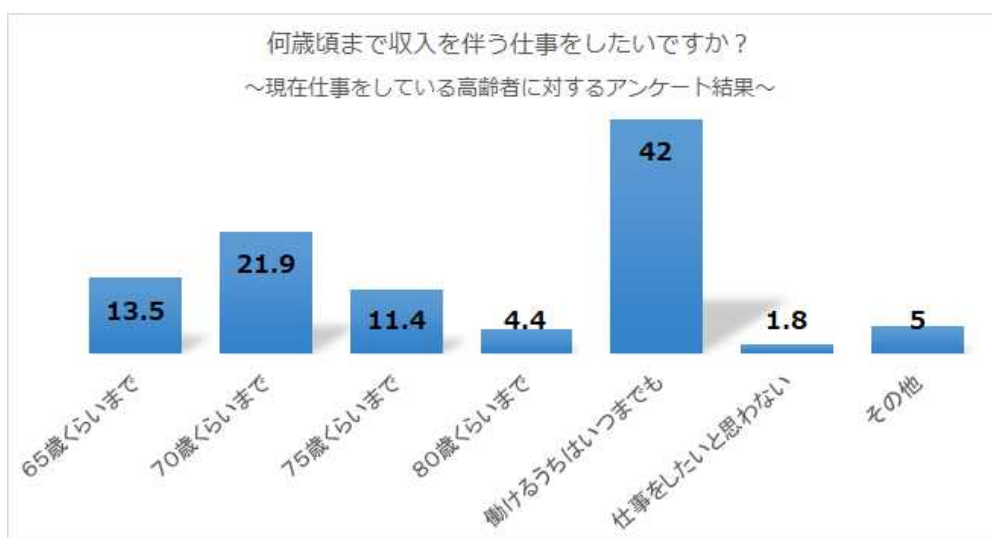
～高齢者が社会の中で活躍を続け、安心して暮らせる社会づくり～

1 高齢者が元気で生きがいを持ち、自分らしい高齢期を実現	○健康づくり実践活動の推進
	○高齢者も充実して働ける社会の実現
	○高齢者が多様な現場で活躍する社会の実現
	○高齢者と地域の人々が集い、交流する場の整備
	○高齢者の活動を支える社会基盤の充実
2 要援護高齢者への見守りなど地域で支え合い	○高齢者を見守る体制の充実
	○家族や地域の絆を創造、強化する住まい方の実現
	○認知症になっても安心して暮らせるまちづくり
3 高齢者にやさしく、安心・快適に暮らす	○高齢者の住まいや生活を支える基盤整備
	○個々人の介護ニーズに応えられるサービスの充実
	○医療・介護の連携体制の整備

今後の人口構造の変化を見据えて、社会活力が低下していくことが懸念されるが、多様化する高齢者のライフスタイルを踏まえ、それぞれの意思と能力に応じて、働き方、生き方を選択できる社会を実現することにより、明るい社会の実現を目指す。

高齢者が働きやすい柔軟な雇用、就業シナリオを整えることと合わせて、高齢者が多世代との協働の中で地域づくりの主役として活躍できるよう支援し、さらに、高齢者の健康づくりにも取り組み、高齢者が生涯現役として社会の担い手となる時代を築くことが大切である。

<図表 2-3> 高齢者の就業意識

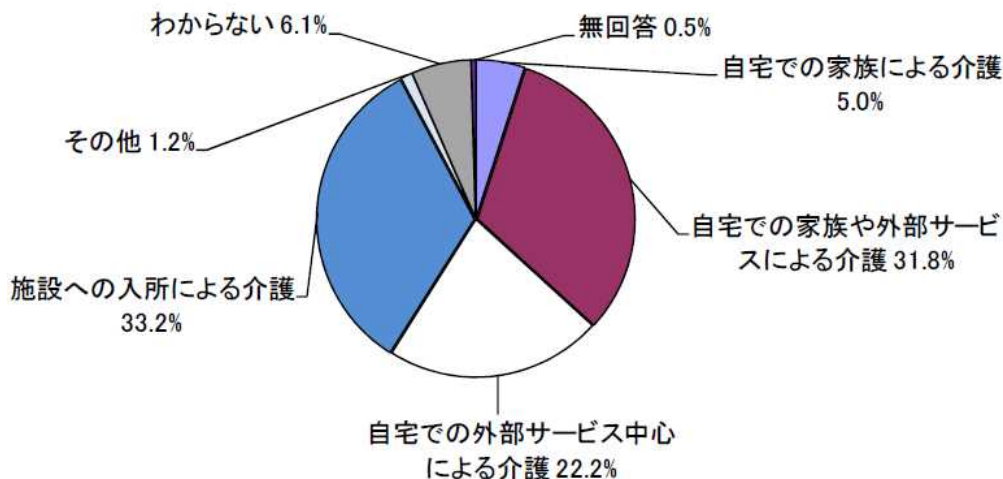


(注) 調査対象は、現在仕事をしている全国60歳以上の男女。

出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」より監査人が作成

また、周囲の助けが必要となったときは、住み慣れた地域で暮らせるよう、家族や地域住民が支えの手を差し伸べる地域ぐるみのサポート体制に加え、その人の状況に応じた住まいや多様な介護サービスの提供、医療と介護の連携強化など、衣食住において不便を感じさせない生活環境が重要である。

<図表 2-4> 自分に望む介護の形



出典：第23回「県民意識調査」

② 基本戦略Ⅱ「障害のある人」

基本戦略Ⅱ「障害のある人」

～障害のある人が、社会のあらゆる分野で、活動できる社会づくり～

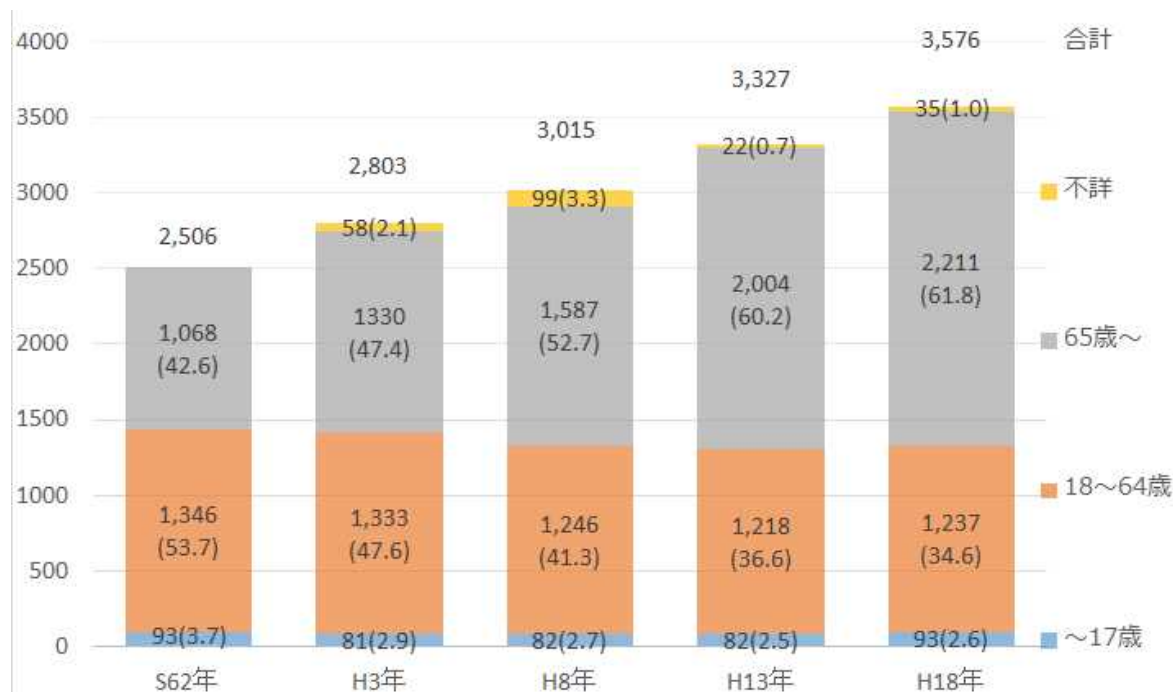
1 障害のある人が社会の一員として生き生きと暮らす	○障害のある人が個人の状況に応じて様々な分野で活動できる社会の実現
	○コミュニケーションや移動の支援の充実
	○誰もが移動・活動しやすいバリアフリーのまちづくり
	○障害のある人が社会の一員として生き生きと働き続ける社会の実現
2 障害のある人が尊厳を持ってその人らしく生活できる	○障害のある人に対する県民理解の促進
	○障害のある人をはじめすべての人々を社会の一員として包み支える社会の実現
	○障害のある人の暮らしの安全と安心を支える権利擁護体制の充実
	○本人主体の支援を実現する相談支援体制の構築
3 障害のある人があらゆる場面で安心して暮らせる	○障害のある人とその家族を支える生活支援の充実
	○地域移行など新たな生活場面への移行時の支援体制と循環的施設利用体制の構築
	○地域生活の多様な課題・ニーズに応える住まいの充実
	○自立した生活を支えていくための所得の確保

県人口の高齢化と同様に、障害ある人の高齢化も進み、親なき後の残された障害のある人の地域生活への支援も重要となってくる。

障害ある人がその人らしい生活を送り、社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現の

ためには、障害の重度化や障害のある人の高齢化に対応した生活基盤が確保されるだけでなく、多様な障害についての理解が進み、障害のある人の社会参加の場が確保され、その人に応じた役割が果たせることが大切である。

<図表 2-5> 年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者・在宅）



出典：内閣府「障害者白書」（平成24年版）より監査人が作成

③ 基本戦略Ⅲ「子ども・若者・子育て世代」

基本戦略Ⅲ「子ども・若者・子育て世代」

～地域ぐるみの少子対策・子育て支援～

1 すべての子ども・子育て家庭を支え、誰もが子育ての喜びを感じる	○妊娠・出産環境が整備され、すべての親子が喜びを実感し、共に成長できる社会の実現
	○保育や小児医療システム等が整った安心できる社会の実現
2 未来の親として、子どもや若者たちがすすくと成長・自立できる	○子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会の実現
	○若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会の実現
3 社会全体が家庭や子育ての大切さを共有し、地域・職場ぐるみで子育てを応援する	○父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会の実現
	○かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会の実現

社会の持続的な発展には、次代を担う子どもの育成が欠かせないが、少子化の要因となる20～30代女性人口の減少や結婚に対する若者の意識の変化等に加え、子育て中の親の孤立、深刻な児童虐待など地域の子育てをめぐる環境は様々な課題に直面している。少子化に歯止めをか

けるには、結婚、出産を支える取組だけでなく、生まれた子どもが健やかに成長し、次代を担う親として自立できるよう、社会全体で支援を行っていく必要がある。

まず、誰もが安心して妊娠・出産を迎えられるよう、産科・周産期医療体制が充実し、親子が気軽に集い相談できる場づくりが進むなど、すべての親子がともに喜び、成長するための支援を行っていくことが必要である。

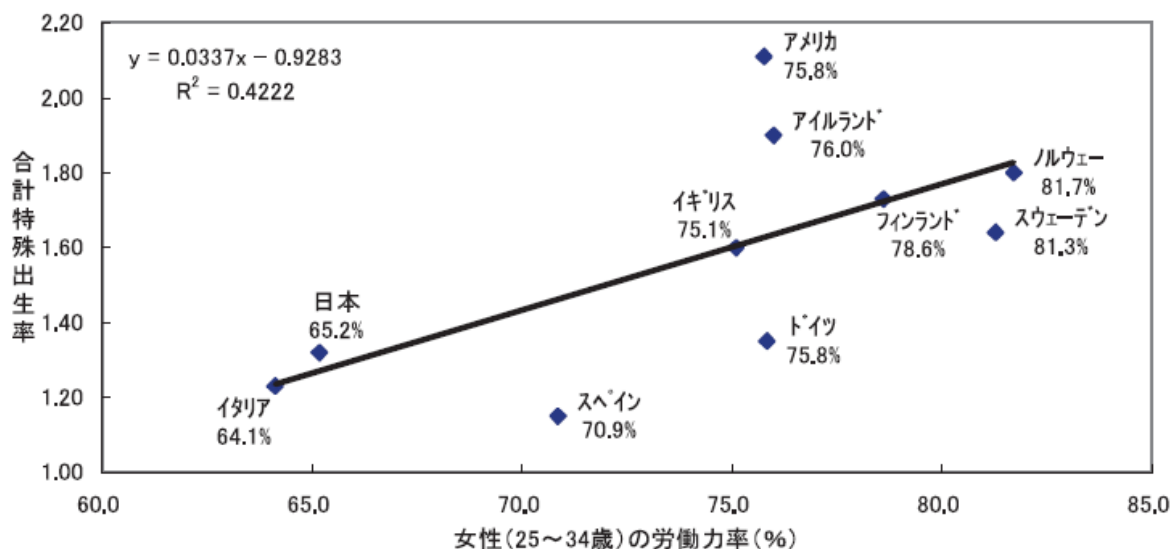
また、働き方にかかわらず子どもを預けることができ、小児救急医療の体制が強化されるなど、子どもの成長を見守る安心・確実な環境づくりを進める必要がある。

そして、子どもたちが多様な体験活動や交流を通じて豊かな人間性を育みながら成長し、成年後も就職支援や出会いの機会の充実等社会による後押しを実感することで、安心して結婚できるよう応援していくことも重要である。

また、父親も母親も子育てと仕事のバランスのとれた充実した生活を送れることで、安定した家庭を築くことができると考えられる。

兵庫県では、誰もが安心して子どもを生み育てられ、子どもたちが生き生きと成長していくことができるよう、出産、育児から、子どもたちの豊かな成長、家庭と仕事の両立、出会い・結婚支援まで総合的に施策を推進し、地域団体・NPO、企業・職域団体、大学、市町等社会全体が連携した「元気で安全安心な兵庫」づくりを進めていく。

<図表 2-6> 女性（25～34歳）の労働力率と合計特殊出生率



出典：兵庫県「少子高齢社会福祉ビジョン」

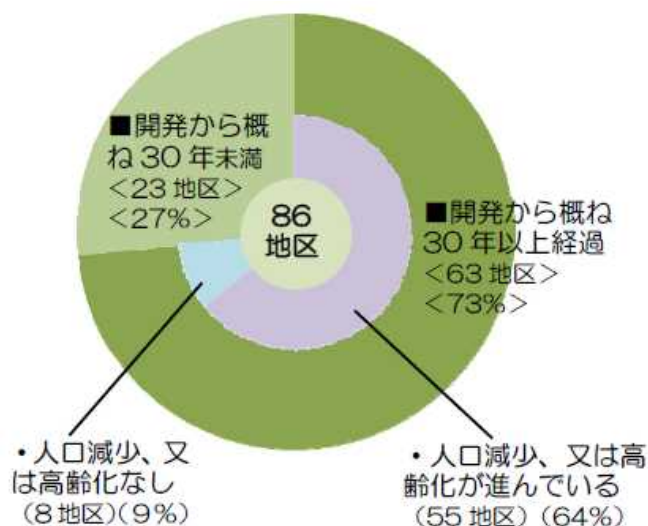
④ 基本戦略Ⅳ「地域社会」

基本戦略Ⅳ「地域社会」
 ～すべての人が参加し、共に支え合い、地域の活性化を実現する～

1 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域社会の中で、安心・快適に暮らす	○身近なところで様々な在宅福祉サービスを利用できるまちづくり
	○多様な介護保険外サービスの提供
	○利用者本位のサービス提供
	○生涯を安心して暮らせるまちの創造
	○福祉の現場を支える仕組みづくり
2 地域の人々誰もが社会の担い手となって生き生きと活躍する	○元気高齢者や障害のある人が介護現場で活躍する仕掛けづくり
	○元気高齢者や障害のある人による様々な分野での起業拡大
	○ボランティア活動促進の仕掛けづくり
	○要介護高齢者・障害のある人自身の社会参加
	○新たな地域の担い手の創出
3 地域住民が助け合い、共に支え合う、連帯感を醸成する	○地域住民の絆を創造、強化する助け合い活動の展開
	○住民の支え合い活動を促進する交流・連帯の場の提供
	○災害時における要援護者の速やかな安全確保

都市部におけるニュータウンのオールドタウン化、郡部における過疎地域集落の高齢化の一層の進展などの問題が顕著化してきている。

<図表2-7> 兵庫県の大規模ニュータウン（86地区）の分類

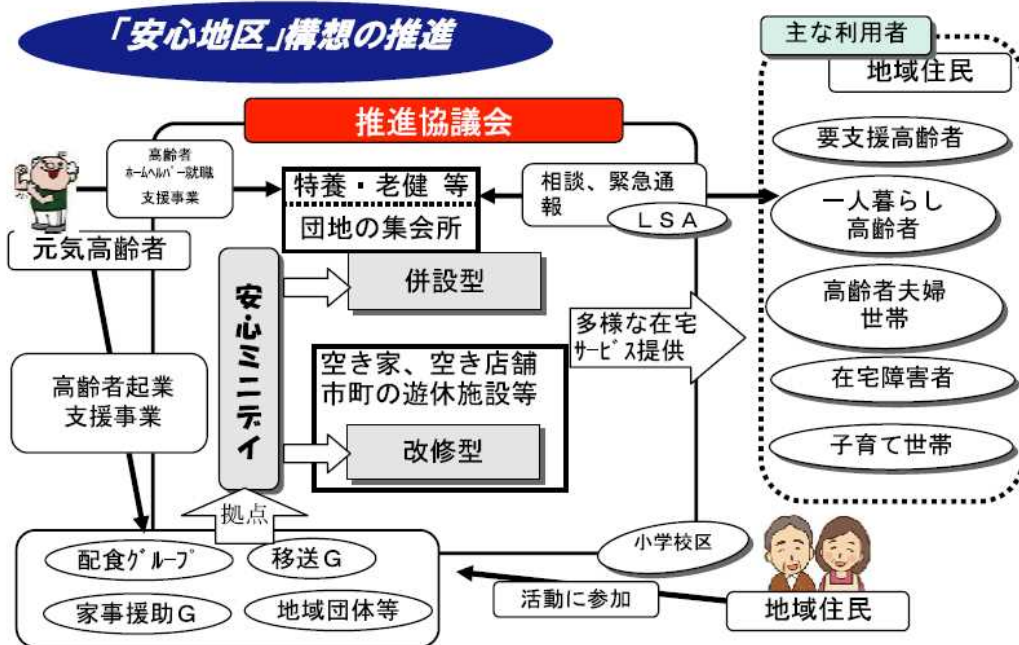


出典：兵庫県ニュータウン再生ガイドライン（2016）

地域社会を支える活動の基盤は家族、家庭であり、高齢者、障害のある人、子育て支援は地域社会の負担ではなく、地域の再生は、家庭の構成員である家族同士、地域のつながりとなる家族同士の絆を確固としたものにすることから始まる。

そして、地域社会を構成する人が世代を超えてそれぞれの役割を担い、協力しあいながら取り組むことで、すべての人が住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことのできる社会、すべての人が生き生きと活躍できる社会、共に支えあう連帯感に満ちた社会の実現が可能となる。

<図表 2-8> 地域社会が高齢者、障害のある人、子育て支援を通じて活性化する社会のイメージ

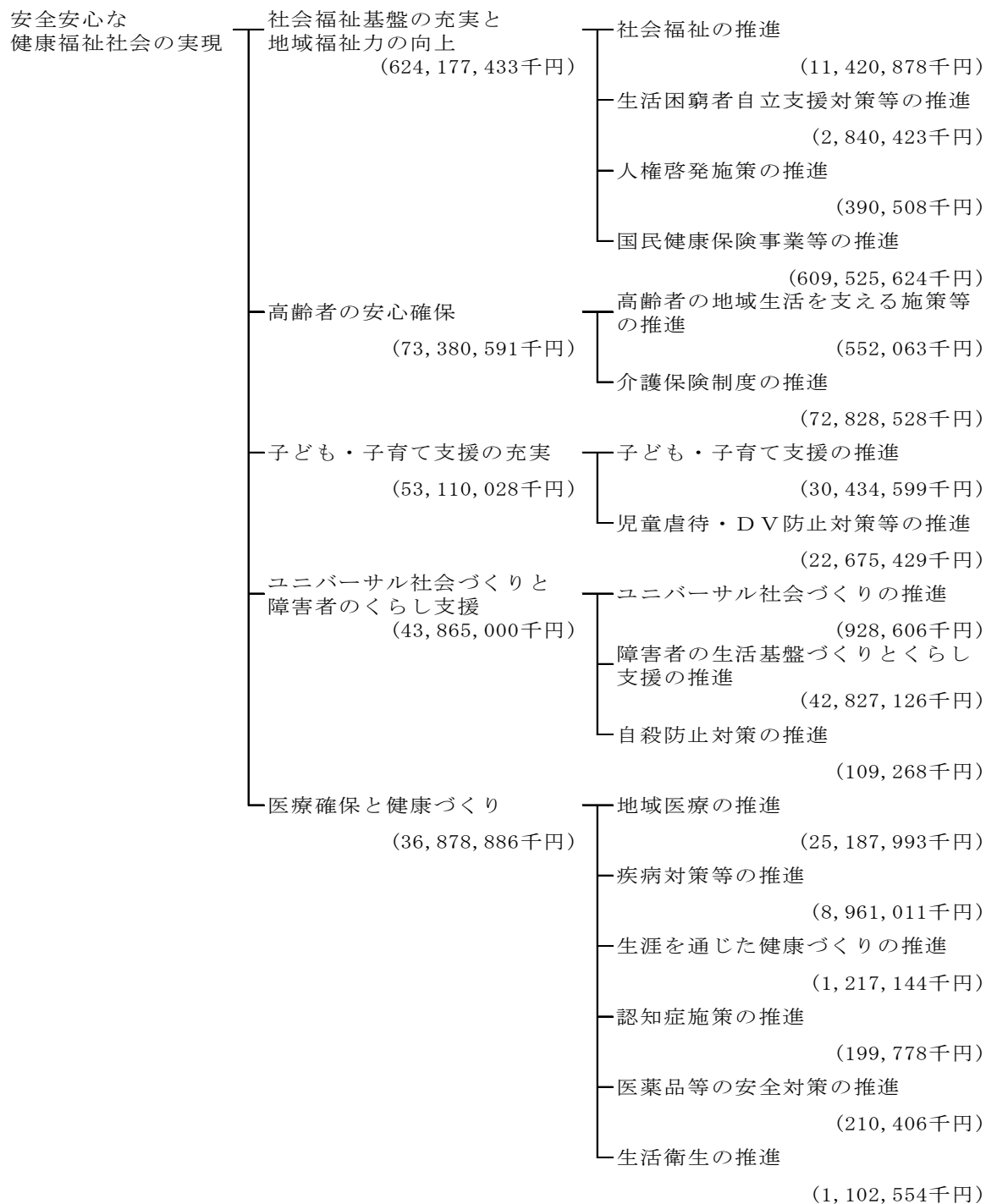


出典：兵庫県「少子高齢社会福祉ビジョン」

3. 健康福祉部（福祉部長所管）の主要施策等

健康福祉部では下表のとおり、平成30年度重要施策として安全安心な健康福祉社会の実現を掲げており、「社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上」、「高齢者の安心確保」、「子ども・子育て支援の充実」、「ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援」、「医療確保と健康づくり」に取り組んでいる。

<図表2-9> 平成30年度重要施策体系表（福祉部長所管）



※金額は各分野における平成30年度当初予算の金額

出典：兵庫県 健康福祉部「事務概要」

(1) 社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上

① 社会福祉の推進

広く福祉人材を確保するため、新規求職者のほか中高年層を対象とした合同就職説明会の開催や外国人技能実習制度等を通じた外国人介護人材の受入支援などによる多様な人材の参入促進、県立総合衛生学院における介護福祉学科の開設準備、離職した介護人材の再就業支援、実務者研修や介護キャリア段位制度の普及促進事業など福祉人材のキャリアアップ支援、将来の担い手となる高校生が介護の仕事への理解を深めるための福祉・介護学習プログラムの活用や啓発活動など福祉・介護サービスのイメージアップ等の取組を積極的に推進する。

② 生活困窮者自立支援対策等の推進

生活保護受給者が抱える様々な問題に対応するため、就労支援などの自立に向けた取組を推進するなど、生活保護制度の適正な実施を図るとともに、生活困窮者自立支援法において、生活保護に至る前の生活困窮者に対して生活相談や就労準備支援、住宅確保のための給付など必要な支援を実施する。

また、子どもの貧困対策として、学習支援や生活習慣獲得等の支援拠点の運営や食事を通じて居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ助成など、引き続き地域で支援する取組を推進する。

③ 人権啓発施策の推進

人権尊重の理念について、県民の理解を深めるため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、多様化する人権課題に対応した啓発活動に取り組む。

また、様々な人権問題を早期に発見し、相談から救済へと速やかに繋いでいくため、行政と地域・職域団体等で構成する「ひょうご人権ネットワーク会議」のもと、人権擁護にかかわる啓発、相談、援助等の活動を連携、協働して展開する。

④ 国民健康保険事業等の推進

国民皆保険制度の基礎である国民健康保険制度について、事業が健全かつ安定して運営されるよう、市町及び国民健康保険組合に対し必要な指導を行うとともに、市町が行う保険料の軽減や健康づくり事業の推進等に対し支援を行うほか、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町と共同してその運営を担う新制度の円滑な施行を図る。

後期高齢者医療制度について、制度が適切に運営されるよう、後期高齢者医療広域連合や市町に対し必要な指導を行うとともに、医療給付費等の支援を行う。

(2) 高齢者の安心確保

① 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町による介護予防・生活支援の取組の充実や在宅医療・介護連携の強化に向けた支援に加え、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、阪神・淡路大震災復興基金事業として実施してきた高齢者自立支援ひろばを継続的に支援する。

また、老人クラブが行う子育て支援や一人暮らし高齢者等の見守りなどの地域貢献活動、健康づくり(健康体操)等への支援を行う。

② 介護保険制度の推進

「老人福祉計画(第7期介護保険事業支援計画)」に基づき、同時改定を行った保健医療計画との整合を図り、専門的な介護サービスの充実・強化に加え、介護保険制度の改正を踏まえた高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携の推進、介護人材の確保及び資質の向上など、地域包括ケアシステムを推進させる更なる取組を展開する。

(3) 子ども・子育て支援の充実

① 子ども・子育て支援の推進

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づき、少子対策、就学前の幼児教育・保育、地域の子育て支援の総合的・計画的な実施、地域団体やNPO、企業、市町等と連携した施策の推進により、誰もが安心して子育てできる兵庫の実現を目指す。

待機児童の早期解消に向けて、保育所や認定こども園等の整備・運営に係る多様な支援を行うとともに、保育人材確保のため、保育士等の処遇改善や保育人材確保対策貸付事業、潜在保育士の復職支援に加え、保育士等の質の向上と離職防止を図る支援策を進めるほか、放課後児童支援員や子育て支援員の認定研修等を実施する。

また、子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」や就労状況等から病気の子どもの看ることができない場合の「病児・病後児保育事業」、在宅児童とその親に対し、民間保育所による体験保育や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」など、子育て支援サービスの充実を図る。

さらに、子どもの就学後に保護者が仕事を辞めざるを得なくなる「小1の壁」の解消に向けて、小学校の余裕教室等も活用した放課後児童クラブの開設や長時間開所に向けた運営等を支援する。

併せて、子育て世代が安心して子育てができるよう「乳幼児等医療費助成事業」や「こども医療費助成事業」により、中学3年生までを対象に医療費を助成するとともに、第2子以降を対象とした「ひょうご保育料軽減事業」を拡充することにより、子育て世帯への経済的支援を推進する。

② 児童虐待・DV防止対策等の推進

児童虐待防止対策として、児童虐待相談の増加やケースの複雑・多様化に対し、児童虐待防止24時間ホットラインを設置し、迅速・的確に対応するとともに、重症事案に対応する医療機関との新たな連携システムの構築、こども家庭センターが市町・児童家庭支援センターと連携し、家庭復帰後の見守り支援体制の強化を図ること等により、子どもの安全、安心を確保する。

また、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた兵庫県家庭的養護推進計画の見直しや、里親委託・特別養子縁組制度の普及等を図ることにより、社会的養育体制を推進する。

(4) ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

① ユニバーサル社会づくりの推進

「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、障害者の「教育・社会参加」として、2020年の東京パラリンピック等の開催を見据え、選手の発掘や障害者スポーツ拠点の整備のほか、芸術文化イベント開催・参加補助等により、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

また、「しごと支援」として、就労継続支援事業所等に業務を発注する企業の開拓や企業と連携した授産商品の高度化・販路拡大、農福連携による就農促進、優先発注の推進等により、福祉的就労に従事する障害者の工賃向上を図る。

② 障害者の生活基盤づくりとくらし支援の推進

「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、「自己決定」と「共生」を取組のキーワードに、障害者が自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重されるとともに、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現に向けた取組を推進する。

「生活基盤づくり」として、高齢障害者に対するケアマネジメントを充実するため、ケアマネジャー等に対して障害に係る専門的相談支援の研修を実施するとともに、県立こども発達支援センターやひょうご発達障害者支援センター及びブランチの運営、障害児通所支援の充実等により、発達障害児・者に対する療育や家族・関係機関等からの相談に対する適切な指導・助言と人材育成を行う。県東部等における障害児（者）リハビリテーションについて、有識者会議を設置し、現状・課題を踏まえた方向性及び施策の検討を進める。さらに、医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、指定短期入所事業所（医療機関等）を活用し、輪番により常時空床を確保する。

③ 自殺防止対策の推進

「兵庫県自殺対策計画」に基づき、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」の実現を目指して、市町や関係機関・団体と連携し、自殺対策を総合的に推進する。

「いのちと心のサポートダイヤル」の体制強化や「いのちの電話」への支援による24時間電話相談体制の充実強化に加え、インターネットやSNS等の多様な手段を活用した相談窓口等の情報発信、相談機会の充実を図る。

また、関連施策との有機的な連携により、様々な自殺リスクに対応できる地域の相談支援ネットワークの構築に向けて支援を行う。さらに、地域で、「気づき・つなぎ・見守り」ができる、「いのちとこころのサポーター推進リーダー」の養成や自殺対策に従事する相談職員等への研修などにより人材養成に取り組む。

(5) 医療確保と健康づくり

① 地域医療の推進

5 疾病 5 事業及び在宅医療に関する医療提供体制の確保に関する取組みや2次保健医療圏域の設定等を示した保健医療計画について、同時改定となる「老人福祉計画（第7期介護保険事業支援計画）」との整合を図りつつ、平成30年4月に策定した。

当該計画で、2次保健医療圏域を見直したことから、圏域毎の重点推進方策や、準圏域の設

定等を改定する保健医療計画（圏域版）を策定し、地域の実情に合った取組を推進する。

また、これらの計画に基づき、県民が良質で適切な医療を住み慣れた地域で受けられるよう、地域ごとの将来の医療需要に応じ、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携のため、地域医療構想を推進する。

在宅医療の充実については、医師、歯科医師、看護師等の医療従事者をはじめとする在宅医療にかかわる多職種のネットワーク化等を支援するとともに、今後増加する在宅医療ニーズに対応するには医療と介護の連携が重要であることから、医療と介護の連携・一体化を推進し、在宅医療を必要とする県民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる仕組みの充実を図っていく。

医師の確保については、医師確保対策を総合的に推進するため、「兵庫県地域医療支援センター」において、自治医科大学等におけるへき地等勤務医師の養成、医師のキャリア形成支援、医療人材の資質向上、大学医学部への特別講座の設置による診療支援など地域医療に従事する医師の養成・派遣を行い、地域偏在・診療科偏在対策に取り組む。

看護職員の確保については、院内保育所の運営費補助や働きやすい職場環境づくりに向けた管理者研修等として離職防止対策を行うとともに、一度職場を離れた看護職員の職場復帰を支援するため、ナースセンター事業の強化や合同就職説明会及び復職支援研修の開催費補助を行うなど、再就業支援対策を実施する。

医療提供体制の整備については、小児救急医療電話相談窓口の翌朝までの時間延長や救命救急センター・周産期母子医療センターの運営費補助の実施など、救急医療・周産期医療体制の充実等を図る。

② 疾病対策等の推進

感染症対策については、「感染症予防計画」に基づき、感染症予防の普及啓発や患者発生時の医療機関等と連携した迅速な患者・接触者調査の実施などにより、感染症の発生・まん延防止に努める。

また、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、圏域協議会の開催、医療従事者等への研修に引き続き取り組むとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、新型インフルエンザ対策を推進する。

がん対策については、「がん対策推進計画」の改定を受け、がん予防やがんの早期発見の推進として、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業・団体と連携し、従業員やその家族への受診勧奨を行うなど、がん検診の受診率向上に向けた取組を進める。さらに、がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築を進め、医療体制の充実と医療連携を一層推進するほか、関係団体等との連携による就労支援体制の推進やがん教育の推進によるがん患者を支える社会の構築に取り組む。

また、肝炎対策として、ウイルス検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、要治療者に対する保健指導を行うとともに、肝炎インターフェロン等の治療費に対する支援を行う。

難病対策については、医療費の公費助成を行うほか、在宅人工呼吸器装着患者等、重症難病患者に重点をおいた支援に引き続き取り組む。

③ 生涯を通じた健康づくりの推進

県民一人ひとりが生涯にわたって、生き生きと安心して、質の高い生活が送れるよう、「健康づくり推進条例」及びその基本計画である「健康づくり推進プラン（第1次）」に基づき、県民の健康づくりを推進する。推進に当たっては、県民一人ひとりの生活習慣の改善や、健康づくりに向けた取組を促進するとともに、それを支援する社会環境の整備、充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指す。

県民主導により展開される「健康ひょうご21 県民運動」を推進するとともに、働き盛り世代の健康づくりに積極的に取り組む「健康づくりチャレンジ企業」への支援メニューの充実や、特定健診・特定保健指導の受診促進を図る。

「食育推進計画（第3次）」に基づき、行政と食育関係者の連携、未来の親や子育て世代の食育力の強化を図るとともに、県民の主体的な取組を促進するため、「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあてた「ひょうご“食の健康”運動」を地域、関係団体等と協働で推進する。

歯と口腔は、食べる・話すなど、生きていくために欠かせない機能を担い、歯の疾患は全身疾患にも関わりが深いことから、歯と口腔の衛生状態を改善し、歯科疾患を予防する歯科保健サービスの充実に取り組む。

受動喫煙対策については、「受動喫煙の防止等に関する条例」施行後5年経過に伴う最初の見直しに向けた検討を行うとともに、健康被害防止に向けた啓発を引き続き行い、特に大人に比べて影響の大きい子どもや妊婦の受動喫煙防止について理解の促進を図る。

健やかな妊娠・出産・子育てへの支援を充実させるため、特定不妊治療費、不育症治療費に対し、助成を行う。また、妊娠期から育児期までの継続した支援体制を構築し、支援が必要な妊産婦の早期発見・早期支援を行うことで、児童虐待の防止を図る。

④ 認知症施策の推進

認知症の予防や早期発見を推進するため、認知症の正しい理解の普及、認知症チェックシートを活用した予防健診や認知症相談を推進するとともに、認知症医療体制の充実強化に取り組む。また、地域ぐるみで認知症の人を見守り、行方不明時には早期発見活動を行うため、市町による実効性ある認知症見守り・SOSネットワークの構築を推進する。

⑤ 医薬品等の安全対策の推進

医薬品等の有効性・安全性と品質の確保等を図り、県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等の徹底を図るほか、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携強化など、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進等に取り組む。

また、覚醒剤・大麻や危険ドラッグ等の乱用による事故及び事件が社会問題になるなど、極めて憂慮すべき状況にあることから、「薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、関係機関との連携のもと指導取締や啓発活動を推進し、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める。

このほか、医療に必要な血液製剤を確保するため、献血の推進に取り組むとともに、白血病等の血液難病の治療に資するため、兵庫臍帯血バンクへの移転支援や骨髄等ドナー登録会を実施し、造血幹細胞移植対策を推進する。

⑥ 生活衛生の推進

県民誰もが安心できる食生活の実現を目指して、「食の安全安心推進計画(第3次)」に基づき、食品の安全性・信頼性の確保や子ども向け普及啓発による安全・安心な食習慣の定着などに取り組む。

特に、HACCP(ハサップ)に基づく衛生管理の推進については、法改正による義務化を見据えて、県版HACCP認定の取得、ひょうごHACCP基準要綱に基づく届出を促進するとともに、食品事業者向け説明会やリーダー養成セミナー、夏休み親子HACCP自由研究大作戦の開催などにより普及啓発に取り組む。

また、食の安全安心を脅かす様々な事件・事故の発生を踏まえ、広域流通食品の製造・販売施設の重点監視や食品検査の充実強化を実施するなど、消費者の食品に対する信頼の醸成を図る。

さらに、動物愛護センターの開館20周年を契機として、展示内容等をリニューアルするとともに、「動物愛護管理推進計画」及び「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を、より一層、推進していく。

加えて、人口減少社会における水道事業の基盤強化を図るため、平成31年3月に取りまとめた兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書の提言を踏まえ、引き続き地域別協議会への参画など、県は調整役として広域連携などの取組を推進する。

このほか、住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊法」)の施行を踏まえ、生活環境の悪化や近隣住民とのトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る観点から、制限する区域・期間の設定に加え、近隣住民への事前周知及び善良の風俗保持を義務づける措置を盛り込んで新たに制定した条例に基づき、届出受理や監督業務、苦情・通報に適切に対応していく。

第3章 監査の結果及び意見

1. 総論

(1) 報告書の構成について

「第1章6. (1) 監査の要点及び (2) 実施した主な監査手続」に記載した監査の結果として、「指摘」が3件及び「意見」が22件あった。なお、「指摘」と「意見」は、以下の観点から総合的に判断して区分している。

区分	判断基準
指摘	事務の執行において①関係法令、規則及び諸規程に違反と判断したもの、②3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しく合理性に欠けると認められ改善を求めるもの。
意見	3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

(2) 指摘及び意見の一覧

<図表3-1-1> 指摘及び意見の一覧

項目	区分	対象事業 又は出資団体	頁	指摘又は意見の内容
3. 健康福祉部が所管する事業				
市町からの補助金申請書に対する審査方法について	意見 3-2-1	乳幼児等医療費助成事業	39	有効な審査方法が継続して実施されるために、審査方法について文書によりルール化する必要がある。
	意見 3-3-1	こども医療費助成事業	41	
	意見 3-9-1	重度障害者医療費助成事業	65	
	意見 3-13-1	高齢期移行助成事業	78	
	意見 3-19-1	母子家庭等医療費給付事業	103	
補助基準額について	意見 3-4-1	ひょうご保育料軽減事業	46	少子化対策として多子家庭の増加は重要であり、競争力を強化して近隣他府県への流出を防止するためにも多子家庭への手厚いサポートが必要である。
当初予算と執行額との乖離について	意見 3-5-1	保育所緊急整備事業費補助	49	予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、計画事業が適切に実施されるよう当初予算と執行額の乖離が小さくなるよう働きかけることが重要で
	意見 3-6-1	認定こども園整備事業	53	
	意見 3-14-1	地域介護拠点整	84	

項目	区分	対象事業 又は出資団体	頁	指摘又は意見の内容
	意見 3-15-1	備補助事業 高齢者福祉施設 等施設整備費補 助事業	88	ある。
耐震改修状況に ついて	指摘 3-6-2	認定こども園整 備事業	55	耐震診断及び耐震改修を所有者の判 断に委ねるだけでなく、定期的に状況 を確認し、早急に保育施設の耐震性に 対する不安が解消するよう兵庫県から 積極的に働きかける必要がある。
保育定員弾力化 緊急支援事業の 実施状況につい て	意見 3-7-1	保育定員弾力化 緊急支援事業	58	3 年間限定の県単独の緊急支援事業 であることから、市町や事業者にあま り負担を求めずに実施する方法も検討 する必要がある。
処遇改善等加算 の認定事務につ いて	意見 3-8-1	子どものための 教育・保育給付 事業	62	処遇改善等加算に係る県職員の認定 事務量が膨大であり、また、県が認定 事務を実施しているのであれば県の 2 次審査における客観性が十分ではない と思われる。したがって、認定事務作 業は各市町に委任し、県は各市町が実 施した 1 次審査結果に対して客観性を もって 2 次審査するという流れに変更 すべきだと考えられる。
補助金内示の選 定理由の開示に ついて	意見 3-10-1	障害者福祉施設 整備補助	69	国による補助先の選定理由を把握す ることが業務の効率性に資すると考え られるため、国に対して情報提供を依 頼し、選定理由を事業者と共有するこ とが必要である。
補助対象施設か らの報告書類の 審査方法につい て	意見 3-16-1	軽費老人ホーム 運営費補助事業	92	現状の審査方法は主に前年度までの 情報を重視した方法となっているた め、長期にわたる集計誤りや不正な報 告を発見できない可能性があるため、 早期に発見可能な審査方法を構築す ることが望ましい。
市町からの報告 書に対する審査 方法について	意見 3-17-1	介護給付費県費 負担金	96	介護給付費負担金実績報告書に対す る査閲作業についての個人差を解消 し、当該業務が効果的かつ効率的なも のとするために、チェックリストの使

項目	区分	対象事業 又は出資団体	頁	指摘又は意見の内容
				用・保管に対する内部統制を整備する必要がある。
生活保護費等弁償金の収入未済について	意見 3-18-1	生活保護事業	99	規程の厳格な運用により、回収困難な債務者とその他の債務者とを明確にすることで回収交渉の実効性と効率性を高め、回収額及び回収率を向上していくことが望まれる。
年金等無申告による不正受給について	指摘 3-18-2	生活保護事業	100	年金事務所との連携方法を工夫することにより、生活保護受給者を対象にした年金受給の有無やその額を県側が効率的に把握できる仕組みを構築し、年金収入者による不正受給の発生を防止すべきである。 なお、令和元年10月30日より本格運用開始された、マイナンバー制度における情報連携を活用し、生活保護受給者の年金情報を把握することも有効な方法だと考えられる。
交付に関する審査の適切性について	指摘 3-20-1	民間社会福祉施設運営支援事業	109	保育所が県へ提出した申請書に「経験年数」が空欄となっているものがあり、補助要件を満たしているかの判断を適切に実施できていない。県は申請者に対して申請書様式に従った記載を求めるとともに、申請者が「経験年数」についても要件を満たしていることを確かめる必要がある。
交付金の目的を達成しているかの確認	意見 3-20-2	民間社会福祉施設運営支援事業	109	県に提出されている事業計画書等の資料では、保育従事者への処遇改善状況を確認することができないため、県は保育所等に交付金がどのように使用されているかの報告及び裏付け資料を求める等により処遇改善状況を確認すべきである。
保育所等からの申請書に対する審査方法について	意見 3-20-3	民間社会福祉施設運営支援事業	109	県に提出されている事業計画書等の申請書類について、内容の根拠となる証憑の確認までは実施しておらず、補助金の不正受給が行われた場合に十分

項目	区分	対象事業 又は出資団体	頁	指摘又は意見の内容
				に発見できる仕組みとなっていないため、有効性と効率性を勘案した上で一部の施設を対象として根拠資料を確認する等、不正を発見可能な審査方法を構築する必要がある。
潜在保育士の活用について	意見 3-20-4	民間社会福祉施設運営支援事業	110	保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の職場復帰が急務であり、処遇改善や勤務環境の改善への取組が必要である。
こども家庭センターの職員数不足について	意見 3-22-1	その他	116	こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており一人当たりの負担が増加しているため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。
一時保護所の定員数不足について	意見 3-22-2	その他	118	兵庫県が所管する一時保護所は1ヶ所のみであり、また、十分な定員数が確保されていない。虐待された児童を安全に保護するために、県内の各地域に一時保護所（一時保護委託先）を確保する必要がある。
4. 健康福祉部が所管する出資団体				
兵庫県社会福祉協議会が実施する生活資金貸付金制度について	意見 4-2-1	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	134	貸付金の原資である国庫補助金等特別積立金 191 億円のうち、貸付金制度として利用されているのは84億に留まっているため、今後、生活困窮者に対するセーフティーネットとして、より多くの必要な者に対して運用される必要がある。

2. 監査対象の事業及び出資団体の一覧

(1) 監査対象事業の一覧

<図表3-2-1> 包括外部監査対象事業一覧

(単位：百万円)

分野	番号	制度主体	事業名	令和元年度予算 (内、国庫)	内容
こども政策	1	国	児童手当県費負担金	12,884(-)	児童手当支給に係る県負担金
	2	県	乳幼児等医療費助成事業	3,273(-)	市町が支弁する乳幼児等医療費助成事業の助成に要する経費(対象：小学3年生までの乳幼児等)
	3	県	こども医療費助成事業	1,043(-)	市町が支弁するこども医療費助成事業の助成に要する経費(対象：小学4年生から中学3年生まで)
	4	県	ひょうご保育料軽減事業	469(-)	第2子、第3子以降の児童に対する保育料の軽減に要する経費
	5	国	保育所緊急整備事業費補助	1,083(-)	民間保育所の施設整備費の補助等
	6	国	認定こども園整備事業	768(600)	認定こども園の施設整備事業に要する経費の補助、認定こども園へ移行予定の幼稚園等の耐震化、施設・整備費等の補助
	7	県	保育定員弾力化緊急支援事業	20(-)	受入人数を拡大した民間認可保育所、民間認定こども園の保育用品購入費、保育士等の研修費用に対する補助
	8	国	子どものための教育・保育給付事業	24,417(-)	私立の幼稚園・認定こども園・保育所及び地域型保育事業所への給付に要する経費
障害者施策	9	県	重度障害者医療費助成事業	5,196(-)	市町が支弁する重度障害者児医療費助成事業の助成に要する経費
	10	国	障害者福祉施設整備補助	1,541(1,027)	福祉法人等が行う障害者(児)福祉施設の整備(創設、改築、大規模修繕等)に要する経費
	11	国	障害者自立支援給付費県費負担金(施設系)	17,048(-)	障害福祉サービスのうち、生活介護、施設入所支援等、施設系サービスの支給に係る県負担分
	12	国	障害者自立支援給付費県費負担金(居宅系)	6,575(-)	障害福祉サービスのうち、居宅介護、共同生活援助等、居宅系サービスの支給に係る県負担分

分野	番号	制度主体	事業名	令和元年度予算 (内、国庫)	内容
高齢者政策	13	県	高齢期移行助成事業	272(-)	市町が支弁する高齢期移行助成事業の助成に要する経費
	14	国	地域介護拠点整備補助事業	4,634(-)	地域密着型施設等の整備費補助に要する経費
	15	県	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	1,652(-)	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等への施設整備費の補助に要する経費
	16	県	軽費老人ホーム運営費補助事業	912(-)	軽費老人ホーム運営費の一部を助成する経費
	17	国	介護給付費県費負担金	63,086(-)	介護給付費等の支給に要する県負担金
社会福祉政策	18	国	生活保護費	1,912(1,417)	生活保護(郡部)の実施に要する経費
	19	県	母子家庭等医療費給付事業	432(-)	市町が支弁する母子家庭等医療費給付事業の助成に要する経費等
	20	国	民間社会福祉施設運営支援事業	287(-)	民間の社会福祉施設への運営費補助
	21	国	国民健康保険保険基盤安定負担金	19,541(-)	低所得者に係る保険料(税)軽減額に対し、公費による負担を行うための経費

(2) 監査対象出資団体の一覧

<図表3-2-2> 包括外部監査対象出資団体一覧

番号	出資団体	事業内容
1	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	兵庫県が設置したりハビリ専門病院などの指定管理施設や兵庫県から移管を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設などの自主運営施設、さらには、事業団が設置した多機能型事業所やグループホームなど、県下63か所で93施設を運営している。
2	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	兵庫県における地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成や研修、経営に関する指導及び助言、市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整等に取り組んでいる。

3. 健康福祉部が所管する事業（21 事業）に関する監査の結果

(1) 児童手当県費負担金

① 事業の概要

<図表3-3-1-1> 児童手当県費負担金事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	児童課			
事業目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。			
事業概要	各市町が行う児童手当の支給額（受給者が公務員の場合を除く）の県費負担分を補助する。県の費用負担については、事業主負担のある3歳未満の児童手当は4/45、それ以外は1/6である。 4月に各市町から概算交付申請があり、それに基づき5月、9月、翌年1月に補助金を交付する。12月に各市町から精算交付申請があり、また翌年6月に事業実績報告書の提出を受ける。			
条例・要綱等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	13,516,060	13,363,474	13,140,131	12,884,858
決算額	13,449,355	13,187,309	13,003,590	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金費	13,449,355	13,187,309	13,003,590
合計	13,449,355	13,187,309	13,003,590

② 事業の内容

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている（児童手当法第1条）。児童手当県費負担金事業では、直接、支給者に対して児童手当を支給している市町に対して、県費負担金を納付している。

イ. 支給要件

支給要件は以下のとおりである。

(i) 次の a 又は b に掲げる児童（以下、「支給要件対象児童」という。）を監護し、生計を

同じくする父又は母（もしくは未成年後見人）であって、日本国内に住所を有するもの

a. 学校終了前（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある）の児童（施設入所児童を除く。）

b. aを含む2人以上の児童（施設入所児童を除く。）

(ii) 父母（もしくは未成年後見人）が外国に居住していて、児童は日本に居住している場合、生計を維持している父母に指定されたもの

(iii) (i)及び(ii)いずれにも監護されず、又はこれらと生計を同じくしない児童を監護し、その生計を維持するもの

(iv) 中学校修了前の施設入所児童が委託されている小規模児童住居型児童養育事業を行うものもしくは里親、又は施設入所等児童が入所している施設の設置者

ロ. 支給金額

支給要件は以下のとおりである。

支給対象年齢区分	支給月額手当（1人当たり）
3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子、2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学校修了前（一律）	10,000円

ハ. 所得制限額

以下の所得制限限度額内の受給者に対して、児童手当を支給する。当分の間は、所得制限限度額以上の受給者についても、特例給付として児童1人当たり月額5,000円が支給される。

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円

※扶養親族が1人増えるごとに38万円加算する。

ニ. 支給額に対する県の費用負担

3歳未満については、県は4/45負担し、それ以外の年齢区分、特例給付については1/6を負担している。公務員分については、所属庁が支給するため、県費負担金としての費用負担はない。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：児童手当県費負担金の支給手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助交付実績、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：兵庫県児童手当県費負担金交付要綱（平成24年4月1日改正）、平成30年度児童手当県費負担金に係る実績（概算/精算）報告について及び様式、平成28年度～30年度当初予算と決算額の差額分析、平成30年度支給一覧、児童手当県費負担金概算交付申請書、児童手当県費負担金精算交付申請書等

- ・平成30年度の現年度予算分による補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

特に記載すべき事項は認められなかった。

(2) 乳幼児等医療費助成事業

① 事業の概要

<図表 3-3-2-1> 乳幼児等医療費助成事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	乳幼児等に係る医療費の一部を助成することによりその福祉の増進を図る。			
事業概要	事業の実施主体である県内市町に対して、次に掲げる費用を助成する。 (1) 医療費 (2) 一般事務費 (3) 医療費審査支払手数料 (4) 医療機関等事務処理費 (平成30年度末で廃止)			
条例・要綱等	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、福祉医療費助成事業実施要綱			
支出先	兵庫県内の市町 (41市町)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	3,509,406	3,557,068	3,514,086	3,273,342
決算額	3,818,592	3,742,982	3,732,133	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療費補助	3,389,415	3,315,870	3,314,991
事務費補助	429,177	427,112	417,142
合計	3,818,592	3,742,982	3,732,133

② 事業の内容

乳幼児等(0歳児から小学3年生)の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する事業である。

<実施主体> 市町

<県費負担額> 3,082,434千円(補助率 1/2)

<対象者数> 351,300人(令和元年度推計)

<所得制限> 0歳児 所得制限なし

1歳児～小学3年生 市町村民税所得割税額23.5万円未満

(所得判定方法:同一世帯を単位とした世帯合算)

<制度の推移>

- ・1歳未満児について、医療費の自己負担額5,000円を超えるものを対象に昭和48年8月1日から発足し、昭和49年8月1日から5,000円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。
- ・平成6年7月1日から入院・通院ともに3歳未満児まで対象児を拡大した。
- ・平成11年7月1日から入院について6歳未満児まで対象児を拡大した。
- ・平成13年7月1日から通院について医療費の1割(月額上限5,000円)の一部負担金を導入のうえ、6歳未満児まで対象児を拡大した。
- ・平成14年7月1日から入院・通院ともに義務教育就学前まで対象児を拡大した。
- ・平成15年7月1日から通院の1割負担の窓口上限を5,000円に設定した。
- ・平成17年7月1日から通院を定額化し、入院について一部負担金を導入した。
- ・平成19年4月1日から入院・通院ともに小学3年生まで対象児を拡大した。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容:事業の課題、事業内容、補助金交付申請から決定までの手続(申請書や報告書様式及びその記載方法を含む)、当初予算額と決算額の乖離要因等

主な閲覧資料:乳幼児等医療費助成事業の概要、福祉医療制度の概要、福祉医療費補助金事務の流れ、平成30年度補助金交付実績、平成30年度補助金所要額調書、平成30年度補助金変更所要額調書等

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果**イ. 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-2-1】**

乳幼児等医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(3) こども医療費助成事業

① 事業の概要

<図表 3-3-3-1> こども医療費助成事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	こどもに係る医療費の一部を助成することによりその福祉の増進を図る。			
事業概要	事業の実施主体である県内市町に対して、次に掲げる費用を助成する。 (1) 医療費 (2) 一般事務費 (3) 医療費審査支払手数料			
条例・要綱等	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、こども医療費助成事業実施要綱			
支出先	兵庫県内の市町 (41 市町)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	835,982	914,405	967,422	1,042,953
決算額	980,711	1,043,194	1,069,953	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医療費補助	939,515	1,002,198	1,028,980
事務費補助	41,196	40,996	40,973
合計	980,711	1,043,194	1,069,953

② 事業の内容

こども(小学4年生から中学3年生)の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の1/3を公費で負担する事業である。

<実施主体> 市町

<県費負担額> 967,768千円(補助率 入院：10/10 通院：1/2)

<対象者数> 217,000人(令和元年度推計)

<所得制限> 市町村民税所得割税額23.5万円未満

(所得判定方法：同一世帯を単位とした世帯合算)

< 制度の推移 >

- ・法人県民税超過課税を財源として小学4年生から中学3年生の入院を対象に、平成22年4月から発足。
- ・平成23年10月から対象医療を小学4年生から小学6年生の通院に拡大した。
- ・平成25年7月から通院について中学3年生まで対象を拡大した。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。
主な質問内容：事業の課題、事業内容、補助金交付申請から決定までの手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、当初予算額と決算額の乖離要因等
主な閲覧資料：こども医療費助成事業の概要、福祉医療制度の概要、福祉医療費補助金事務の流れ、平成30年度補助金交付実績、平成30年度補助金所要額調書、平成30年度補助金変更所要額調書等
- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見3-3-1】

こども医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(4) ひょうご保育料軽減事業

① 事業の概要

<図表3-3-4-1> ひょうご保育料軽減事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	こども政策課			
事業目的	子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、保育料を助成し、子育て家庭を支援することで、子育てしやすい環境づくりを推進する。			
事業概要	<p>(1) 対象児童 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童。 ※ 国による利用者負担の軽減措置を受けない児童に限る。 ※ 第1子については、令和元年10月から対象とする。</p> <p>(2) 所得要件 ・第2子以降（年収640万円未満相当） 教育認定子ども：市町民税所得割額169,000円未満の世帯 保育認定子ども：市町民税所得割額155,500円未満の世帯 ・第1子（年収360万円未満相当） 市町民税所得割額57,700円未満の世帯</p> <p>(3) 補助の方法 ・子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業及び子どものための教育・保育給付を受けない幼稚園は、市町を通じて補助 ・国立大学附属幼稚園及び子どものための教育・保育給付を受けない事業所内保育施設は、施設を通じて補助</p>			
条例・要綱等	・兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）、ひょうご保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受けない事業所内保育施設及び国立大学附属幼稚園）			
支出先	・兵庫県内の市町（41市町） ・事業所内保育施設（105施設） ・国立大学附属幼稚園（2園）		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	412,000	427,608	550,233	469,240
決算額	387,512	382,195	487,220	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

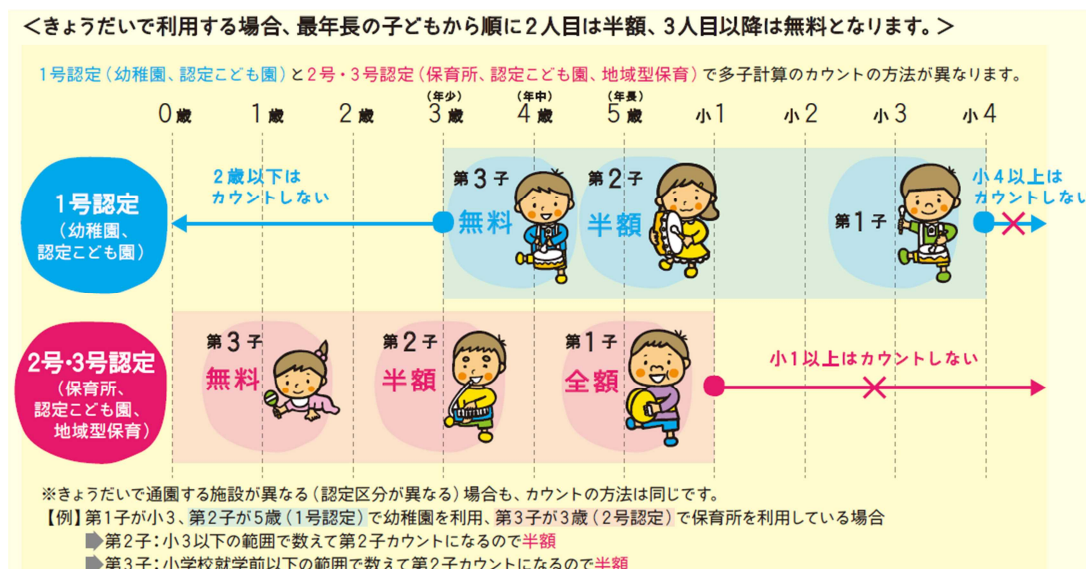
決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	387,512	382,195	487,220
合計	387,512	382,195	487,220

② 事業の内容

イ. 国の保育料軽減措置とひょうご保育料軽減制度について

国は少子化対策の一つとして、多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減させるために、一定の要件（図表 3-3-4-2 参照）の下において、第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。しかし、国の制度ではきょうだい間の歳の差が大きい場合はカウントされずに第2子以降であっても軽減対象から外れることとなる。

<図表 3-3-4-2> 国が定める保育料の負担軽減（令和元年9月30日まで）



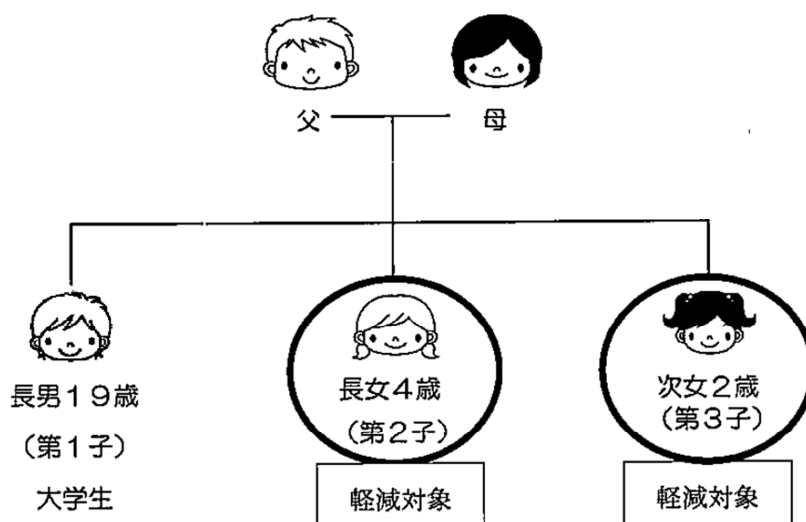
※なお、年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充される。

出典：「子ども・子育て支援制度 なるほどBOOK」

兵庫県では子育て家庭を支援することで子育てしやすい環境づくりを推進していることから、国による利用者負担の軽減措置を受けない児童を対象として、保育料を助成している。

<図表 3-3-4-3>のようなきょうだい構成を例にあげると、国の制度では、小1以上である第1子はカウントされないため、第2子が保育料軽減対象外、第3子が保育料半額となるが、ひょうご保育料軽減制度では、6年間の制限がなく第1子としてカウントすることとなり、第2子から保育料軽減対象となる。

<図表 3-3-4-3>ひょうご保育料軽減事業による軽減対象イメージ



出典：県資料「ひょうご保育料軽減事業」

さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されることから、これらの県負担額の減少分を財源として活用し、無償化の対象外となる0～2歳に対する支援を拡充する。

<図表 3-3-4-4>補助基準額（月額5,000円を超える保育料に対し、以下の額を補助）

令和元年9月30日以前			令和元年10月1日以降		
第2子	3歳未満児	月額6,000円	第2子	3歳未満児	月額15,000円
	3歳以上児	月額4,500円		3歳以上児	—
第3子 以降	3歳未満児	月額7,000円	第3子 以降	3歳未満児	月額15,000円
	3歳以上児	月額5,500円		3歳以上児	—

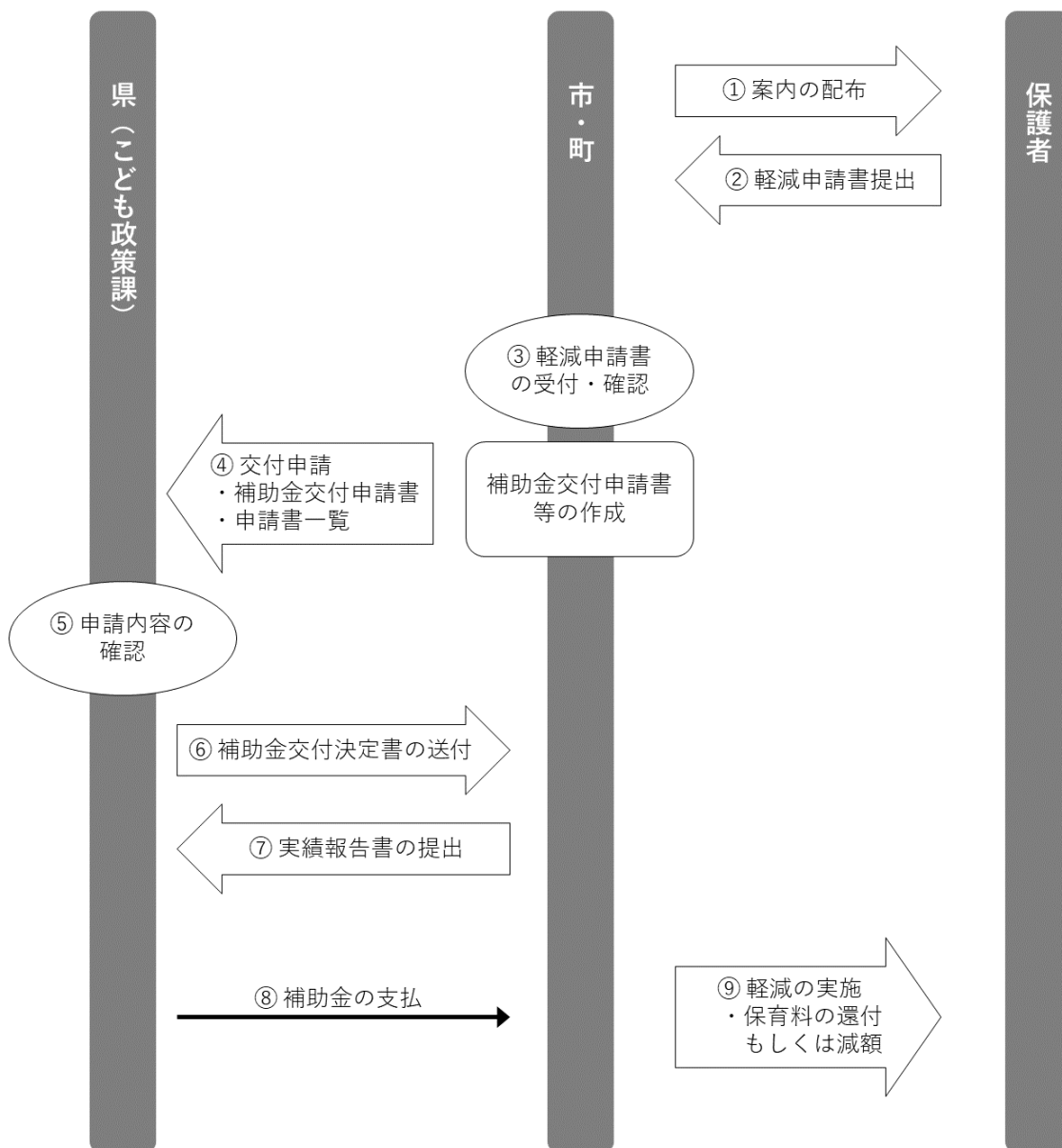
※令和元年10月1日以降は、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする。

出典：「事業概要」より監査人が作成

ロ. 事業の流れ

直接、保護者の方に対して助成を行うのではなく、利用している保育施設の設置者が保護者の方に対して助成を行った場合に、その軽減額を施設に対して助成する。

<図表 3-3-4-5>ひょうご保育料軽減事業の流れ（市町に対する補助の場合）



出典：「ひょうご保育料軽減事業の流れ」より監査人が作成

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：平成28年度、平成29年度及び平成30年度ひょうご保育料軽減事業確定額一覧

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 補助基準額について【意見3-4-1】

令和元年10月1日以降、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象）されることから、これによる県負担額の減少分を財源として無償化の対象外となる住民税課税世帯の0～2歳に対する支援を拡充し、ひょうご保育料軽減事業による兵庫県の保育料の補助基準額を、従前の第2子6,000円、第3子以降7,000円から、第2子以降15,000円に改訂している。

この令和元年10月1日以降の補助基準額15,000円の算定根拠としては、兵庫県における保育料の概算平均30,000円の半額を根拠としているが、国の保育料の負担軽減措置は、第2子半額、第3子以降は無料であり、ひょうご保育料軽減事業が国の制度の補完的な位置付けであるとするならば、国の負担軽減措置と整合させて第3子以降は全額を補助することも検討すべきである。兵庫県において、少子化対策として多子家庭の増加は重要であり、競争力を強化して近隣他府県への流出を防止するためにも多子家庭への手厚いサポートが必要である。

(5) 保育所緊急整備事業費補助

① 事業の概要

保育所緊急整備事業費補助事業は、国からの子育て支援対策臨時特定交付金（安心こども基金）を用い、県において創設した基金を原資とし、県が市町に対する補助制度として実施されてきたが、平成27年度から、国（厚生労働省）から市町に対して直接補助を行う保育所等整備交付金制度が創設されたため、当該事業は、基金の残額の範囲内において実施されており、令和3年3月31日で事業終了となる。

<図表3-3-5-1> 保育所緊急整備事業費補助の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	こども政策課			
事業目的	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。			
事業概要	保育所、認定こども園の保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備に係る経費を補助する。 (1) 整備対象施設 保育所、幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分 (2) 事業の実施主体 市町 (3) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 (4) 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老築民間児童福祉施設整備			
条例・要綱等	安心こども基金管理運営要領、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	4,070,509	3,139,104	2,153,610	1,083,360
決算額	2,834,930	1,014,739	1,019,695	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	2,834,930	1,014,739	1,019,695
合計	2,834,930	1,014,739	1,019,695

② 事業の内容

イ. 財源の負担割合

(i) 「子育て安心プラン実施計画※」の採択を受けている市町が策定する市町整備計画に基づく施設整備であって、利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る）を行う場合

県（基金）2/3、市町 1/12、事業者 1/4

(ii) (i)以外の場合（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老築民間児童福祉施設整備）

県（基金）1/2、市町 1/4、事業者 1/4

※子育て安心プラン実施計画

平成31年4月1日時点において、①待機児童が1人以上見込まれている市町又は②待機児童がない見込みであっても、今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市町であり、令和3年度までの各年度4月1日時点の申込児童数（保育ニーズ）、利用定員数（整備量）及び待機児童数について、市区町村全域及び保育提供区域毎に見込んだうえで、遅くとも令和2年度末までに待機児童をゼロとする、市町が策定する計画

ロ. 実施期限

令和3年3月31日

ハ. 補助基準額

定員 41～70 名	標 準	都 市 部※
本体工事	145,300 千円	159,900 千円
解体撤去工事	3,984 千円	4,383 千円
仮施設設備工事	7,661 千円	8,428 千円
特殊附帯工事	15,840 千円	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の 5%	
開設準備費加算	31 千円×増加定員数	
大規模修繕改修	見積額	

※都市部とは、4月1日時点の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町をいう。

二. 整備実績

<図表 3-3-5-2> 保育所緊急整備事業（安心こども基金及び交付金）による整備実績

整備年度		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
安心こども 基金①	整備か所数	45 か所	26 か所	12 か所	14 か所	7 か所
	整備定員数	1,539 人	405 人	161 人	447 人	420 人
保育所等整備 交付金②	整備か所数	16 か所	39 か所	53 か所	52 か所	72 か所
	整備定員数	414 人	1,457 人	1,580 人	2,161 人	3,156 人
合計①+②	整備か所数	61 か所	65 か所	65 か所	66 か所	79 か所
	整備定員数	1,953 人	1,862 人	1,741 人	2,608 人	3,576 人

出典：兵庫県資料「保育所緊急整備事業費補助」

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：平成 28 年度及び平成 29 年度保育所緊急整備事業所要見込額、平成 30 年度保育所緊急整備事業（安心こども基金）整備見込み一覧、平成 30 年度保育所緊急整備事業整備実績一覧

- ・平成 30 年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 当初予算と執行額との乖離について【意見 3-5-1】

過去から継続して当初予算と執行額に大きな乖離が生じており（図表 3-3-5-3 参照）、当初予算時に見込まれていた計画が延期されたり中止されたりした結果、補正予算により大きく減額されることが継続している。これは県としては待機児童解消に向けて保育所の定数の拡大を推奨し、予算不足により施設建築に支障が生じることを防ぐため、当初予算としては各市町において計画が存在する事業についてはすべて予算計上していることが要因である。

特定財源のため実績が当初予算を大きく下回ることについて他事業の予算への影響はないとのことであるが、待機児童の解消や子どもを安心して育てることができるよう体制整備を目指し予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、公募事業については公募を実施する市町への指導・助言の引き続きの実施により計画事業が適切に実施されるよう当初予算と執行額の乖離が小さくなるよう働きかけることが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の少子化や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

<図表3-3-5-3>平成30年度 保育所緊急整備事業（安心こども基金）予算

【当初予算】

【2月補正】

市町名	整備区分	【当初予算】			【2月補正】				
		施設名	所要額 (百万円)	定数増 (人)	施設名	所要額 (百万円)	H30 定数増 (人)	H31 定数増 (人)	変更事由等
神戸市	創設	(公募予定)	145	60	A	1	0	60	1ヶ年→2ヶ年事業に変更
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	177	90	B	182	90	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	C	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	D	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	E	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	F	6	0	-	
	大規模修繕	-	-	-	G	12	-	-	新規
尼崎市	増改築	(募集予定)	111	10	-	-	-	-	交付金へ移行※
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	交付金へ移行※
	増改築	(募集予定)	178	10	-	-	-	-	交付金へ移行※
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	応募見込みないため中止
西宮市	創設	(募集予定)	158	100	H	164	100	-	
	創設	(募集予定)	186	120	I	192	120	-	
	創設	(募集予定)	158	100	J	92	-	90	
	創設	(募集予定)	116	50	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(募集予定)	142	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
伊丹市	創設	(募集予定)	145	60	K	78	20	0	
宝塚市	創設	-	-	-	L	152	90	0	交付金から移行※
	創設	-	-	-	M	10	0	120	交付金から移行※
	創設	-	-	-	N	60	0	120	新規
播磨町	創設	(募集予定)	110	75	-	-	-	-	応募見込みないため中止
市川町	増改築	-	-	-	O	98	27	0	交付金から移行※
		21か所	2,153	915	15か所	1,071	447	390	

※「交付金へ移行」及び「交付金から移行」については、安心こども基金を財源とするか、交付金を財源とするかの違いであり、保育所緊急整備事業として同一である。

出典：平成30年度 保育所緊急整備事業（安心こども基金）整備見込み一覧

(6) 認定こども園整備事業

① 事業の概要

<図表3-3-6-1> 認定こども園整備事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	健康福祉部少子高齢局こども政策課			
事業目的	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図る。			
事業概要	認定こども園の新設、修理などの施設整備にかかる経費を補助する。 (1) 対象施設 ① 認定こども園整備 ア 幼保連携型認定こども園の学校としての教育を実施する部分 イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 ウ 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園 エ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ② 防犯対策整備 幼稚園型認定こども園 ③ 耐震化整備 ア 幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園 イ 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園 ウ 幼保連携型認定こども園への移行を予定する幼稚園 エ 幼稚園型認定こども園への移行を予定する幼稚園 (2) 実施主体 ① 認定こども園整備、防犯対策整備：市町 ② 耐震化整備：学校法人又は社会福祉法人			
条例・要綱等	認定こども園施設整備交付金交付要綱、安心こども基金管理運営要領、県補助金交付要綱			
支出先	市町、学校法人、社会福祉法人		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,657,266	1,545,342	1,399,507	768,291
決算額	923,379	680,223	311,169	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	923,379	680,223	311,169
合計	923,379	680,223	311,169

② 事業の内容

イ. 整備の区分

- (i) 認定こども園整備：創設、増築、増改築、改築、大規模修繕
- (ii) 防犯対策整備：門、フェンス等の外構の整備、非常通報装置等の設置等
- (iii) 幼稚園耐震化整備：認定こども園への移行を予定する幼稚園の耐震化

ロ. 財源

以下のいずれかを活用

- (i) 認定こども園施設整備交付金（文部科学省）（以下、「交付金」という。）
- (ii) 安心こども基金（文部科学省関係）（以下、「基金」という。）

ハ. 整備の区分

- (i) 認定こども園整備：交付金（基金）1/2、市町1/4、事業者1/4
- (ii) 防犯対策整備：交付金（基金）1/2、市町1/4、事業者1/4
- (iii) 幼稚園耐震化整備：交付金（基金）1/2、事業者1/2

ニ. 過去の整備実績

(i) 認定こども園整備 及び (ii) 防犯対策整備

年度	交付金	基金	合計
平成26年度	—	29 か所	29 か所
平成27年度	4 か所	15 か所	19 か所
平成28年度	16 か所	8 か所	24 か所
平成29年度	22 か所	9 か所	31 か所
平成30年度	20 か所	1 か所	21 か所

(iii) 幼稚園耐震化整備

年度	交付金	基金	合計
平成26年度	—	6 か所	6 か所
平成27年度	—	1 か所	1 か所
平成28年度	—	2 か所	2 か所
平成29年度	—	1 か所	1 か所
平成30年度	1 か所	—	1 か所

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：平成28年度、平成29年度及び平成30年度幼稚園耐震化促進事業補助所要額、平成29年度及び平成30年度認定こども園整備事業当初予算額及び決算額、平成30年度認定こども園施設整備・幼稚園耐震化改修実施箇所一覧、社会福祉施設の耐震改修状況調査

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証拠を確認した。

④ 監査の結果

イ. 当初予算と執行額との乖離について【意見3-6-1】

過去から継続して当初予算と執行額に大きな乖離が生じており、当初予算時に見込まれていた計画が延期されたり中止されたりした結果、補正予算により大きく減額されることが継続している（図表3-3-6-2参照）。これは県としては待機児童解消に向けて保育所の定数の拡大を推奨し、予算不足により施設建築に支障が生じることを防ぐため、当初予算としては各市町において計画が存在する事業についてはすべて予算計上していることが要因である。

特定財源のため実績が当初予算を大きく下回ることについて他事業の予算への影響はないとのことであるが、待機児童の解消や子どもを安心して育てることができるような体制整備を目指し予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、公募事業については公募を実施する市町への指導・助言の引き続きの実施により計画事業が適切に実施されるよう県としてサポートすることが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の少子化や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

<図表3-3-6-2>平成30年度 認定こども園整備事業 予算額及び決算額一覧

(単位：千円)

類型	市町	施設数	H30年度 当初予算 (A)	施設数	H30年度 決算 (B)	H30年度		H30年度 (B-A)	変更事由等
						交付金	基金		
幼保連携型	神戸市	21	328,536	1	2,684	2,684	-	△325,852	内、△16施設：事業の延期 内、△4施設：事業の中止 内、1施設：2ヶ年事業に変更
	明石市	5	183,360	2	39,177	39,177	-	△144,183	内、△1施設：事業の延期 内、△2施設：事業の中止 内、+1施設：新規案件 内、△1施設：計画変更、他
	西宮市	4	261,229	2	15,042	15,042	-	△246,187	内、△2施設：事業の中止 内、2施設：事業費の精査
	芦屋市	1	109,788	0	-	-	-	△109,788	事業の延期
	相生市	1	4,811	1	5,557	5,557	-	+746	事業費の精査
	高砂市	1	33,216	1	31,722	31,722	-	△1,494	事業費の精査
	川西市	3	23,914	2	8,548	8,548	-	△15,366	内、2施設：事業費の精査 内、△1施設：計画変更
	小野市	1	21,000	0	-	-	-	△21,000	事業の延期
	加西市	1	3,613	1	447	447	-	△3,166	計画変更
	養父市	-	-	1	864	864	-	+864	新規案件
	丹波市	1	36,814	2	57,475	57,475	-	+20,661	内、1施設：事業費の精査 内、+1施設：新規案件
	加東市	1	22,000	0	-	-	-	△22,000	事業の延期
	たつの市	3	39,263	3	39,019	39,019	-	△244	事業費の精査、計画変更
	小計		43	1,067,544	16	200,535	200,535	-	△867,009
その他	神戸市	5	4,500	-	-	-	-	△4,500	新規案件
	姫路市	2	679	2	663	663	-	△16	内、1施設：事業費の精査 内、+1施設：新規案件
	明石市	-	-	1	1,760	1,760	-	+1,760	事業の延期
	市川町	1	13,203	1	10,472	-	10,472	△2,731	事業費の精査、計画変更
	小計		8	18,382	4	12,895	2,423	10,472	△5,487
		51	1,085,926	20	213,430	202,958	10,472	△872,496	

出典：平成30年度 認定こども園整備事業 予算額及び決算額

ロ. 耐震改修状況について【指摘 3-6-2】

兵庫県の保育施設の耐震改修状況について、平成29年3月31日時点において、保育施設802棟のうち、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された施設は244棟(30.4%)であり、耐震診断により要改修と判定されたものの改修未完了の施設が7棟、耐震診断未実施の施設のうち改修未完了の施設が112棟(14.0%)となっている。

<図表3-3-6-3> 兵庫県 社会福祉施設の耐震改修状況調査 (平成29年3月31日時点)

施設種別 棟数	保育所	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育事務所	へき地 保育所	認可外 保育施設	合計
昭和57年以降に建築された棟数	276	169	22	1	90	558
昭和56年以前に建築された棟数	183	37	5	1	18	244
耐震診断実施済	101	20	1	0	4	126
改修不要	58	12	1	0	2	73
要改修	43	8	0	0	2	53
改修済	38	7	0	0	1	46
改修未完了	5	1	0	0	1	7
耐震診断未実施	82	17	4	1	14	118
改修済	4	1	0	0	1	6
改修未完了	78	16	4	1	13	112
合計	459	206	27	2	108	802

出典：社会福祉施設の耐震改修状況調査

下表のとおり、平成7年の阪神・淡路大震災においては、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因であり、特に新耐震基準導入前に建築された住宅・建築物に大きな被害が発生している。したがって、子どもを預かる保育施設が耐震基準を満たすことは必須であり、また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づく国の基本方針において、多数の者が利用する建築物の耐震化について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とすることを目標としている。

阪神・淡路大震災発生から25年経過し、新耐震基準導入前の施設の耐震性がさらに懸念される状況において、耐震診断さえも未実施である保育施設が数多く存在することは問題である。耐震改修については建築物の所有者の努力義務であり、保育施設の管理監督責任は一義的には市町にあるとなっているが、当該事業において兵庫県は子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図るという事業目的を掲げていることから、耐震診断及び耐震改修を所有者の判断に委ねるだけでなく、定期的に状況を確認し、早急に保育施設の耐震性に対する不安が解消するよう兵庫県から積極的に働きかける必要がある。

<図表3-3-6-4> 阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害

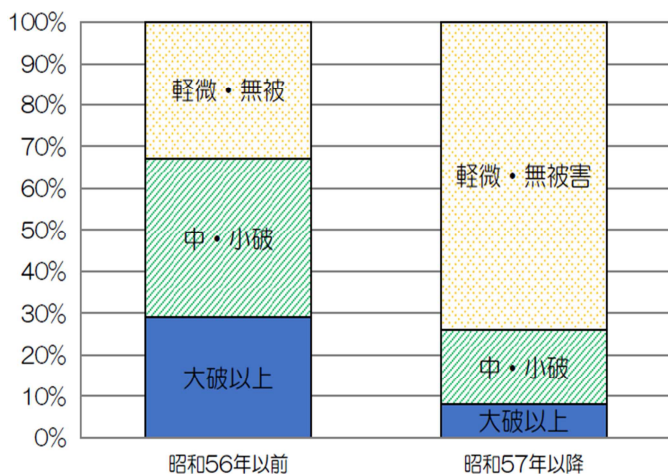
死亡者の死因

死因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷した)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より(平成7年4月24日現在)警察庁調べ

※消防庁：阪神・淡路大震災について(確定報、平成18年5月19日)による死者数は6,434名、全壊住家数は約10万5千戸

建築年数別の被害状況(建築物)



(出典) 平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

(7) 保育定員弾力化緊急支援事業

① 事業の概要

<図表3-3-7-1> 保育定員弾力化緊急支援事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	こども政策課			
事業目的	現在発生している待機児童を緊急的に解消するとともに、幼児教育の無償化に向けて想定される保育需要の増加にも備えるため、暫定対策として、既存の保育所や認定こども園が、保育の質を確保した既存施設の定員の弾力化により、受入人員の拡大を行う場合に、小型遊具、絵本等保育用品の購入に要する経費及び保育の質を確保するために保育士等の研修に係る経費を補助する。			
事業概要	受入人員の拡大(2人以上)を行う場合に要する小型遊具、保育用品、保育士研修経費に要する経費の補助 (1) 対象施設 民間保育所・認定こども園 (2) 実施主体 市町(子育て安心プラン実施計画採択市町) (3) 事業者 定員弾力化により2・3号児童を2人以上受入拡大する施設の運営者 (4) 補助対象 小型遊具、保育用品、保育士研修経費(研修経費は100千円上限) (5) 補助基準額 受入人員1人当たり200千円(但し10人を上限) (6) 負担割合 県1/3 市町1/3 事業者1/3			
条例・要綱等	保育定員弾力化緊急支援事業実施要綱、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	市町(子育て安心プラン採択市町に限る。)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位:千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	—	—	20,000	20,000
決算額	—	—	518	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位:千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	—	—	518
合計	—	—	518

② 事業の内容

保育所、認定こども園において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町の認定を受けた児

童（以下、「2・3号児童」という。）を定員の弾力運用により、2人以上拡大した場合に、必要な経費の一部を補助する。

<図表 3-3-7-2> 整備実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市町数	2 市町	-	-
施設数	4 施設	-	-

※平成 30 年度からの新規事業で令和 2 年度まで実施

当該事業は、現在発生している待機児童を緊急的に解消するとともに、幼児教育の無償化に向けて予想される保育需要の増加に備えるための暫定対策として実施するため、事業期間を国の「子育て安心プラン」における待機児童解消目標年度で2020年度（令和2年度）末まで実施としている。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。
 主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等
 主な閲覧資料：平成 30 年度保育定員弾力化緊急支援事業補助実績一覧
- ・平成 30 年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 保育定員弾力化緊急支援事業の実施状況について【意見 3-7-1】

保育定員弾力化緊急支援事業は待機児童解消のための受け皿確保として受入人員拡大を目標に掲げて、県の単独事業として平成30年度から開始した。平成30年度予算では100施設500人（20,000千円）を見込んでいたが、実績では4施設34.7人（518千円）となり、令和元年度においても、実施見込み調査（令和元年6月末実施）における実績見込みは1市のみであり、当該事業は効果的に運用できていない。一方で、現在は待機児童が発生している状況であるが、今後も保育施設を増やし続けると、将来的には少子化に伴い設備数が過剰となることが考えられるため、既存の保育施設の余力を活用することは重要であり、当該事業は有効であると考えられる。

当初予算と実績の差異要因として、各保育施設が既に定員を超えて子どもを受け入れていることや市町での予算化が挙げられるが、県の単独事業であるにもかかわらず、負担割合は県1/3、市町1/3、事業者1/3と、市町や事業者にも同等に負担を求めているため事前の調整が必要となり、すぐには活用しにくい制度となっている。当該事業は継続的に発生する費用ではなく、児童の受入人員の拡大（2人以上）を行う場合に要する初期費用の補助として、3年間限定の県単独の緊急支援事業であることから、市町や事業者にあまり負担を求めずに実施することも検討される必要があったと考えられる。

(8) 子どものための教育・保育給付事業

① 事業の概要

<図表3-3-8-1> 子どものための教育・保育給付事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	こども政策課			
事業目的	認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育の実施に要する運営費、地域型保育事業における運営費を負担する。			
事業概要	子ども・子育て支援法第67条第1項に基づき、次の事業の運営費として公定価格から利用者負担額を除いた1/4(県負担割合)を市町に対して支給する。 ・私立の認定こども園、幼稚園、保育所の運営費(施設型給付費) ・市町による認可事業(地域型保育事業)として児童福祉法に位置付けられた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業における運営費(地域型保育給付費)			
条例・要綱等	子ども・子育て支援法、兵庫県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱			
支出先	兵庫県内の市町(41市町)		支出形態	負担金
予算決算額 (単位:千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	16,430,567	19,642,369	19,756,355	24,417,263
決算額	15,954,944	18,932,108	19,963,341	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位:千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	15,954,944	18,932,108	19,963,341
合計	15,954,944	18,932,108	19,963,341

② 事業の内容

イ. 施設型給付及び地域型保育給付について

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、市町村の確認を受けた私立施設・事業に対して財政支援されることとなった。施設型給付、地域型保育給付とも、給付額は「公定価格」(教育・保育に通常要する費用の額を勘案して国が設定)から「利用者負担額」(利用者の所得、入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)を控除した額であり、国1/2、県1/4、市町村1/4の負担割合とされている。

一方、認定こども園等の教育・保育を利用する子どもについては、3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われている。

<図表 3-3-8-2> 施設型給付 平成30年度実績

区分	施設数 (箇所)	所要額 (千円)
認定こども園	431	17,938,178
幼稚園 (※)	24	
保育所	355	

(※) 新制度に移行した幼稚園のみ。

<図表 3-3-8-3> 地域型保育給付 平成30年度実績

区分	事業主体	保育実施場所等	認可定員	施設数 (箇所)	所要額 (千円)
小規模保育事業	市町 民間	保育者の居宅、その他の場所、施設	6~19人	225	2,025,163
家庭的保育事業	市町 民間	保育者の居宅、その他の場所、施設	1~5人	37	
事業所内保育事業	市町 民間	事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども	制限なし	27	
居宅訪問型保育事業	市町 民間	保育を必要とする子どもの居宅	保育士等：子ども =1:1	0	—

※ 各類型とも市町の認可が必要

<図表 3-3-8-4> 子どもの認定区分

認定区分	対象児童	給付を受ける施設・事業
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	認定こども園 幼稚園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 保育所 事業所内保育事業
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型事業

ロ. 各種加算について

職員の加配や保育の充実等に係る取組を実施している場合等に、市町が確認の上、施設型給付及び地域型保育給付への加算が行われている。

【主な加算項目】

(認定こども園)

- ・副園長・教頭配置加算 常勤の副園長又は教頭を配置している施設に加算
- ・チーム保育加配加算 副担任の配置や、少人数の学級編成等を実施する場合で、必要保育教諭等の数を超えて保育教諭等を配置する施設に加算
- ・通園送迎加算 子どもの通園のための送迎を行う施設に加算
- ・事務職員配置加算 必要な事務職員数を超えて非常勤事務職員を配置する施設に加算

(保育所)

- ・所長設置加算 所長を設置する施設に加算
- ・3歳児配置改善加算 3歳児に係る保育士配置を15人:1人とする施設に加算
- ・休日保育加算 年間を通じて日曜日、国民の祝日及び休日等に関所する施設に加算
- ・賃借料加算 保育所の用に供する建物が賃貸物件であり、賃借料が発生している場合に加算

(小規模保育事業、事業所内保育事業)

- ・管理者設置加算 管理者を配置する事業所に加算
- ・障害児保育加算 障害児を受入れ、当該障害児に係る家庭的保育者等を障害児2人につき1人配置する場合に加算
- ・栄養管理加算 栄養士を活用し、献立やアレルギー、食育に関する指導を受ける事業所に加算

(家庭的保育事業)

- ・資格保有者加算 家庭的保育者が保育士資格等を有する場合に加算
- ・家庭的保育補助者加算 家庭的保育補助者を配置する事業所に加算
- ・障害児保育加算 障害児を受入れ、当該障害児に係る家庭的保育者等を障害児2人につき1人配置する場合に加算

ハ. 処遇改善等加算について

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（処遇改善等加算Ⅰ）及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）を行っている。

【認定事務の流れ】

(1) 管内各市町（政令市・中核市を除く。）へ照会

↓

(2) 各市町で管内施設・事業者からの申請をとりまとめ・1次審査後に県へ進達

↓

(3) 県において認定（政令・中核市は各市で認定）

※ 平成30年度は約370施設について認定

○処遇改善等加算Ⅰ

- ・各園における常勤職員及び常勤的非常勤職員の経験年数（前歴等含む）の平均年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
- ・各園における賃金改善計画キャリアアップの取組を審査

○処遇改善等加算Ⅱ

- ・各園における利用児童数・各種加算の取得状況等に応じ、加算額を算出
- ・加算額は全額を職員の賃金改善に充てることとされているため、各園における賃金改善計画、配分方法・配分対象者の要件充足状況（役職の発令状況）を審査

※ 2022年度（今後、国において決定）以降は、研修の受講状況の確認作業が追加

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：平成28年度、平成29年度及び平成30年度子どものための教育・保育給付事業所要額、平成30年度子どものための教育・保育給付費県費負担金交付金額一覧

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証拠を確認した。

④ 監査の結果

イ. 処遇改善等加算の認定事務について【意見3-8-1】

現在、処遇改善等加算の認定手続きは、各市町で管内施設・事業者からの申請をとりまとめて1次審査を実施し、各市町審査後の申請書類を県にて2次審査し認定（政令・中核市

は各市で認定)している。認定対象となる施設数は平成30年度において370施設と多数に及び、さらに、算出方法は細かく定められているため、県職員の処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る認定事務量が膨大である。その認定作業は煩雑であるにもかかわらず、教育・保育施設の実態を把握しているのは各市町であり、県の作業は主に形式面の確認となっており有効的・効率的ではなく、また、県が認定事務を実施しているのであれば、県の2次審査における客観性が十分ではないと思われる。

したがって、他の国の制度に基づく事業と同様に、当該事業の認定事務作業は各市町に委任し、県は各市町が実施した1次審査結果に対して客観性をもって2次審査するという流れに変更すべきだと考えられる。

(9) 重度障害者医療費助成事業

① 事業の概要

<図表 3-3-9-1> 重度障害者医療費助成事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	重度障害者に係る医療費の一部を助成することによりその福祉の増進を図る。			
事業概要	事業の実施主体である県内市町に対して、次に掲げる費用を助成する。 (1) 医療費 (2) 一般事務費 (3) 医療費審査支払手数料 (4) 医療機関等事務処理費 (平成30年度末で廃止)			
条例・要綱等	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、福祉医療費助成事業実施要綱、高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱			
支出先	兵庫県内の市町 (41市町)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	5,310,366	5,297,577	5,282,632	5,196,355
決算額	5,367,873	5,418,683	5,370,462	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療費補助(障)	3,332,200	3,393,712	3,323,318
事務費補助(障)	64,900	66,430	64,888
医療費補助(高障)	1,861,037	1,848,045	1,870,582
事務費補助(高障)	109,736	110,496	111,674
合計	5,367,873	5,418,683	5,370,462

② 事業の内容

イ. 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する事業である。

< 実施主体 > 市町

< 県費負担額 > 3,274,441 千円 (補助率 1/2)

< 対象者数 > 42,900 人 (令和元年度推計)

< 所得制限 > 市町村民税所得割税額 23.5 万円未満

(所得判定方法:同一世帯を単位とした世帯合算)

< 制度の推移 > 身体障害者手帳 1~2 級該当者又は重度の知的障害者(児)を対象に昭和 48 年 8 月 1 日から発足し、平成 17 年 7 月 1 日から精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者(障害軽減のための医療(国制度)を除く)を対象とした。

ロ. 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢重度障害者の疾病又は負傷について、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する事業である。

< 実施主体 > 市町

< 県費負担額 > 1,856,747 千円 (補助率 1/2)

< 対象者数 > 51,200 人 (令和元年度推計)

< 所得制限 > 市町村民税所得割税額 23.5 万円未満

(所得判定方法:同一世帯を単位とした世帯合算)

< 制度の推移 > 65 歳以上の重度心身障害者を対象に昭和 58 年 2 月 1 日から発足し、平成 17 年 7 月から精神保健福祉手帳 1 級保持者(障害軽減のための医療(国制度)を除く)を対象とした。

③ 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の課題、事業内容、補助金交付申請から決定までの手続(申請書や報告書様式及びその記載方法を含む)、当初予算額と決算額の乖離要因等

主な閲覧資料：重度障害者医療費助成事業の概要、福祉医療制度の概要、福祉医療費補助金事務の流れ、平成 30 年度補助金交付実績、平成 30 年度補助金所要額調書、平成 30 年度補助金変更所要額調書等

- ・ 平成 30 年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-9-1】

重度障害者医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基

づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(10) 障害者福祉施設整備補助

① 事業の概要

<図表 3-3-10-1> 障害者福祉施設整備補助の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	障害福祉課			
事業目的	社会福祉法人等が行う障害者（児）福祉施設の整備に要する費用を補助し、障害福祉サービスの基盤を整備することにより、障害者の福祉の向上を図る。			
事業概要	(1) 事業内容 施設の整備（創設、改築、大規模修繕等）に要する費用を補助。 (2) 補助額 創設・改築：対象経費の実支出額の3/4と国の定める補助基準額を比較して低い方の額 大規模修繕：対象経費の実支出額の3/4 (3) 負担区分 国：県 = 2：1（国 間接補助）			
条例・要綱等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金要綱			
支出先	社会福祉法人等		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	662,562	1,252,869	1,174,750	1,541,074
決算額	31,728	49,567	23,563	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金、補助及び交付金	31,728	49,567	23,563
合計	31,728	49,567	23,563

② 事業の内容

社会福祉法人等が行う障害者（児）福祉施設の整備に要する費用を補助し、障害福祉サービスの基盤を整備することにより、障害者の福祉の向上を図る。

イ. 国庫補助名

社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者福祉施設整備補助事業）

ロ. 補助額

創設・改築：対象経費の実支出額の3/4と国の補助基準額を比較して低い方の額

大規模修繕：対象経費の実支出額の3/4

ハ. 負担区分

国：県＝2：1（国 間接補助）

ニ. 施設整備事務の流れ

(i) 整備意向調査

次年度の予算協議に向けて、各県民局（→各市町）を通じて施設に意向調査実施

(ii) 施設整備ヒアリング

法人審査会に向けて、該当施設に事前協議書の提出を求め、ヒアリング実施

（確認項目）

- ・ 整備の必要性（関係機関の意見書）
- ・ 建設用地状況（用途制限）
- ・ 整備内容（見積書・配置図・平面図等、整備面積内訳、スケジュール等）
- ・ 資金計画（資産状況、自己資金【残高証明】、借入金の状況）
- ・ 施設運営収支予算見込（人件費見込を含む）等

(iii) 法人審査会での審査（2月～3月）

幹事会（関係課班長・主幹）・審査会（関係課長）での審議を経て、補助方針の決定

(iv) 補助金内示→事前着手承認

事前着手承認前の入札手続は認められないので留意（実施設計着手の場合は、対象外経費扱い）

※補助金内示は、国の決定に従い県が事業者へ通知する流れ

(v) 補助金交付申請→交付決定

明許繰越の場合、年度末までに以下の手続必要

- ① 予算繰越理由書の作成→財政課協議→議会承認
- ② ①の手続き後、事業遂行困難状況報告書の提出[事業者]→指示書の交付
- ③ 工事出来高検認（見込）書の提出[事業者]→現地出来高確認
- ④ ③の手続き後、出来高補助金請求[施設]→支払(交付決定額×出来高歩合)

(vi) 工事検査（中間・完了）の立ち会い

- ・ 交付決定額1千万円以上（工事費1億円以上は中間検査）は工事検査室の検査が必要
- ・ 検査室の申込みを工事検査予定日の前月20日までに実施
- ・ 検査室検査日程が決まれば、事前協議書を作り事前に打ち合わせ実施

(vii) 補助金交付額の確定

実績報告書の提出 [施設] → 検査室の工事完了検査通知書により補助額確定・支払

(viii) 指定 (変更) 手続の実施

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続 (※)

主な閲覧資料：補助金交付実績一覧表 (予算比較)、平成 30 年度以降における障害者 (児) 施設及び事業所整備等計画調査票 (総括表)、事前協議書 (※)、社会福祉法人審査会結果 (報告)、審査事項総括表、事前着手承認通知書、補助金交付申請書、補助工事検査事前確認書、補助工事完了検査結果通知書、補助事業実績報告書、補助金確定通知書

※ 「②事業の内容」の「二. 施設整備事務の流れ」参照。

- ・補助金交付一覧表からサンプルを抽出し、事前計画から申請、承認、実績報告、交付決定、補助金額確定までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 補助金内示の選定理由の開示について【意見 3-10-1】

障害者福祉施設整備補助の補助先及び補助金額の最終決定権限は国にあり、兵庫県では各事業者からの補助金申請書を、とりまとめて国に提出している。各事業者の補助金申請書は国による選定審査を経て、最終的に補助の可否及びその金額が決定されるが、その選定理由について国から県又は事業者に対して具体的な情報提供が行われていない。そのため、県としては申請先のうち、どの程度が補助を受けることができるかどうかについて見込みを立てるのが難しいことから、下表のとおり予算額と決算額の間乖離が生じている。

<図表3-3-10-2> 最近3年間の当初予算額と決算額の状況

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	662,562	1,252,869	1,174,750
決算額	31,728	49,567	23,563
乖離額	630,834	1,203,302	1,151,187

また、申請書の作成及び提出には事業者も県も相当の準備が必要であることから、申請書を作成及び提出した事業者が補助を受けることができなかった場合の負担は大きく、選定の理由を把握できれば、その内容を吟味することで補助を受けることができなかった事業者が次年度に更なる申請を行うか否かの判断の助けとなる。

さらに、県の予算策定においても、選定理由を把握することで、次年度に国から補助を受ける可能性のある事業者を見極め、予算の精度を向上させることも可能であると考えられる。

以上から、県として国による補助先の選定理由を把握することが業務の効率性に資すると考えられることから、国に対して情報提供を依頼し、選定理由を事業者と共有することが必要である。

(11) 障害者自立支援給付費県費負担金（施設系）

① 事業の概要

<図表 3-3-11-1>障害者自立支援給付費（施設系）の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	障害福祉課			
事業目的	障害者自立支援給付費県費負担金は、法の規定等に基づき、市町が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部等を負担することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。			
事業概要	障害者自立支援給付費等県費負担金は、次の事業を交付の対象とする。 交付対象 (1) 障害福祉サービス費等 ア 介護給付費等 イ 特定障害者特別給付費 ウ 特例特定障害者特別給付費 (2) 相談支援給付費等 ア 地域相談支援給付費 イ 特例地域相談支援給付費 ウ 計画相談支援給付費 (3) 補装具費 (4) 高額障害福祉サービス等給付費 (5) やむを得ない事由による措置			
条例・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	負担金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	15,034,984	15,318,018	16,737,507	17,048,891
決算額	15,125,590	15,941,495	16,655,985	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	15,125,590	15,941,495	16,655,985
合計	15,125,590	15,941,495	16,655,985

② 事業の内容

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の利用者について、市町が支弁した障害福祉サービス費の一部を負担する。

イ. 内容

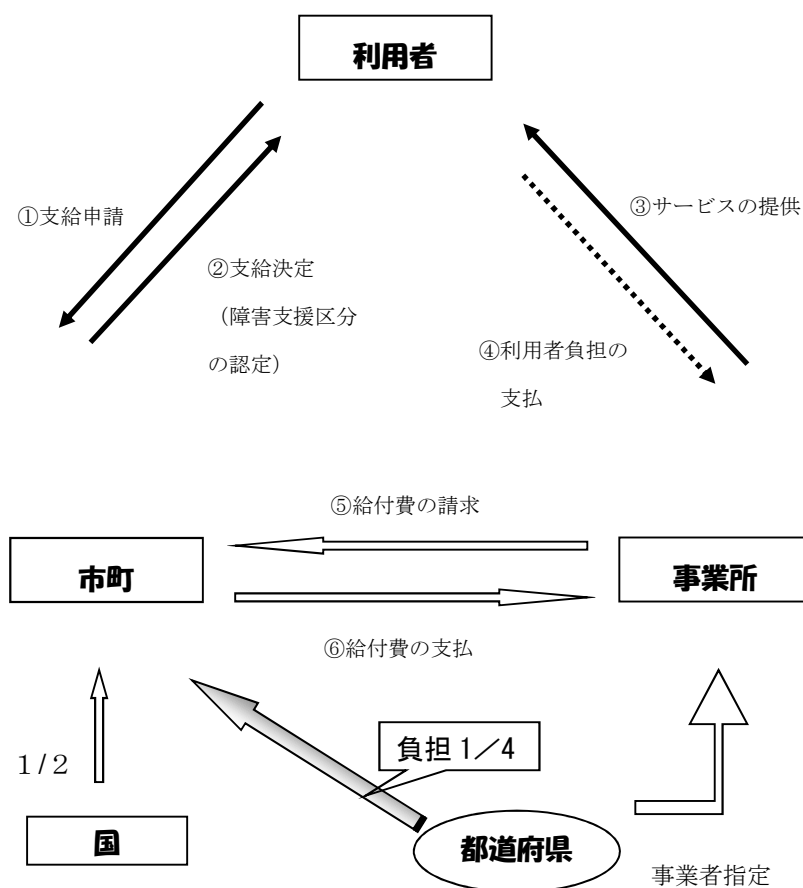
(i) 実施主体 市町

(ii) 負担割合

国 1/2	県 1/4	市町 1/4	自己負担 (応能負担)
-------	-------	--------	----------------

※ 自己負担額…家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額
(負担額よりも1割相当額が低い場合には、低い方の額を負担)

(iii) サービス利用の流れ



出典：障害者自立支援給付費負担金（施設系）「事業概要」

(iv) 施設系サービスの種類と内容

種類	利用対象者	サービス内容等
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するもの	医療、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与
生活介護	常時介護を要する障害者	主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与
施設入所支援	入所が必要な障害者	主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与
就労移行支援	就労を希望する障害者	生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス

③ 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、当初予算額と決算額の乖離要因、交付申請書のチェック方法等

主な閲覧資料：障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書集計（平成30年度）、平成30年度障害者自立支援給付費〔施設系サービス〕等県費所要額調、自立支援給付費（施設系）平成30年度決算額と当初予算額の比較、平成30年度障害者自立支援給付費県費負担金交付申請書、障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書（平成30年度）、障害者自立支援給付費県費負担金交付要綱

- ・ 補助金交付一覧表からサンプルを抽出し、事前計画から申請、承認、実績報告、交付決定、補助金額確定までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

特に記載すべき事項は認められなかった。

(12) 障害者自立支援給付費県費負担金（居宅系）

① 事業の概要

<図表 3-3-12-1> 障害者自立支援給付費（居宅系）の概要 （平成31年4月1日時点）

所管課	障害福祉課			
事業目的	障害者自立支援給付費県費負担金は、法の規定等に基づき、市町が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部等を負担することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。			
事業概要	障害者自立支援給付費等県費負担金は、次の事業を交付の対象とする。 交付対象 (1) 障害福祉サービス費等 ア 介護給付費等 イ 特定障害者特別給付費 ウ 特例特定障害者特別給付費 (2) 相談支援給付費等 ア 地域相談支援給付費 イ 特例地域相談支援給付費 ウ 計画相談支援給付費 (3) 補装具費 (4) 高額障害福祉サービス等給付費 (5) やむを得ない事由による措置			
条例・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	負担金
予算決算額 （単位：千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	5,464,387	5,594,828	6,506,308	6,575,390
決算額	5,533,244	5,813,468	6,176,356	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

（単位：千円）

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	5,533,244	5,813,468	6,176,356
合計	5,533,244	5,813,468	6,176,356

② 事業の内容

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所、共同生活援助の利用者について、市町が支弁した障害福祉サービス費の一部を負担する。

イ. 内容

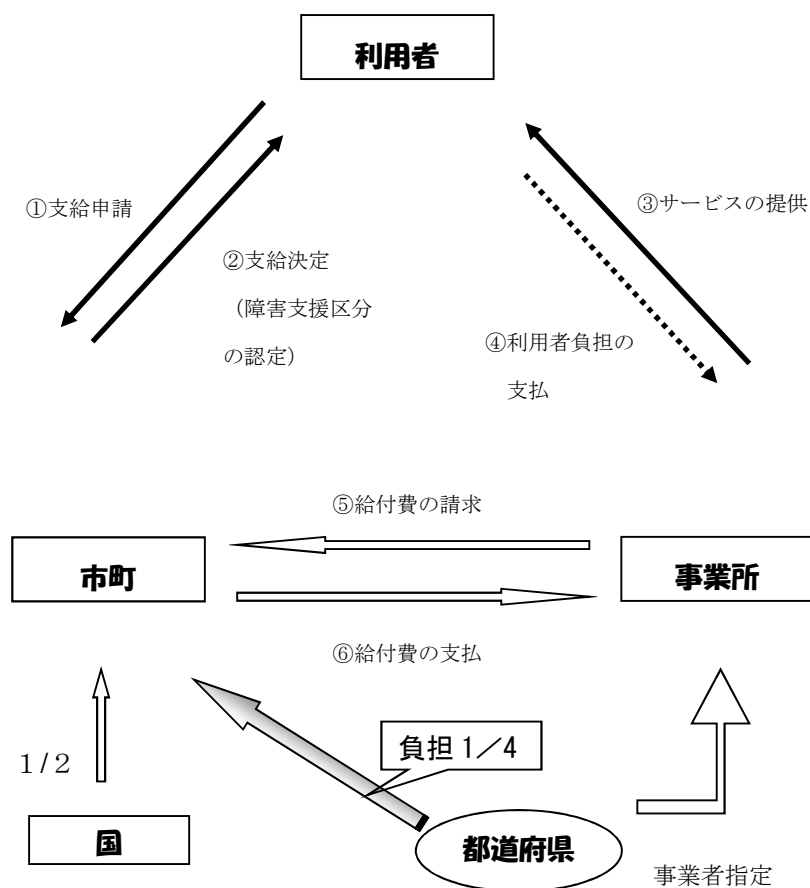
(i) 実施主体 市町

(ii) 負担割合

国 1/2	県 1/4	市町 1/4	自己負担 (応能負担)
-------	-------	--------	----------------

※ 自己負担額…家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額
(負担額よりも1割相当額が低い場合には、低い方の額を負担)

(iii) サービス利用の流れ



出典：障害者自立支援給付費負担金（居宅系）「事業概要」

(iv) 居宅系サービスの種類と内容

種類	利用対象者	サービス内容等
居宅介護	障害者	居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者	障害者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者、重度の精神障害者であって、常時介護を要する者	居宅における、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者であって、その介護の必要性が著しく高い者	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援や必要な移動の援護等
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由で障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者	短期入所事業者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与
自立生活援助	障害者施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等	定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、利用者からの相談・要望があった際には、訪問、電話、メール等による対応を行う
共同生活援助	夜間においてグループホームによる居住の場の提供を必要とする者	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、日常生活上の便宜供与及び利用者のニーズに応じて食事等の介護を提供
グループホーム等入居者補足給付	グループホームに入居する障害者で、生活保護受給者又は市町村民税非課税世帯の者	グループホームの家賃補助 支給額は月額1万円(家賃が月額1万円未満の場合は、当該家賃額)

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、当初予算額と決算額の乖離要因、交付申請書のチェック方法等

主な閲覧資料：障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書集計（平成30年度）、平成30年度2月補正障害者自立支援給付費等県費負担金（居宅系）所要見込額調、平成30年度障害者自立支援給付費県費負担金交付申請書、障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書（平成30年度）、障害者自立支援給付費県費負担金交付要綱

- ・補助金交付一覧表からサンプルを抽出し、事前計画から申請、承認、実績報告、交付決定、補助金額確定までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

特に記載すべき事項は認められなかった。

(13) 高齢期移行助成事業

① 事業の概要

<図表 3-3-13-1> 高齢期移行助成事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	高齢期移行者（65歳以上69歳以下で特別な配慮が必要な者）に係る医療費の一部を助成することによりその福祉の増進を図る。			
事業概要	事業の実施主体である県内市町に対して、次に掲げる費用を助成する。 (1) 医療費 (2) 一般事務費 (3) 医療費審査支払手数料 (4) 医療機関等事務処理費（平成30年度末で廃止）			
条例・要綱等	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、福祉医療費助成事業実施要綱			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	591,879	510,717	385,303	271,896
決算額	572,950	510,378	363,590	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療費補助	542,161	482,680	342,837
事務費補助	30,789	27,698	20,753
合計	572,950	510,378	363,590

② 事業の内容

65歳から69歳のうち、所得あるいは身体的理由等で自立できない特別な配慮が必要な者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する。

<実施主体> 市町

<県費負担額> 265,578千円（補助率 1/2）

<対象者数> 10,400人（令和元年度推計）

<要件> （区分Ⅰ）市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者
（本人は年金収入80万円以下かつ所得なし）
（区分Ⅱ）市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者（要介護2以上）

<制度の推移> 平均寿命の伸びや、兵庫県地域創生戦略で74歳までを地域活動の担い手とする取組を進めていることなどを踏まえ、老人医療費助成事業を廃止（平成29年6月末）し、平成29年7月に創設した。（※従前の老人医療の要件に一部身体的要件を追加）

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の課題、事業内容、補助金交付申請から決定までの手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、当初予算額と決算額の乖離要因等

主な閲覧資料：高齢期移行助成事業の概要、福祉医療制度の概要、福祉医療費補助金事務の流れ、平成30年度補助金交付実績、平成30年度補助金所要額調書、平成30年度補助金変更所要額調書等

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見3-13-1】

高齢期移行助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当者で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有

効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当者で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(14) 地域介護拠点整備補助事業

① 事業の概要

<図表3-3-14-1> 地域介護拠点整備補助事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	少子高齢局高齢政策課			
事業目的	市町及び社会福祉法人等が、地域密着型サービス等の整備を行うことに対して補助することにより、介護サービス提供体制の整備促進を図る。			
事業概要	【補助種目】 (1) 地域密着型サービス施設等の整備 (2) 定期借地権設定のための一時金 (3) 既存施設の改修 (4) 開設準備経費			
条例・要綱等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療介護推進基金条例、健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	市町及び社会福祉法人等	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	6,569,541	4,731,897	4,557,202	5,184,013
決算額	1,644,923	2,009,715	1,799,637	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	1,644,923	2,009,715	1,799,637
合計	1,644,923	2,009,715	1,799,637

② 事業の内容

地域介護拠点整備補助事業は、平成27年度から新たに造成された医療介護推進基金（介護分）を活用して、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の地域での介護拠点施設等の整備に要する費用や既存施設のユニット化改修、介護施設等の開設準備経費等を補助する事業である。

イ. 補助対象及び内容等

補助対象及び内容等は下表のとおりであり、「地域密着型サービス施設等の整備」、「定期借地権設定のための一時金」、「既存施設の改修」、「開設準備経費」の4つの補助対象に分類される。

<図表 3-3-14-2> 補助対象及び内容等

補助対象	内容	実施主体	補助額
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型施設の整備等に要する費用を補助	市町	定額
定期借地権設定のための一時金	定期借地権の契約に係る一時金の一部を補助	市町	路線価の1/4
既存施設の改修	既存施設のユニット化、多床室のプライバシー保護改修等に要する費用を補助	市町	定額
開設準備経費	施設等の開設前の6ヶ月に必要とする経費を補助	広域型：法人 広域型以外：市町	定額

ロ. 地域密着型サービス施設等の整備

地域密着型サービス施設等の整備は、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備等に要する費用を補助する。補助対象施設及び補助単価は下表のとおりである。

<図表 3-3-14-3> 補助対象施設及び補助単価 (単位：千円)

補助対象施設	単価
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270(床)
合築・併設加算(5%)	4,483.5(床)
小規模な介護老人保健施設	53,400(施設)
小規模な介護医療院	53,400(施設)
小規模な養護老人ホーム	2,270(床)
小規模なケアハウス	4,270(床)
都市型軽費老人ホーム	1,700(床)
認知症高齢者グループホーム	32,000(施設)
空き家を活用した改修	8,500(施設)
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000(施設)
空き家を活用した改修	8,500(施設)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670(施設)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000(施設)
空き家を活用した改修	8,500(施設)
認知症対応型デイサービスセンター	11,300(施設)
空き家を活用した改修	8,500(施設)
介護予防拠点	8,500(施設)
地域包括支援センター	1,130(施設)
生活支援ハウス	34,000(施設)
緊急ショートステイ	1,130(床)
施設内保育施設	11,300(施設)

ハ. 定期借地権設定のための一時金

定期借地権設定のための一時金は、特別養護老人ホーム等が負担する定期借地権の契約に係る一時金の一部を補助する。補助対象施設及び補助単価は下表のとおりである。

<図表 3-3-14-4> 補助対象施設及び補助単価

補助対象施設（本体）	補助対象施設（合築・併設）	単価
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、都市型軽費老人ホーム、介護職員等のための施設内保育施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ	路線価の1/4

ニ. 既存施設の改修

既存施設の改修は、特別養護老人ホーム等が既存施設のユニット化改修や多床室のプライバシー保護改修等に要する費用を補助する。補助対象施設及び補助単価は下表のとおりである。

<図表 3-3-14-5> 補助対象施設及び補助単価 (単位：千円)

種別	補助対象施設	単価
既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院	1,130 (床)
既存施設の「多床室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院	2,270 (床)
介護療養型施設の転換「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム	1,130 (床)
介護療養型施設の転換「多床室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム	2,270 (床)
多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム	700 (床)
介護療養型医療施設の転換整備	介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅	創設 1,930 (床) 改築 2,390 (床) 改修 964 (床)

ホ. 開設等経費

開設等経費は、地域密着型特別養護老人ホーム等が施設等の開設前の6ヶ月に必要とする経費を補助する。補助対象施設及び補助単価は下表のとおりである。

<図表 3-3-14-6> 補助対象施設及び補助単価 (単位：千円)

補助対象施設	単価
地域密着型特別養護老人ホーム	800(床)
小規模な介護老人保健施設	
小規模な介護医療院	
小規模なケアハウス	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,300(施設)
都市型軽費老人ホーム	400(床)
小規模な養護老人ホーム	
施設内保育施設	4,000(施設)
介護療養型医療施設の転換	200(床)
広域型施設(特養・老健・医療院・ケアハウス・養護)	800(床)

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：兵庫県老人福祉計画（第7期介護保険事業支援計画）、平成29年度及び平成30年度当初予算積算内訳、平成30年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱及び別表、平成30年度地域介護拠点整備補助事業実績一覧、補助金交付申請書、開設準備経費申請額算出内訳書、開設準備経費事業計画書、開設準備経費補助金充当額内訳書等

- ・平成30年度の現年度予算分による補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 当初予算と決算額との乖離について【意見 3-14-1】

地域介護拠点整備補助事業は下表のとおり、過去3年以上にわたり当初予算額と最終的な決算額に大きな乖離が生じている。

<図表3-3-14-7> 最近3年間の当初予算額と決算額の状況

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	6,569,541	4,731,897	4,557,202
決算額	1,644,923	2,009,715	1,799,637
乖離額	4,924,618	2,722,182	2,757,565

適切な予算の策定は目標の設定及びその目標に向けた具体的な計画を設定する上で重要であるとともに、対象年度が終了した後には予算と決算額の乖離を比較分析することにより、翌年度からの取組に向けた有用な情報を得ることができると考えられる。地域介護拠点整備補助事業において決算額が当初予算額を下回っている主な要因は、公募における応募者不足や工期の遅れ等により当初予算時に見込まれていた整備計画が延期や中止となったためであるが、通常、予算額と最終的な決算額にこのように大きな乖離が生じている状況では予算管理を適切に行うことは極めて困難であると言える。そのため、少子高齢局高齢政策課はより実態を反映した予算を策定するために、予算積算内訳の案件ごとに実情を聴取する等により、その実現可能性をより慎重に見積もったうえで、予算の積算をするべきである。

少子高齢局高齢政策課によると、当該事業の目的は介護保険事業支援計画に基づき施設整備を行っていくことであり、必要整備数を確保するためには、県としては整備計画に対する予算の十分な確保が必要と考えている。また、当該事業の財源は、県一般財源から切り離された医療介護推進基金であることから、予算額と決算額との乖離が生じたとしてもその他の県一般財源を予算とする事業に及ぼす影響がない。そのため、当初予算額については、以下の要因等により乖離が生じているものの、県としては、予算不足により介護保険事業支援計画に基づいた円滑な施設整備が滞ることが無いように策定している。

- (i) 当初予算の編成作業は、前年度の秋頃から開始しており、円滑に施設整備を進めるために、その時点において計画のある整備案件については当初予算で計上している。
- (ii) 当初予算編成後における事業計画の遅れ等は予測不可能であるため、市町による公募不調等で事業が延期又は中止となり、事業計画の遅れが発生した整備案件については2月補正予算で減額補正しており、補正予算と決算額には大きな乖離は生じていない。
- (iii) 翌年度繰越分については、工事の進捗の遅れに伴うものであり、当該年度内の執行はできていないものの、次年度以降に執行している。

もし、介護保険事業支援計画に基づいた施設整備のために、計画のある整備案件に対して予算不足となることが無いように全額当初予算として計上することが必要なのであれば、

それぞれの整備案件が計画どおり実行されるためにより一層、県として働きかけることで決算額と予算額の乖離を縮小することに取り組む必要があると考える。そのためには、案件ごとに中止及び延期となっている原因を確認及び分析し、例えば公募不調が原因であるならば、今後は応募者がより応募しやすい環境づくりに取り組むことや、応募可能性がある事業者に対して個別に働きかけを行う等のより踏み込んだ対応を行うことが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

(15) 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業

① 事業の概要

<図表3-3-15-1> 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	少子高齢局高齢政策課			
事業目的	市町及び社会福祉法人等が、高齢者福祉施設等の整備を行うことに対して補助することにより、介護基盤となる施設の整備促進を図る。			
事業概要	(1) 補助対象施設 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームの併設に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、介護老人保健施設 (2) 対象となる施設整備区分 創設、増築、増改築、改築 ※ 介護老人保健施設は創設のみ			
条例・要綱等	健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	市町及び社会福祉法人等	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,227,963	1,115,900	1,641,434	1,969,611
決算額	687,353	232,866	540,486	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	687,353	232,866	540,486
合計	687,353	232,866	540,486

② 事業の内容

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業は、第7期介護老人保険事業支援計画（平成30年～令和2年）に基づき、施設整備を計画的に進めるとともに、特養の待機者の早期解消を図るため、社会福祉法人等による30床以上の特別養護老人ホーム等の施設整備に係る経費を補助する事業である。

イ. 補助対象

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業の補助対象は下表のとおりである。

(単位:千円)

施設種別	設置主体	居室区分	整備区分	整備施設規模 (利用定員)	補助単価	
特別養護老人ホーム	市・町 社会福祉法人	ユニット型	創設	120床以上	2,601	
				80床以上120床未満	3,060	
				30床以上80床未満	3,519	
		多床室 (整備施設全体の 1/2まで)		120床以上	1,560	
				80床以上120床未満	1,836	
				30床以上80床未満	2,111	
老人短期入所施設 (特養併設)	市・町 社会福祉法人	ユニット型	改築	120床以上	1,300	
				80床以上120床未満	1,530	
養護老人ホーム	市・町 社会福祉法人	個室		増築	30床以上80床未満	1,759
					120床以上	2,295
					80床以上120床未満	2,700
軽費老人ホーム (ケアハウス)	市・町 社会福祉法人	個室			増築	30床以上80床未満
			120床以上			2,295
			80床以上120床未満			2,700
		多床室 (2人部屋)	30床以上80床未満	3,105		
			120床以上	1,377		
			80床以上120床未満	1,620		
30床以上80床未満	1,836					
介護老人保健施設	市・町 医療法人 社会福祉法人 等	ユニット型	創設	1施設あたり	25,000	

ロ. 整備区分

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業の整備区分は下表のとおりである。

整備区分	整備内容	対象施設(事業)
(1) 創設	新たに施設を整備すること。	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス) 介護老人保健施設
(2) 増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス)
(3) 増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに移転又は現地建替により改築整備をすること。	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス)
(4) 改築	移転又は現地建替により改築整備をすること。	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス)

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手續（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：兵庫県老人福祉計画（第7期介護保険事業支援計画）、高齢者福祉施設等施設整備費補助事業の予算及び決算の状況、平成30年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱及び別表、高齢者福祉施設等施設整備費補助事業実績一覧、補助金交付申請書、高齢者福祉施設整備費補助金所要額内訳書、事業計画書、歳入歳出予算書（見込書）抄本等

- ・平成30年度の現年度予算分、繰越明許費分及び事故繰越分による補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 当初予算と決算額との乖離について【意見3-15-1】

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業は下表のとおり、過去3年以上にわたり当初予算額と最終的な決算額に大きな乖離が生じており、さらに年々乖離額が拡大している。

<図表3-3-15-2> 最近3年間の当初予算額と決算額の状況（単位：千円）

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	1,227,963	1,115,900	1,641,434
決算額	687,353	232,866	540,486
乖離額	540,610	883,034	1,100,948

適切な予算の策定は目標の設定及びその目標に向けた具体的な計画を設定する上で重要であるとともに、対象年度が終了した後は予算と決算額の乖離を比較分析することにより、翌年度からの取組に向けた有用な情報を得ることができると考えられる。高齢者福祉施設等施設整備費補助事業において決算額が当初予算額を下回っている主な要因は、公募における応募者不足や工期の遅れ等により当初予算時に見込まれていた整備計画が延期や中止となったためであるが、通常、予算額と最終的な決算額にこのように大きな乖離が生じている状況では予算管理を適切に行うことは極めて困難であると言える。そのため、少子高齢局高齢政策課はより実態を反映した予算を策定するために、予算積算内訳の案件ごとに実情を聴取する等により、その実現可能性をより慎重に見積もったうえで、予算の積算をするべきである。

少子高齢局高齢政策課によると、当該事業の目的は介護保険事業支援計画に基づき施設整備を行っていくことであり、必要整備数を確保するためには、県としては整備計画に対する予算の十分な確保が必要と考えている。そのため、当初予算額については、以下の要因等により乖離が生じているものの、県としては、予算不足により介護保険事業支援計画に基づいた円滑な施設整備が滞ることが無いように策定している。

- (i) 当初予算の編成作業は、前年度の秋頃から開始しており、円滑に施設整備を進めるために、その時点において計画のある整備案件については当初予算で計上している。

- (ii) 当初予算編成後における事業計画の遅れ等は予測不可能であるため、市町による公募不調等で事業が延期又は中止となり、事業計画の遅れが発生した整備案件については2月補正予算で減額補正しており、補正予算と決算額には大きな乖離は生じていない。
- (iii) 翌年度繰越分については、工事の進捗の遅れに伴うものであり、当該年度内の執行はできていないものの、次年度以降に執行している。

もし、介護保険事業支援計画に基づいた施設整備のために、計画のある整備案件に対して予算不足となることが無いように全額当初予算として計上することが必要なのであれば、それぞれの整備案件が計画どおり実行されるためにより一層、県として働きかけることで決算額と予算額の乖離を縮小することに取り組む必要があると考える。そのためには、案件ごとに中止及び延期となっている原因を確認及び分析し、例えば公募不調が原因であるならば、今後は応募者がより応募しやすい環境づくりに取り組むことや、応募可能性がある事業者に対して個別に働きかけを行う等のより踏み込んだ対応を行うことが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

(16) 軽費老人ホーム運営費補助事業

① 事業の概要

<図表3-3-16-1> 軽費老人ホーム運営費補助事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	少子高齢局高齢政策課			
事業目的	軽費老人ホームの運営費の一部を補助することにより、高齢者の入所を支援し、また、施設の運営の健全な育成を図る。			
事業概要	軽費老人ホームの運営費に要する経費（生活費+サービスの提供に要する費用+管理費）のうち、サービスの提供に要する費用（人件費相当）を対象に入所者の所得に応じて徴収した額を控除した額を補助する。			
条例・要綱等	軽費老人ホーム利用料等取扱基準、健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	軽費老人ホーム（57施設）		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	964,394	972,100	923,619	912,375
決算額	934,712	948,373	911,850	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	934,712	948,373	911,850
合計	934,712	948,373	911,850

② 事業の内容

軽費老人ホームは、居宅において生活することが困難な人を入所させ、無料又は低額な料金で、日常生活上便宜を提供し、健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的として設置されたものであり、運営費の一部を補助することにより、高齢者の入所を支援し、また、施設の運営の健全な育成を図る。

なお、平成15年度以前は、国補助要綱に基づき国1/3、県2/3の補助を実施してきたが、平成16年度以降一般財源化されている。

軽費老人ホーム運営費補助事業は、国が示した「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」に基づいて、県から事業者に対してサービスの提供に要する費用（サービス利用料）等の1人あたり月額単価を示し、各施設はその範囲で入所者から徴収する（したがって、事業者は、県が定める月額単価の範囲までしかサービス利用料等を徴収できない）ことが原則であるが、県営住宅における家賃減免と同様に、低所得者については、所得に応じて事業者が減額する仕組みとなっており、減額した額を県が補助する事業である。

イ. 補助対象

軽費老人ホーム運営費補助事業の補助対象は軽費老人ホームを運営する社会福祉法人等である。なお、政令市・中核市所在施設は政令市・中核市が補助するため対象外であり、また設置者が市町の場合は県補助の対象外である。

ロ. 補助額

下表のとおり、サービス利用料と所得に応じて減額された入居者負担分との差額が補助額となる。

施設収入	管理費 (家賃)	生活費 (食費等)	サービス利用料 (職員人件費等) 設置区分、入所者数、地域等により国通知で規定※1	
負担内訳	入所者負担分 (実費分)		入所者負担分 (所得応分により減免 ※2)	県補助額 (減免分)

※1 軽費老人ホームの単価は国通知の中で、設置区分 (単独、併設)、入所者数、地域区分 (県所管地域では芦屋市(13/100)、宝塚市(12/100)、伊丹市・川西市(6/100)、三田市(4/100)、加古川市・三木市(3/100)、その他の市町(左記以外)) により額が算定されている。

単価表 (一部抜粋)

入所者数 (人)	16/100	13/100	12/100	10/100
20	144,800	142,200	141,300	139,400
21-30	97,000	95,200	94,600	93,400
31-40	85,200	83,600	83,100	81,900
41-50	76,100	74,500	74,000	73,100
51-60	64,300	63,100	62,700	61,800
61-70	61,000	59,800	59,400	58,500
71-80	53,500	52,500	52,100	51,400

※2 入所者の対象収入による減免ルール (一部抜粋)

軽費老人ホーム利用料等取扱基準に規定された「本人からの徴収額(月額)(サービス利用料)」

対象収入による階層区分				本人からの 徴収額 (月額)	【参考】平成27年度のサービス 利用料実績(※71,100円) により算定	
					徴収額 (月額)	減免額 (月額)
1	1,500,000	円以下		10,100円	10,100円	61,000円
2	1,500,001	～	1,600,000 円	13,100円	13,100円	58,000円
3	1,600,001	～	1,700,000 円	16,100円	16,100円	55,000円

出典：兵庫県作成「軽費老人ホーム運営費補助事業」

ハ. 補助対象軽費老人ホーム施設数及び利用者人数推移

平成27年度から平成30年度までの補助対象軽費老人ホーム施設数及び利用者人数の推移は下表のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	59	60	60	57
利用者数(人)	25, 154	25, 167	25, 493	24, 006

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、補助交付実績、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：兵庫県老人福祉計画（第7期介護保険事業支援計画）、平成30年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱及び別表、平成29年度及び平成30年度軽費老人ホーム運営費補助事業精算調書、補助金交付申請書、補助金所要額調書、補助金所要額内訳書、収支予算書等

- ・平成30年度の現年度予算分による補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 補助対象施設からの報告書類の審査方法について【意見3-16-1】

軽費老人ホーム運営費補助事業における補助額は、施設毎に国で規定されたサービス利用料（職員人件費等）から入居者負担分を控除した額で決定される。そのため、県補助額の決定には入居者負担分の算定が重要となり、各補助対象施設はその実績金額を県に報告している。県はこの各施設から報告される入居者負担分を検証するために審査を実施しているが、個々の入居者負担分の厳密な確認までは実施しておらず以下の観点から施設全体について検証する方法によっている。

- (i) 施設の性質上、年金収入のみ等の低所得者が多くいることから、個々の収入階層区分にさほど大きな変動は生じない。
- (ii) 施設の性質上、短期的な利用ではなく、長期入所を目的とした利用となるため、入所者の入れ替わりもさほど頻繁に生じるものではない。
- (iii) (i)及び(ii)を考慮した上で、入居者負担分は前年度報告分や法人決算資料より、妥当性を確認している。

審査方法はその有効性と効率性を勘案して決定されるものであり、上記方法が一概に否定されるものではないが、現状の審査方法は主に前年度までの情報を重視した方法となっているため、長期にわたる集計誤りや不正な報告を発見できない可能性がある。そのため、実施可能な範囲で毎年一部の施設を対象として個々の入居者負担分の根拠となる資料の確

認を実施するといった、少なくとも集計誤りや不正な報告があった場合には数年内で発見される審査方法を構築することが望ましい。

(17) 介護給付費県費負担金

① 事業の概要

<図表3-3-17-1> 介護給付費県費負担金の概要

(平成31年4月1日時点)

所管課	少子高齢局高齢政策課			
事業目的	市町の保険財政の安定化及び、介護保険制度の円滑な運営			
事業概要	介護保険法第123条第1項の規定により、介護保険の保険者である市町が負担する介護給付費及び予防給付に要する費用の額の12.5%（施設サービスについては17.5%）を県が負担する。			
条例・要綱等	介護保険法第123条			
支出先	兵庫県内の市町（41市町）		支出形態	負担金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	58,962,322	60,635,684	61,593,751	63,086,228
決算額	58,431,199	59,759,222	60,173,657	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金・補助金	58,431,199	59,759,222	60,173,657
合計	58,431,199	59,759,222	60,173,657

② 事業の内容

介護給付等支給事業は、介護保険法第123条第1項の規定により、保険者である市町が負担する介護給付及び予防給付に要する費用の額の12.5%（施設等給付に係る分は17.5%）を県が負担することによって、市町の保険財政の安定を図り、介護保険制度の円滑な運営に寄与する事業である。

イ. 事業主体

事業主体は市町であり、市町は保険者として、被保険者が利用する介護保険サービスに要する費用のうち、9割分を介護給付費として当該保険者に支給する（※被保険者本人負担は、1割（一定以上所得者は2割又は3割））。被保険者が利用できるサービスは下表のとおりである。

サービス名		要支援 1・2	要介護 1～5
施設 サービス	介護老人福祉施設(原則、要介護3以上)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	×	○
居宅 サービス	訪問サービス(訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ)、通所サービス(通所リハ)、短期入所サービス、その他(福祉用具貸与・福祉用具販売)	○	○
地域密着型 サービス	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、高齢者グループホーム（GHは要支援2以上が対象）	○	○
	地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定入所者生活介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護	×	○

ロ. 財源構成

財源構成は下表のとおり、国、県、市町、被保険者による保険料で構成される。

	国	県	市町	第1号保険料	第2号保険料
施設分	20%	17.5%	12.5%	23%	27%
その他の分	25%	12.5%			

※第1・2号保険料の負担割合は3年ごとに見直される（上記割合は平成30年～令和2年を対象）。

ハ. 事業の実施手法

市町からの交付申請にもとづき、県が介護給付費負担金を市町に対して交付する。市町は県から交付された負担金を介護保険特別会計に繰り入れ、住民に対して支給する介護サービス費に充当する。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：補助交付実績、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：平成29年度介護給付費県費負担金精算書市町別内訳総括表、各市町からの負担金実績報告書、各市町からの介護給付費県費負担金精算書、各市町からの歳入歳出決算書抄本等

- ・平成29年度の現年度予算分による補助金交付先からサンプルを抽出し、市町の負担金実績報告等の関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 市町からの報告書に対する審査方法について【意見3-17-1】

県が負担する介護給付費等の額の保険者は41市町であるが、担当所管課での当該41市町からの介護給付費負担金実績報告書に対する審査方法について、現状は、国が例示として示しているチェックリスト「介護給付費負担金実績報告におけるチェック表」を使用している。

少子高齢局高齢政策課によると、当該チェックリストの運用に対する具体的な規程が存在しないため、例えば、チェック項目に対するサンプル数やチェック方法、チェック結果について県担当者毎に個人差が生じている可能性がある。また、当該チェックリストの保管に対する具体的な規程が存在しないため、チェックリストに実施結果及び実施日付、実施者の記載がない場合があり、また、チェックリスト自体も網羅的に保管されていない可能性がある。

チェックリストの使用・保管方法について担当所管課でルールを策定し、具体的には、チェックリストに実施者名や結果を必ず記載することや実施後のチェックリストについて一定期間の保管を定めること、さらにはチェック項目についてどの程度確認すれば可とするかの程度を統一することにより、介護給付費負担実績報告書に対する査閲作業についての個人差が解消され、当該業務が効果的かつ効率的なものとなる。また、チェックリストの保管により過去のエラー実績を蓄積することができ、今後の報告書の誤謬発見に活かされる。さらには、市町においても報告書等チェック資料が更に精緻化され、チェック資料の準備の効率化に資するものと考えられる。

(18) 生活保護事業

① 事業の概要

<図表3-3-18-1> 生活保護事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	生活支援課			
事業目的	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。			
事業概要	世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用してもなお生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて、8扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）を実施する。			
条例・要綱等	生活保護法、保護の実施要領、医療扶助運営要領、介護扶助運営要領			
支出先	市及び県健康福祉事務所		支出形態	負担金、扶助費
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	2,802,894	2,946,256	2,677,328	2,655,125
決算額	2,760,589	2,762,411	2,660,752	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金、補助及び交付金	860,672	858,628	728,459
扶助費	1,899,917	1,903,783	1,932,293
合計	2,760,589	2,762,411	2,660,752

② 事業の内容

生活保護事業は、生活に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている事業である。

イ. 健康で文化的な最低限度の生活の保障

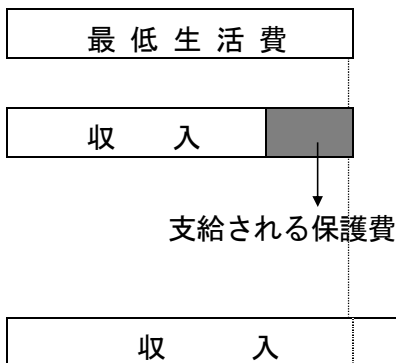
生活保護は原則として世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提。

資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じた保護を実施。

ロ. 支給される保護費の額

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費

として支給する。



収入としては、就労による収入、年金等
 社会保障の給付、親族による援助等を認定。
 預貯金、保険の払い戻し金、不動産等の
 資産の売却収入等も認定する。

出典：兵庫県作成「生活保護制度について」

ハ. 保護の内容

保護は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。なお、医療扶助及び介護扶助は指定医療機関、指定介護機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等）	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用 ②光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出。 特定の場合には加算がある。 （障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	実費を支給（上限あり）
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	一定額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	本人負担なし（10割負担分を医療機関に支払い）
介護サービスの費用	介護扶助	
出産費用	出産扶助	実費を支給（上限あり）
就労に必要な技能の修得等にかかる費用（高等学校等に就学するための費用を含む。）	生業扶助	
葬祭費用	葬祭扶助	

出典：兵庫県作成「生活保護制度について」

ニ. 保護の実施機関

生活保護は、原則として住居を管轄する福祉事務所が実施機関となる。兵庫県では、市部は、各市福祉事務所が、郡部は、県健康福祉事務所が実施機関となる。

生活保護受給世帯を支援する担当のケースワーカーを配置して、定期的に訪問して、保

護の決定に必要な資産の収入等の調査、自立助長のための就労支援などを実施する。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：生活保護費の支給手続、生活保護費の不正受給対策について、不正受給の発生件数の推移及び傾向について、生活保護費等弁償金の収入未済額の管理方法について、生活保護費等弁償金の収入未済額の推移及び傾向について等

主な閲覧資料：平成31年度生活保護法施行事務監査実施要綱、生活保護費等弁償金に係る債権管理マニュアル、平成31年度生活保護法の運営上の重点事項に関する標準実施要領、生活保護費等弁償金の収入未済額の直近推移（平成25年～平成30年度）、生活保護費等弁償金収入未済一覧等

④ 監査の結果

イ. 生活保護費等弁償金の収入未済について【意見3-18-1】

不正に生活保護費を受給した受給者に対する債権である生活保護費等弁償金の平成25年度から平成30年度までの推移について、下表のとおり、平成29年度までは年々増加してきたが、平成30年度は、本庁における各健康福祉事業所別の「生活保護費等弁償金収入未済一覧」による管理を強化し、その交渉内容及び回収状況を個別にフォローするなどの取組により回収額及び回収率が向上した結果、収入未済額は前年度比で減少したが、平成25年度と比べると依然高い水準のままである。

<図表3-3-18-2>収入未済額及び回収率の推移

(単位：千円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収入未済額	2,613	3,397	4,109	4,315	5,135	4,623
回収率	84.0%	85.9%	80.9%	80.4%	86.1%	84.5%

収入未済一覧には、調定額に対し収入済額が0ないしは調定額に対して収入済額が少額であり、納付期限が切れてから1年以上経過しているにもかかわらず、そのような債務者に対して1度も催告を実施していない、あるいは最後の催告から長期間経過しているような債務者が散見される。またそのような債務者に対して、内容証明郵便による催告や差押え等の法的措置の検討が十分に実施されていない。

「生活保護費等弁償金に係る債権管理マニュアル」には、長期間、滞納が続く者への対応として、「概ね1年以上の滞納が続く、催告にも一切応じない等返済の意思がないと認められる債務者に対しては、本庁生活支援課に協議の上、支払催告等の法的措置を検討する。」また、「長期間、滞納が続く者のうち、特に悪質であると思われる場合には、必要に応じて、法的措置を行うことがある旨の警告文を挿入した催告状を債務者宛に送付する。必要に応じて、内容証明郵便の活用をはじめとする効果的な催告等も検討すること。」の旨記載されており、上記に該当する債務者に対しては、法的措置の実施を検討することが求められて

いる。

上記法的措置の検討も含め、当該規程の厳格な運用により、回収困難な債務者とその他の債務者とを明確にすることで回収交渉の実効性と効率性を高めつつ、回収額及び回収率を向上していくことが望まれる。

ロ. 年金等無申告による不正受給について【指摘 3-18-2】

生活支援課では生活保護費の不正受給防止のために、厚生労働省発行の「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」「生活保護に関する不正事案への対応について」の記載事項を厳格に実施していることから、その結果として、不正受給の発生件数については下表のとおり平成28年度の32件をピークに平成30年度は17件と減少傾向にある。

<図表 3-3-18-3> 要因別不正受給の推移

(単位：件数)

	稼働収入 無申告	稼働収入 過少申告	年金等 無申告	その他	合計
平成26年度	6	2	7	4	19
平成27年度	9	0	3	5	17
平成28年度	11	3	13	5	32
平成29年度	9	4	6	8	27
平成30年度	2	1	10	4	17
合計	37	10	39	26	112

不正受給には、稼働収入無申告、稼働収入過少申告、年金収入等無申告がその主な内容としてあげられる。稼働収入無申告、稼働収入過少申告の要因による不正受給は減少傾向にあるが、年金収入等無申告の要因による不正受給については平成30年度においても不正受給全体の大半を占めており減少しているとは言えない。

生活支援課によると、年金収入等無申告の不正受給の主たる要因は、年金の繰上げ受給や遺族年金といったものであり、最も一般的な年金である65歳から支給される老齢年金については年齢から新たに対象となる被保護者を個別で確認することにより不正受給につながるケースは少なく、繰上げ受給といった受給者の年齢だけでは年金収入有無を予測することが難しい場合が多い。また、厚生労働省発行の「課税調査の徹底及び早期実施について」には、「生活保護実施機関において、被保護者の収入の状況を把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること」と記載されており、その調査の際には年金収入の有無が把握できるため同じ被保護者の年金収入等無申告による不正受給が1年超継続することはないとのことである。

他方、年金収入については県が年金事務所にお問い合わせすることで、被保護者がその時点で年金を受給しているかどうかを把握することが可能であるが、県から年金事務所に対して個別の問い合わせは基本的に実施していない。年金収入等無申告の不正受給を防止するための情報はすべて行政機関間で保有していることから、今後は年金事務所との連携方法

を工夫することにより、生活保護受給者を対象にした年金受給の有無やその額を県側が効率的に把握できる仕組みを構築することによって、年金収入者による不正受給の発生を防止すべきである。なお、令和元年10月30日より本格運用開始された、マイナンバー制度における情報連携を活用し、生活保護受給者の年金情報を把握することも有効な方法だと考えられる。

(19) 母子家庭等医療費給付事業

① 事業の概要

<図表 3-3-19-1> 母子家庭等医療費給付事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	母子家庭等に係る医療費の一部を助成することによりその福祉の増進を図る。			
事業概要	事業の実施主体である県内市町に対して、医療費を助成する。			
条例・要綱等	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、母子家庭等医療費給付事業実施要綱			
支出先	兵庫県内の市町 (41市町)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	504,861	446,565	360,138	432,365
決算額	490,193	432,945	389,670	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療費補助	490,193	432,945	389,670
合計	490,193	432,945	389,670

② 事業の内容

母子家庭、父子家庭、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する。

<実施主体> 市町

<県費負担額> 432,365千円 (補助率 1/3~2/3)

<対象者数> 31,400人 (令和元年度推計)

<所得制限> 児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度(全部支給基準)を準用。

<制度の推移> 母子家庭を対象に昭和54年7月1日から発足し、平成4年7月1日から父子家庭、遺児も対象とした。

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の課題、事業内容、補助金交付申請から決定までの手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、当初予算額と決算額の乖離要因等

主な閲覧資料：母子家庭等医療費助成事業の概要、福祉医療制度の概要、福祉医療費補助

金事務の流れ、平成30年度補助金交付実績、平成30年度補助金所要額調書、平成30年度補助金変更所要額調書等

- ・平成30年度の補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-19-1】

母子家庭等医療費給付事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(20) 民間社会福祉施設運営支援事業

① 事業の概要

<図表3-3-20-1> 民間社会福祉施設運営支援事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	社会福祉課、こども政策課			
事業目的	利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇の向上を図る。			
事業概要	<p>(1) 補助 職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対し、人件費を補助する。(県が設置認可権を有する施設に限る)</p> <p>(2) 対象施設 〔社会福祉課〕 ・ 障害者関連施設 ・ 救護施設、養護施設、ケアハウス 〔こども政策課〕 ・ 児童関連施設</p> <p>(3) 事務委託 児童関連施設の数が多いため、各施設の状況を把握している兵庫県保育協会に委託することで事務の効率化・適正化を図る。</p>			
条例・要綱等	健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	補助：民間社会福祉施設 事務委託：兵庫県保育協会	支出形態	補助金/委託料	
予算決算額 (単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	396,493	260,673	241,348	287,122
決算額	366,180	254,618	250,324	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託料*1	615	663	596
補助金①*2	101,590	66,242	60,099
補助金②*3	263,975	187,713	189,629
合計	366,180	254,618	250,324

*1 児童関連施設の交付申請取りまとめ・審査を委託

*2 対象：児童関連施設を除く民間社会福祉施設

*3 対象：児童関連施設

② 事業の内容

利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇の向上を図ることを目的とした補助金交付事業である。

また、保育所、幼保連携型認定こども園（以下、「保育所等」という。）について、保育の質の向上のため、国の処遇改善等加算を踏まえ、県の単独加配職員※について、必要な費用の一部を補助している。

※県の単独加配職員とは
 国で定める公定価格で措置されていない職員のことをいう。
 公定価格とは、「認定の区分」「保育必要量」「施設の所在する地域」等を勘案して算出される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準に抛り算定した費用の額である。
 子ども・子育て支援新制度において、公定価格の設定とともに処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱが定められており、保育士の処遇改善が図られている。（処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱについては（8）子どものための教育・保育給付事業参照）

イ. 交付対象

県が設置認可権を有する民間社会福祉施設を設置設営する者に交付される。ただし、各市町社会福祉協議会（事業団）、社会福祉法人阪神福祉事業団及び中播福社会並びに北但社会福祉事業会は除く。

<図表3-3-20-2> 対象民間福祉施設一覧

施設種別		根拠法令	施設所管課
(1)	救護施設	生活保護法	生活支援課
(2)	婦人保護施設	売春防止法	児童課
(3)	養護老人ホーム （特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除く。） 軽費老人ホーム （特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除く。）	老人福祉法	介護保険課

施設種別		根拠法令	施設所管課
(4)	指定障害者支援施設 （神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市に所在するものを除く。） 指定障害福祉サービス事業所 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続事業を行うものに限る。）のうち旧身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮に限る。）から移行したもの（神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市に所在するものを除く。）	障害者総合支援法	障害者支援課
(5)	福祉型障害児入所施設 知的障害児通園施設から移行した福祉型児童発達支援センター	児童福祉法	児童課
(6)	乳児院 児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園		

ロ. 施設交付金算定方法

(i) 全施設対象

国によって処遇改善が図られている保育所、児童養護施設、障害施設については、加配人数に特化して、交付金が算定される。

県が設置認可権を有する民間社会福祉施設のうち、国による処遇改善が図られていない、それ以外の施設（救護施設、養護、ケアハウス）では配置基準人数及び加配人数にそれぞれ単価を乗じる。

$$\text{交付金} = (\text{職員配置基準人数} \times \text{配置基準単価}) + (\text{職員加配人数} \times \text{加配単価})$$

<図表 3-3-20-3>加配計算方法

(基準日：毎年度4月1日)

区 分		障害・児童養護施設、保育所	救護施設、養護、ケアハウス (従前どおり)
配置基準		—	4万円/人・年
加配	単価	90千円又は108千円/人・年	6万円/人・年
	(考え方)	(措置費単価 @300,000×5%又は6%) ×12月×1/2(※国庫負担を除く1/2)	配置基準単価の1.5倍で評価
	上限	—	配置基準人数の半数を上限
	(考え方)	確実な処遇改善措置を支援するため	
入所施設加算		—	61人以上→10万円 60人以下→5万円
激変緩和措置		—	対前年度比50万円以上上回る場合は 50万円まで、30万円以上下回る場合は 30万円までの増減額とする

※ ケアハウスは別途、運営費に対する県単独助成（補助割合2/3程度）があるため、交付金算定額に1/3を乗じた金額。

※ 常勤職員数とは、当該施設に事業実施年度の4月1日に在籍し、同年10月1日において引き続き在勤する正規職員及び常勤的非常勤職員の合計をいう。常勤的非常勤職員とは①月平均勤務日数が概ね20日以上で、かつ1日の勤務時間が6時間以上であり、かつ②1年以上の雇用契約がある者をいう。

(ii) 保育所等のみ対象（保育の質向上のための処遇改善）

保育所等については、(i)の補助金に加えて、保育の質の向上のため、以下の要件を満たす場合には、県の単独加配職員について必要な費用の一部を補助している。

$$\text{交付金} = \text{月額} 5 \text{千円} \times 1/2 \times 12 \text{ヵ月} \times \text{単独加配職員の} 8/15$$

<補助要件>

- ・職員を単独加配していること
- ・処遇改善等加算Ⅱ（月額5千円加算又は月額4万円加算）の要件(※)を満たす者が、単独加配職員のそれぞれ1/5又は1/3以上いること。
- ・補助金全額を処遇改善等加算Ⅱを満たす者の処遇改善に充てること。

※要件

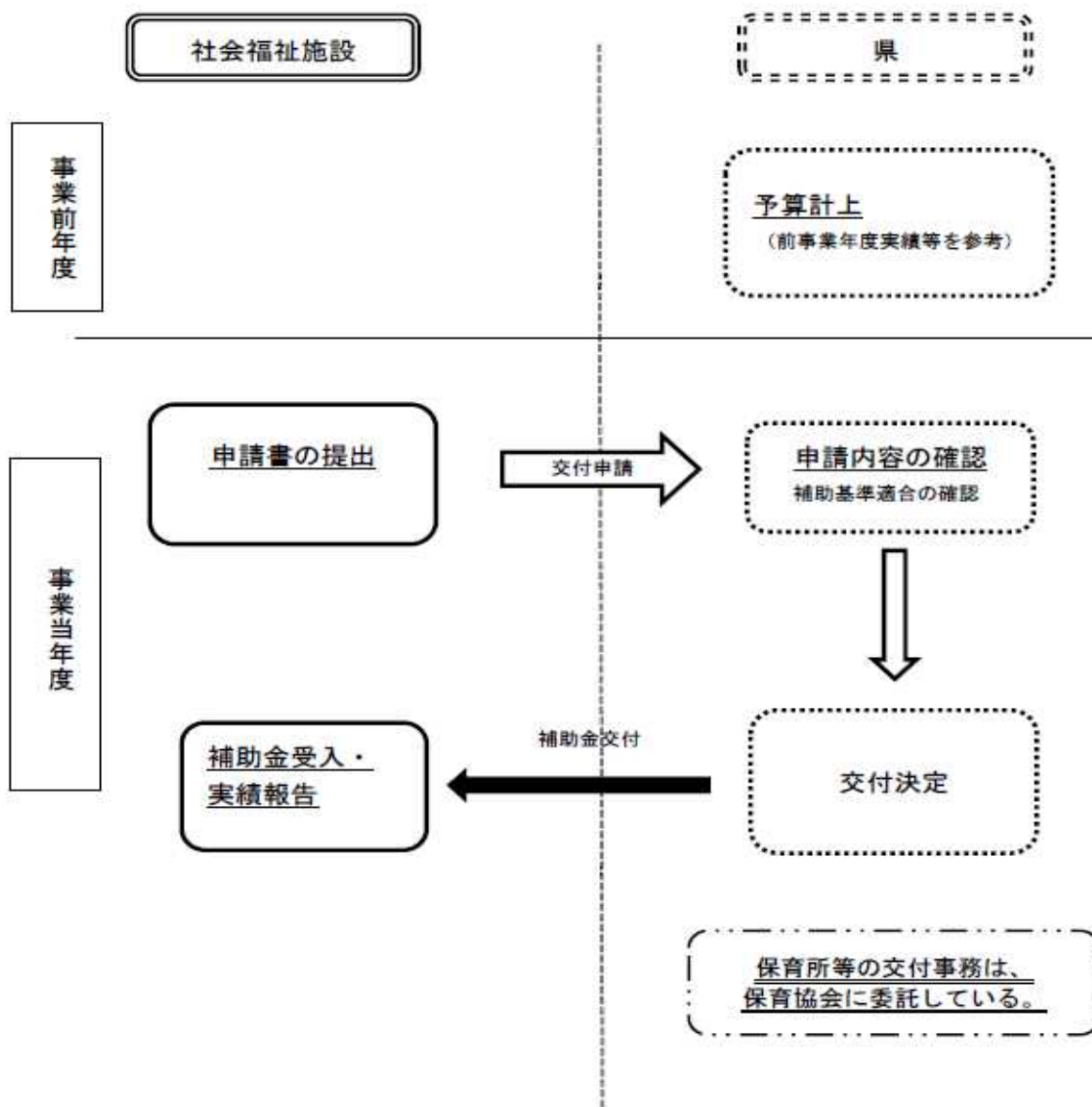
	① 経験年数	② 研修	③ 職位
単独加配職員のうち、①～③の要件を満たす者が1/5以上	概ね3年以上	1分野以上 修了	職務分野別 リーダー等
単独加配職員のうち、①～③の要件を満たす者が1/3以上	概ね7年以上	4分野以上 修了	副主任 保育士等

上記①～③の要件の内容は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱにおける副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の要件に準ずること。

ハ. 事業の流れ

対象となる兵庫県の民間社会福祉施設から県に直接申請があり、県が申請内容を確認し、補助金の交付がなされる。

社会福祉施設運営支援事業の流れ



なお、保育所等は数が多いため、交付申請とりまとめ等の事務を兵庫県保育協会に委託している。

(委託内容)

- ・各施設への交付金の事業内容周知
- ・事業計画書のとりまとめと県への提出
- ・実績報告書のとりまとめと県への提出

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：平成30年度の事業の交付状況、補助交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、補助金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、補助金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：交付先一覧

- ・平成30年度の現年度予算分、繰越明許費分及び事故繰越分による補助金交付先からサンプルを抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

イ. 交付に関する審査の適切性について【指摘3-20-1】

民間社会福祉施設運営支援事業では、保育の質向上のための処遇改善として、以下の①又は②の「経験年数」、「研修」、「職位」を満たす単独加配職員を一定数配置した保育所等に対して、保育士の処遇改善を目的とする補助金を支給している。

	経験年数	研 修	職 位
①	概ね3年以上	1分野以上	職務分野別リーダー等
②	概ね7年以上	4分野以上	副主任保育士等

しかしながら、保育所が県へ提出した申請書を確認したところ、「経験年数」を記載する箇所が空欄となっている申請書があり、補助要件を満たしているかの判断を適切に実施できていない。県は申請者に対して申請書様式に従った記載を求めるとともに、申請者が「経験年数」についても要件を満たしていることを確かめる必要がある。

ロ. 交付金の目的を達成しているかの確認【意見3-20-2】

民間社会福祉施設運営支援事業は、利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇の向上を図ることを目的としている。当該事業における交付金のうち、保育の質の改善のための補助金である「保育所等のみを対象としている補助金」については、補助対象の施設で勤務する職員の処遇を直接的に改善することを目的としており、処遇改善等加算Ⅱを満たす者の処遇改善に充てることが定められている。

しかしながら、県が交付決定に際し、提出を求めている事業計画書・実績内訳書・職務分野別リーダー等名簿・副主任保育士等名簿では、保育従事者一人一人の処遇の改善状況を確認することができず、交付金が目的以外に使用されていることを否定できない。

そのため、県は保育所等に交付金がどのように使われたかの報告及び裏付資料を求める等により、交付金が保育従事者の処遇の改善に使われたことを確認すべきである。

ハ. 保育所等からの申請書に対する審査方法について【意見3-20-3】

保育の質の改善のための補助金である「保育所等のみを対象としている補助金」について、県は申請者から提出された申請書類である事業計画書・実績内訳書・職務分野別リー

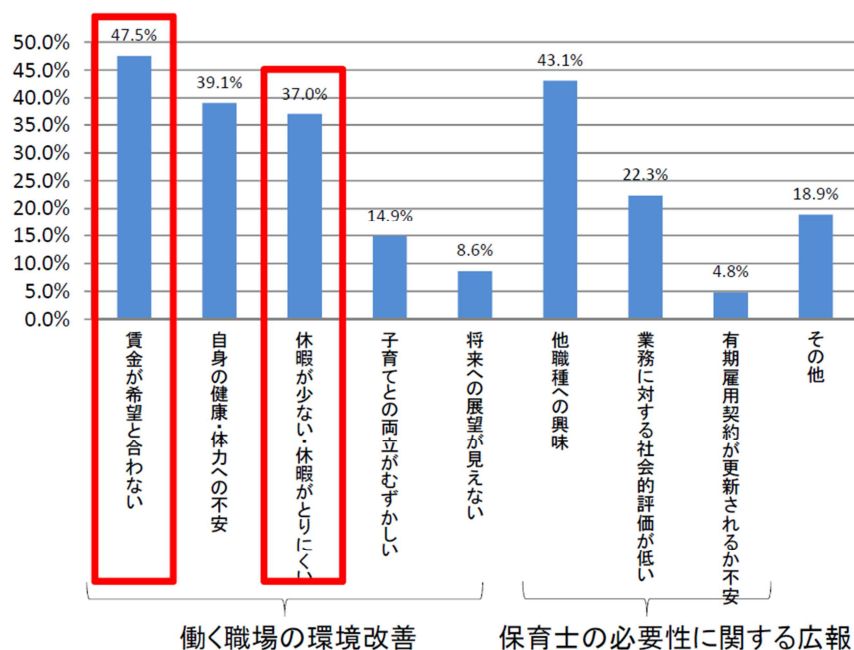
ダ一等名簿・副主任保育士等名簿の審査を行い交付の決定をしている。県では、前年度申請等との大幅な乖離が認められる場合には、施設所管課や施設担当者に聞き取りを行うことで補助金の適切性について確認しているが、申請書類の内容について根拠となる証憑の確認までは実施しておらず、申請書類に勤務実態のない保育従事者を記載すること等による、補助金の不正受給が行われた場合に十分に発見できる仕組みとなっていない。

審査方法はその有効性と効率性を勘案して決定されるものであり、上記方法が一概に否定されるものではないが、現状の方法では、不正な報告を発見できない可能性がある。そのため、実施可能な範囲で毎年一部の施設を対象として個々の職員の存在について給与台帳等の根拠となる資料の確認を実施するといった、少なくとも不正な報告があった場合には数年内で発見される審査方法を構築することが望ましい。

二. 潜在保育士の活用について【意見 3-20-4】

厚生労働省から平成29年4月に公表された「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』にむけて」にあるように、全国の平成29年2月の保育士の有効求人倍率は2.66倍であり、また、毎年増加傾向にあり人材不足の現状が続いている。

<図表3-3-20-4> 保育士としての就業を希望しない理由（複数回答）



出典：保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』にむけて（厚生労働省平成29年4月）

保育士としての就業を希望しない原因・理由のうち働く職場の環境改善に関する項目としては、「賃金が希望と合わない」が最も多く、「休暇が少ない・休暇がとりにくい」ことなどが挙げられている。

兵庫県においても同様に、保育士登録者数に対して勤務保育士数は35%程度で推移しており、潜在保育士が多く存在している。【意見3-5-1】において保育施設を公募しているものの公募見込がなく中止となる案件が多々あるが、その要因の一つに保育士不足が挙げられており、兵庫県においても潜在保育士の職場復帰が急務である。

<図表3-3-20-5> 保育士の就業率（潜在保育士数）（70歳未満）

区分	H28.10	H29.10
保育士登録者数（70歳未満） ①	59,707	63,206
勤務保育士数（※1） ②	19,605	21,351
潜在保育士数 ③（①-②）	40,102	41,855
保育士就業率 ④（②/①）	32.8%	33.8%

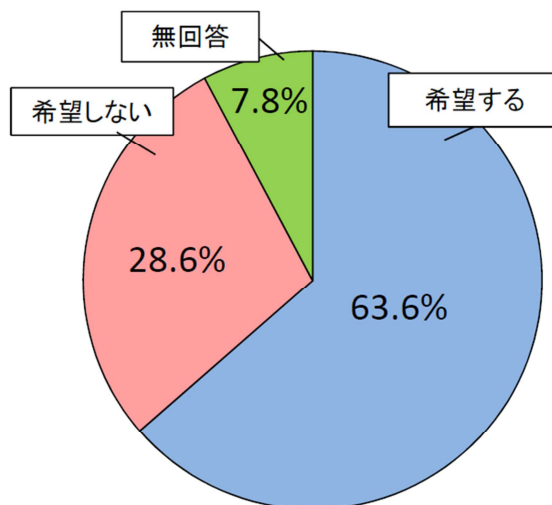
※1 勤務保育士数は厚労省「社会福祉施設等調査」による保育施設（※2）に従事する保育士数（実数）（各年10月1日現在）

※2 「保育施設」は保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業

出典：兵庫県資料

下表のように、保育所としての就業を希望しない理由が解消した場合、63.6%が保育士として就業することを希望するという調査結果があることから、保育士へのよりいっそうの処遇改善や勤務環境の改善への取組が必要である。

<図表3-3-20-6> 就業を希望しない理由が解消した場合の保育士への就業希望



（注）回答者1人当たりの希望しない理由選択数が3.7と多岐に渡っていることに留意が必要。

出典：保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』にむけて（厚生労働省平成29年4月）

(21) 国民健康保険保険基盤安定負担金事業

① 事業の概要

<図表 3-3-21-1> 国民健康保険保険基盤安定負担金事業の概要 (平成31年4月1日時点)

所管課	国保医療課			
事業目的	(1) 保険料(税)軽減分 低所得者に対する保険料(税)軽減相当額を、公費で補填し、被保険者の保険料(税)負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を目的としている。 (2) 保険者支援分 主に中間所得者層の保険料(税)負担の軽減を目的としている。			
事業概要	(1) 保険料(税)軽減分 市町が国民健康保険法第72条の3に基づいて行う保険料(税)軽減に対する支援である。軽減対象の世帯・被保険者数に一世帯当たり(一人当たり)保険料(税)、軽減割合(3区分)をかけあわせることで、軽減相当額を算出する。県は軽減相当額の4分の3を負担する。 (2) 保険者支援分 市町村国保の保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れる。県は繰り入れた額の4分の1を負担する。			
条例・要綱等	国民健康保険法第72条の3及び4、健康福祉部補助金交付要綱			
支出先	兵庫県内の市町(41市町)		支出形態	補助金
予算決算額 (単位:千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	19,214,674	19,582,034	19,082,200	19,541,130
決算額	19,582,034	19,082,201	19,541,130	

【最近3年間の決算額の支出内容推移】

(単位:千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険料(税)軽減分	16,666,492	16,175,539	16,698,227
保険者支援分	2,915,542	2,906,662	2,842,903
合計	19,582,034	19,082,201	19,541,130

② 事業の内容

国民健康保険保険基盤安定負担金制度とは、市町（保険者）の財政基盤の強化を図るため、低所得者に対する保険料軽減分や低所得者数に応じた一定割合を公費で支援する制度である。

イ. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っており、国民皆保険を達成するうえで不可欠なものである。その一方で構造的に保険料（税）負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、加入者から徴収できる国民健康保険料（税）には限界がある。国民健康保険制度は、一般会計とは独立した国民健康保険特別会計によって運営されているため、基本的に徴収した保険料（税）で運営しなければならず、保険者の財政運営は厳しいものとなっている現状がある。

ロ. 国民健康保険保険基盤安定負担金について

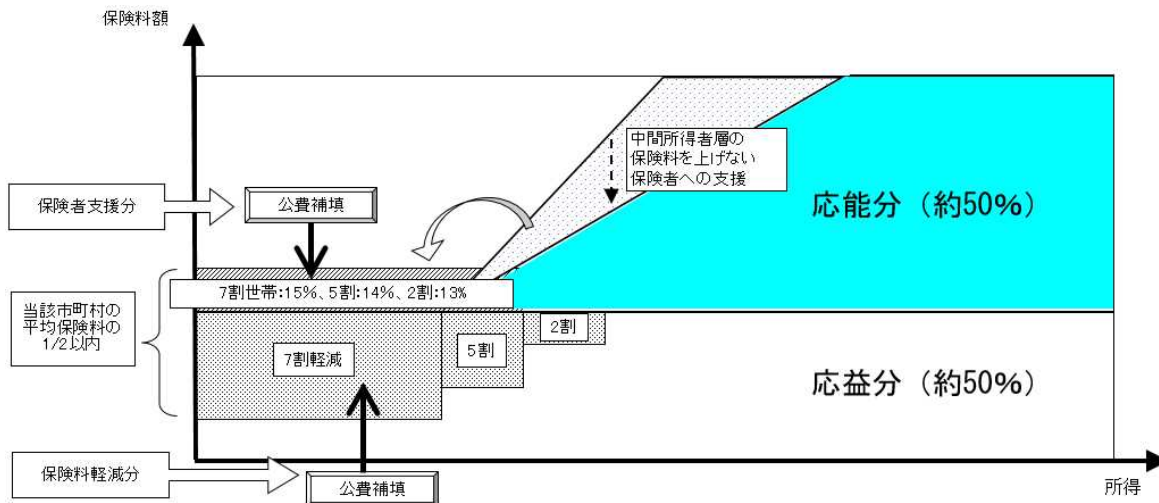
保険料（税）軽減分については、加入者の保険料（税）負担の緩和及び市町の財政基盤の安定化を目的としており、国民健康保険法第72条の3に基づき、低所得者に対する保険料（税）軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることを認め、公費で補填する。その負担割合は都道府県が繰入額の4分の3、市町が4分の1となっている。

また、保険者支援分については、主に中間所得者層の保険料（税）負担の軽減、低所得者を多く抱える市町の支援を目的としており、国民健康保険法第72条の4に基づき、市町国保の保険料（税）軽減の対象となった加入者数に応じて、平均保険料の一定割合を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることを認め、公費で補填する。その負担割合は国が2分の1、県と市町が4分の1となっている。

上記の保険料（税）軽減分と保険者支援分によって国民健康保険保険基盤安定負担金制度が成り立っている。

<図表 3-3-21-2> 国民健康保険保険基盤安定負担金制度の概要

- 保険料軽減分
保険料軽減対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で補填（県3/4、市町1/4）
- 保険者支援分
中間所得者層を中心に、保険料負担を軽減するため、保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合（7割軽減世帯：15%、5割軽減世帯：14%、2割軽減世帯：13%）を公費で補填（国1/2、県1/4、市町1/4）



出典：国民健康保険保険基盤安定負担金事業「制度の概要」

ハ. 保険料軽減分

(i) 軽減対象世帯（平成30年度）

軽減対象区分		軽減割合
ア	前年所得が基礎控除額（33万円）以下の世帯	7割
イ	前年所得が基礎控除額を超えるが、前年所得から被保険者及び特定同一世帯所属者（世帯主を含む）一人について一定額（27.5万円）を控除すると基礎控除額以下となる世帯	5割
ウ	前年所得が基礎控除額を超えるが、前年所得から被保険者及び特定同一世帯所属者（世帯主を含む）一人について一定額（50万円）を控除すると基礎控除額以下となる世帯	2割

(ii) 対象数（世帯・被保険者数）

当該年度の軽減対象者数（当該年度4月現在の世帯・被保険者）

(iii) 軽減額（県負担分）

上記の対象数（世帯・被保険者数）×当該年度の一世帯当たり（一人当たり）保険料（税）（平等割、均等割とも実績額）×各軽減割合×県負担割合（3/4）

（単位：千円）

決算額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険料（税）軽減分	16,368,880	16,666,492	16,175,539	16,698,227

二. 保険者支援分

(i) 対象数（被保険者数）（平成30年度）

当該年度の軽減対象者数（当該年度4月現在の被保険者）

(ii) 支援額（県負担分）

保険料軽減対象の軽減割合ごとに定めた一定割合（7割軽減世帯15%、5割軽減世帯14%、2割軽減世帯13%）×県負担割合（1/4）

（単位：千円）

決算額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険者支援分	2,845,794	2,915,542	2,906,662	2,842,903

③ 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：事業の目標達成状況、負担金交付実績、当初予算額と決算額の乖離要因、負担金交付決定の手続（申請書や報告書様式及びその記載方法を含む）、負担金交付決定における審査方法等

主な閲覧資料：国民健康保険保険基盤安定繰入金内訳表、兵庫県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱、国民健康保険保険基盤安定負担金交付申請書、国民健康保険保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（医療分、後期高齢者支援金分、介護分、保険者支援分）、国民健康保険保険基盤安定負担金交付決定通知書、国民健康保険保険基盤安定負担金変更交付申請書、国民健康保険保険基盤安定負担金交付決定変更通知書、国民健康保険保険基盤安定負担金実績報告書

- ・平成30年度国民健康保険保険基盤安定繰入金内訳表からサンプルを抽出し、申請から決定、交付、実績報告までの関連証憑を確認した。

④ 監査の結果

特に記載すべき事項は認められなかった。

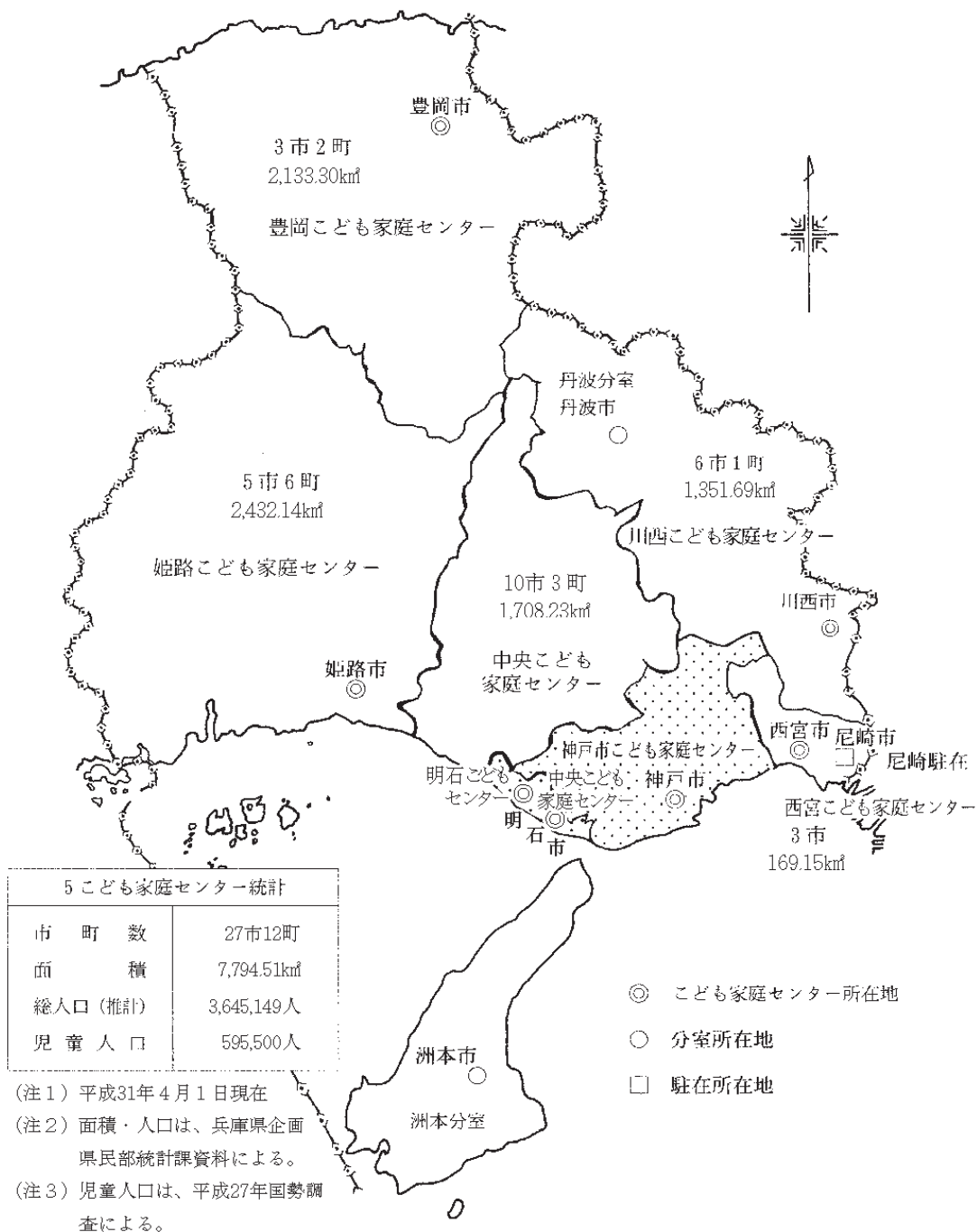
(22) その他

① 監査の結果

イ. こども家庭センターの職員数不足について【意見 3-22-1】

兵庫県には、児童福祉法第12条に基づいて、児童福祉行政の専門機関（児童相談所）であるこども家庭センターが5か所設置されている。なお、神戸市（政令指定都市）・明石市（中核市）は、独自に児童相談所を設置している。

<図表 3-3-22-1> こども家庭センター

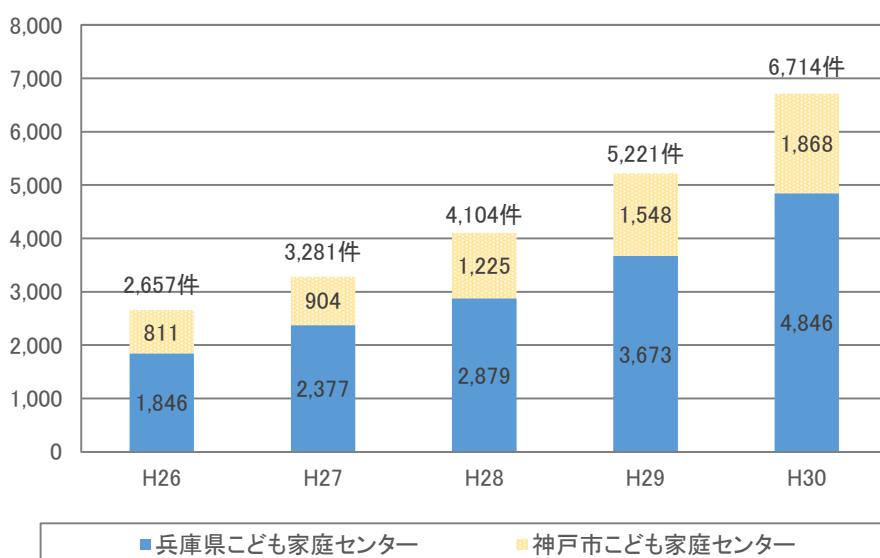


出典：ひょうごの児童相談（H30年度児童相談の概要）

こども家庭センターでは、虐待相談、保健相談等の相談を受け付け、調査を行い、一時保護が必要と判断された場合には、一時保護を行い、その後、各事案について援助方針を決定し、在宅指導や児童福祉施設入所措置等の援助を実施している。

目黒区の虐待事案等、昨今児童虐待に対する世間の関心は高まっている。それに伴い住民からの通報が増加し、児童相談所での児童虐待対応件数も急増している。平成29年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待件数は133,778件あり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の11.5倍となっている。兵庫県の児童虐待相談の状況も同様に増加しており、こども家庭センターで受け付けた児童虐待相談件数は、平成30年度6,714件と平成23年度の2,272件と比較すると3.0倍になっている。

<図表 3-3-22-2> こども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移



出典：ひょうごの児童相談（H30年度児童相談の概要）より監査人が作成

こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており、一人当たりの負担が増加している。児童虐待について取り上げられる機会が多くなり、今後も児童虐待相談件数が増加すると予想されるため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。

ロ. 一時保護所の定員数不足について【意見 3-22-2】

児童虐待に対する世間の関心が高まって相談が増加しており、従来見落とされていた児童の早期発見につながっているが、一時保護所の定員数は増加しておらず、平成30年4月1日時点において、兵庫県の児童人口1万人当たりの保護所定員数は0.83人とワースト2位となっている。

<図表 3-3-22-3> 保護所定員等の比較（平成30年4月1日時点）

No	都道府県名	定員数(A) H30. 4. 1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)	No	都道府県名	定員数(A) H30. 4. 1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)
1	北海道	164	38.7	4.24	25	滋賀県	32	20.3	1.58
2	青森県	15	14.8	1.01	26	京都府	44	15.1	2.91
3	岩手県	40	15.0	2.67	27	大阪府	86	68.6	1.25
4	宮城県	30	15.7	1.91	28	兵庫県	40	48.2	0.83
5	秋田県	23	10.6	2.17	29	奈良県	20	16.8	1.19
6	山形県	26	13.5	1.93	30	和歌山県	25	11.6	2.16
7	福島県	48	22.8	2.11	31	鳥取県	26	7.3	3.56
8	茨城県	30	36.4	0.82	32	島根県	57	8.6	6.63
9	栃木県	25	25.2	0.99	33	岡山県	24	15.0	1.60
10	群馬県	36	25.0	1.44	34	広島県	36	20.9	1.72
11	埼玉県	120	74.6	1.61	35	山口県	18	17.0	1.06
12	千葉県	115	64.0	1.80	36	徳島県	12	8.7	1.38
13	東京都	213	151.8	1.40	37	香川県	20	12.2	1.64
14	神奈川県	80	44.2	1.81	38	愛媛県	36	16.9	2.13
15	新潟県	50	17.7	2.82	39	高知県	31	8.3	3.73
16	富山県	20	12.8	1.56	40	福岡県	90	35.8	2.51
17	石川県	28	8.9	3.15	41	佐賀県	14	11.6	1.21
18	福井県	31	10.2	3.04	42	長崎県	34	17.7	1.92
19	山梨県	24	10.3	2.35	43	熊本県	25	13.8	1.81
20	長野県	30	26.9	1.12	44	大分県	22	14.6	1.51
21	岐阜県	36	10.2	2.35	45	宮崎県	60	14.9	4.03
22	静岡県	40	28.6	1.40	46	鹿児島県	31	22.0	1.41
23	愛知県	78	74.0	1.05	47	沖縄県	44	24.7	1.78
24	三重県	35	23.3	1.50					

出典：兵庫県資料より監査人が作成

こども家庭センターにて受け付けた案件のうち、実際に虐待の可能性が認められた場合において、虐待につながる各家庭の要因が解消されるまで児童を保護する必要があるが、他都道府県と比較して、兵庫県の児童人口1万人当たりの保護所定員数が少ない状況である。

また、平成5年に兵庫県が所管する一時保護所を1か所に統合したが、一時保護所の定員数を超える場合や、各こども家庭センターからの距離的な問題及び移送に伴う負担がある場合は、保護対象となる児童を民間の児童養護施設等で対応している。

昨今の児童虐待による事件を背景に、平成30年7月20日厚生労働省は「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」を公表し、国は中核市程度の人口規模等を有する自治体に対して児童相談所等の設置を求めるとともに、市の児童相談所及び一時保護所の整備への支援を都道府県等に求めているが、現在、政令

市である神戸市の他、兵庫県内の中核市で一時保護所を設置しているのは明石市のみである。

虐待された児童を迅速に安全に保護するために、児童人口1万人当たりの保護所定員数が他都道府県と遜色のない水準にまで定員数を増やすだけでなく、各中核市における一時保護所の設置や、こども家庭センターに一時保護所を併設等により、県内の各地域に一時保護所（一時保護委託先）を確保する必要がある。

4. 健康福祉部が所管する出資団体（2 出資団体）に関する監査の結果

(1) 兵庫県社会福祉事業団

① 出資団体の概要

<西播磨総合リハビリテーションセンター>



西播磨総合リハビリテーションセンターは、病院、研修交流施設、体育施設の3施設を設置して障害者や高齢者の自立と社会参加支援のためのサービスを提供している。

<図表 3-4-1-1> 出資団体の概要

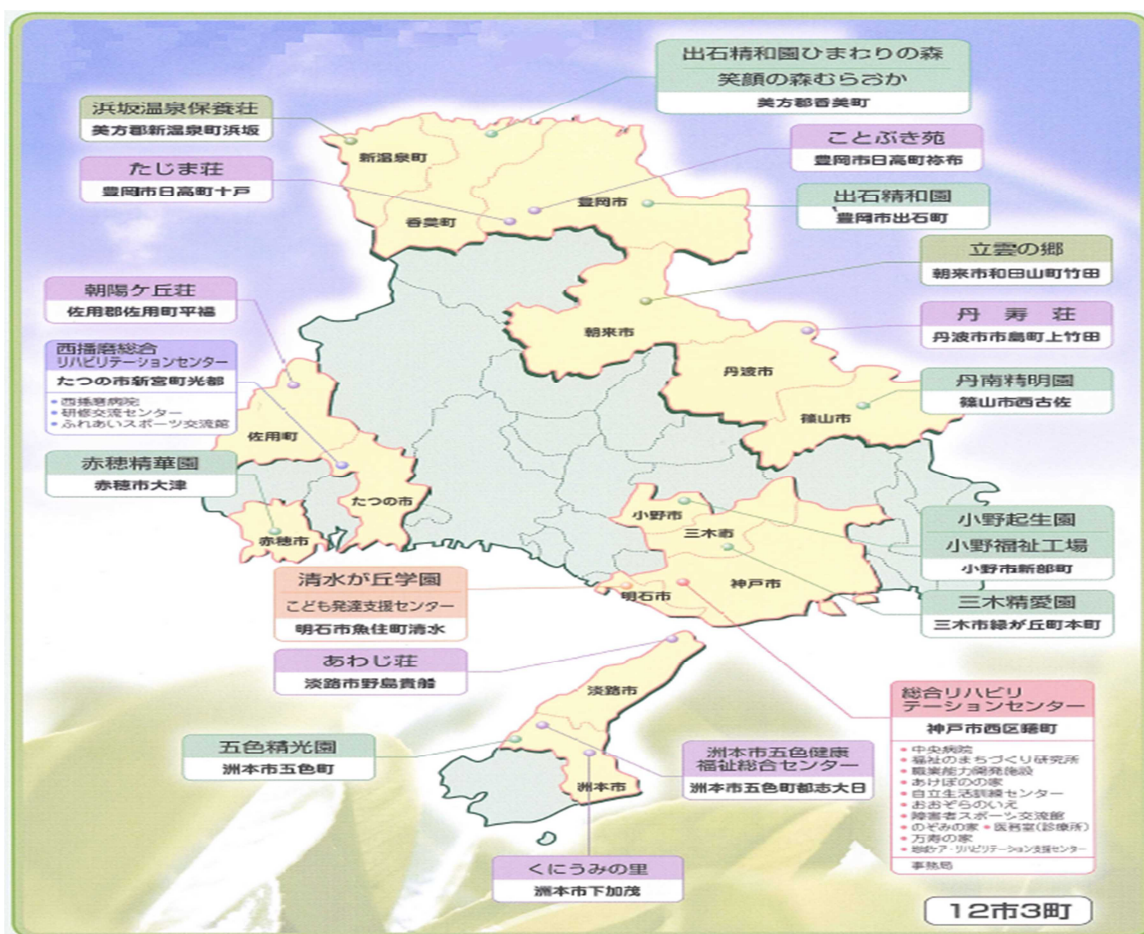
法人名	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		
所在地	神戸市西区曙町 1070 番地		
設立年月日	昭和 39 年 7 月 1 日	所管課	健康福祉部社会福祉局 社会福祉課
設立目的	利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、兵庫県及び兵庫県内各市町との密接な連携の下、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。		
事業の内容	兵庫県が設置したりハビリ専門病院、福祉のまちづくり研究所、障害者職業能力開発施設、障害者スポーツ施設、児童心理治療施設、こども発達支援センターなどの指定管理施設や県から移管を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設などの自主運営施設、さらには、事業団が設置した多機能型事業所やグループホームなど、県下 63 か所で 93 施設を運営している。		
県出資金の額	10,500 千円		

<p>主な出資団体</p>	<p>兵庫県</p>	
<p>従業員数</p>	<p>役員数 14人 うち常勤7人（うち県派遣0人、その他7人） 非常勤7人（うち県派遣1人、その他6人） 職員数 1,810人（うち県派遣7人、その他1,803人）</p>	
<p>組織概要</p>	<p>理事長 副理事長 常務理事 (事務局長兼) 常務理事 (総合リハビリテーションセンター次長 (調整担当) 兼)</p> <p>事務局長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部長 (18名) 経営企画部長 (15名) 総合リハビリテーションセンター所長 総合リハビリテーションセンター次長 総合リハビリテーションセンター次長 (調整担当) 福祉管理部長 (29名) のぞみの家所長 (33名) 万寿の家所長 (44名) 能力開発部長 職業能力開発施設所長 (能力開発部長兼) (17名) あけぼのの家所長 (能力開発部長兼) (12名) 自立生活訓練部長 (20名) 自立生活訓練センター所長 (自立生活訓練部長兼) (32名) おおぞらのいえ所長 (自立生活訓練部長兼) (16名) 障害者ネットワーク交流館所長 (7名) 福祉のまちづくり研究所長 (14名) (総合リハビリテーションセンター所長兼) ロボットリハビリテーションセンター長 (9名) (総合リハビリテーションセンター所長兼) 中央病院院長 管理部長 (総合リハビリテーションセンター次長兼) (52名) 診療部長 (26名) リハビリ療法部長 (79名) 看護部長 (167名) 検査・放射線部長 (14名) 薬剤部長 (7名) 栄養管理部長 (4名) 地域医療連携部長 (11名) 子どもの睡眠と発達医療センター長 (2名) 医療安全推進室長 (1名) 西播磨総合リハビリテーションセンター所長 西播磨総合リハビリテーションセンター次長 総務部長 (34名) 西播磨病院院長 (西播磨総合リハビリテーションセンター所長兼) 管理部長 (西播磨総合リハビリテーションセンター次長兼) 業務部長 (総務部長兼) (3名) 診療部長 (7名) 認知症疾患医療センター長 (1名) リハビリ療法部長 (52名) 看護部長 (53名) 検査・放射線部長 (6名) 薬剤部長 (3名) 栄養管理部長 (2名) 神経難病リハビリテーションセンター長 (18名 (兼務)) 総合相談・地域連携室長 (5名) 医療安全推進室長 (栄養管理部長兼) 小野起生園長 (20名) 小野福祉工場長 (小野起生園長兼) (9名) 出石精和園長 (96名) ひまわりの森所長 (12名) 五色精光園長 (104名) 赤徳精華園長 (144名) 丹南精明園長 (64名) 二本精愛園長 (63名) 清水が丘学園長 (46名) 子ども発達支援センター長 (7名) 朝陽ヶ丘荘所長 (54名) たじま荘所長 (63名) ことぶき苑所長 (22名) あわじ荘所長 (51名) 丹寿荘所長 (79名) くとうみの里所長 (62名) 洲本市五色健康福祉総合センター長 五色・サルビアホール所長 (洲本市五色健康福祉総合センター長兼) (76名) 立雲の郷所長 (32名) 浜坂温泉保養荘支配人 (11名) <p>合計 1,810名</p>	
<p>主な財務数値 (平成30年度決算)</p>		
<p>総資産</p>	<p>22,309,017 千円</p>	
<p>総収益</p>	<p>19,336,205 千円</p>	
<p>総費用</p>	<p>18,585,298 千円</p>	

県との関係（平成30年度決算）		
委託料	1,407,545千円	
補助金	802,496千円	
貸付金	-	

② 事業の内容

兵庫県社会福祉事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、兵庫県及び兵庫県内各市町との密接な連携の下、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的とし、兵庫県下63か所93施設の社会福祉施設を運営している。



出典：兵庫県社会福祉事業団から入手した資料より引用

③ 実施した監査手続

- ・平成26年度の包括外部監査に係る措置状況の検討のため、総合リハビリテーションセンター（神戸市西区曙町）に往査し、担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。
 主な質問内容：現状認識している課題について、組織・人員、事業、財務、経営管理の状況について、平成26年度の措置状況等
 主な閲覧資料：平成29年度及び平成30年度診療報酬の調定額・減点額・返戻額・収入予定額、平成29年度及び平成30年度誤計増減管理資料等

④ 監査の結果

平成26年度の包括外部監査に係る措置状況を確認した結果は以下のとおりである。
指摘事項及び意見として特に記載すべき事項は認められなかった。

指摘事項及び意見 (平成 26 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 27 年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>Ⅲ 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見</p> <p>〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団</p> <p>(1)新しい社会福祉法人会計基準への対応</p> <p>関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。(意見)</p> <p>関連当事者との取引は、社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高いことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。</p> <p>しかし、兵庫県社会福祉事業団では、役員に対するアンケート調査など関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。</p>	<p>平成 26 年度決算において、常勤役員に対し関連当事者との取引等についてアンケート形式による調査を行った。今後も継続して実施し、網羅的な把握に努める。</p>	<p>平成 28 年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉事業団は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>有価証券の評価が適切に行われていない。(意見)</p> <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとされているが、当該処理を実施していない債券があった。</p>	<p>平成 26 年度決算において、利息相当額を取得額に加算して計上した。</p>	<p>平成 28 年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉事業団は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>有価証券の時価情報の開示が適切に行われていない。(意見)</p>	<p>平成 26 年度決算において、所有する有価証券の情報を証</p>	<p>平成 28 年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉事業</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められており、当該注記を行うに当たっては、証券会社等から保有する債券の時価情報を入手した上で注記情報を開示する必要がある。</p> <p>しかし、外部から時価情報を入手せず、「簿価＝時価」として開示している事例が見受けられた。</p>	<p>券会社から入手し、適切な時価の開示を行った。</p>	<p>団は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>賞与引当金が適切に計上されていない。(意見)</p> <p>「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行規則」において、「賞与引当金の額については、翌期に支給する職員の賞与額及び当該賞与に係る法定福利費(当法人の負担額に限る。)の合計額の内、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額とする。」と規定しているが、平成26年6月に支給予定の賞与に係る法定福利費(兵庫県社会福祉事業団の負担見込分)については計算対象から除外しており、計上されていなかった。</p>	<p>平成26年度決算において、法定福利費分 65,754千円を含めた額 487,126千円を引当計上した。</p>	<p>平成28年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉事業団は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。(意見)</p> <p>兵庫県社会福祉事業団では、看護師の確保対策の一環として、将来、同事業団において看護師として勤務しようとする者に対して、修学資金を貸与しており、同事業団に看護師として勤務した時点でその返済が猶予され、毎年度末において当該年度末までの返済が免除される仕組みとなっている。</p> <p>同事業団へ就職した看護師が勤務</p>	<p>平成26年度決算において、当該貸付にかかる徴収不能引当金 13,500千円を計上した。 (内訳:流動資産 2,300千円、その他固定資産 11,200千円)</p>	<p>平成28年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉事業団は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>し続けることにより、恒常的に貸付金の返済免除、換言すれば「徴収不能債権」が発生する制度である。</p> <p>従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、徴収不能引当金を計上する必要があるが、兵庫県社会福祉事業団では当該貸付金について徴収不能引当金を計上していなかった。</p>		
<p>(2)その他</p> <p>兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である。(意見)</p> <p>兵庫県社会福祉事業団では、県から平成25年4月1日に14億5千万円の短期運営資金の借入を行い、平成26年3月31日に全額県に返済している。</p> <p>兵庫県社会福祉事業団の過去3期の貸借対照表上、現金預金(流動資産)は、10億円～16億円あり、また積立資産を合わせると31億円～42億円の運用財産を有するなかで、毎年14億5千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。</p> <p>運用財産は増加傾向にあることから、県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。</p>	<p>自主運営推進の観点から、平成26年度に県からの貸付金を9億5千万円に削減し、平成27年度に全額廃止した。</p>	<p>令和元年度においても、県からの借入金は廃止されていることを確認した。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。(指</p>	<p>診療内容の主治医への確認や被保険者資格のチェック等のレセプト内容の点検を強化し返戻額の縮小に努めた。</p> <p>また、返戻が発生した場合は、チェック表を作成のうえ、漏れなく速やかに再請求する</p>	<p>左記の対応及び改善策に記載されている取組の結果、平成25年度の返戻額203百万円(調整額に対する割合5.83%)から平成30年度は返戻額が48百万円(調整額に対する割合1.33%)に縮小して</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>摘事項)</p> <p>リハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額が、平成25年度で2億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。</p> <p>毎月、レセプト内容の点検を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けたが、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。</p>	<p>よう努めたほか、診療報酬制度の患者への説明を一層徹底する。</p>	<p>いることを確認した。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。(指摘事項)</p> <p>2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理しており、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。</p> <p>そのため、2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。</p>	<p>平成26年度決算において、返戻額と再請求額の差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するように改めた。</p>	<p>左記の対応及び改善策に記載されている平成26年度決算において処理を改めて以降、令和元年度においても同様の処理を継続していることを確認した。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある。(指摘事項)</p> <p>金額が最も大きい平成26年3月</p>	<p>職員の制度理解の推進や事務管理の精度を高め、誤計増減の発生防止に努めている。</p> <p>加えて、平成27年度にレセプト請求システムを導入したことにより、これまで手作業で行っていた内容の確認、集計作業、請求書の作成を自動化し、請求の効率化を進めた。まずは、このシステムの成果を検証した上で今後一層の改</p>	<p>左記の対応及び改善策に記載されている取組の結果、平成30年度は診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が、平成25年度の16,445千円から1,283千円に縮小していることを確認した。</p>

指摘事項及び意見 (平成 26 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 27 年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>分の誤計増減の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上していたことによるものである。</p> <p>誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けたが、今後も管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもって誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。</p>	<p>善を図る。</p>	

(2) 兵庫県社会福祉協議会

① 出資団体の概要

<兵庫県社会福祉協議会の事務局がある兵庫県福祉センター>



※兵庫県福祉センターは、多様化する福祉活動を支援するため、民間福祉活動の県域拠点として県が建設した建物で、兵庫県社会福祉協議会が指定管理者に指定され、管理運営をしている。

<図表 3-4-2-1> 出資団体の概要

法人名	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会		
所在地	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内		
設立年月日	昭和 27 年 7 月 16 日	所管課	健康福祉部社会福祉局 社会福祉課
事業の内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画 (5) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業 (6) (1) から (4) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (7) ボランティア・市民活動の振興に関する事業 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の福利厚生 (10) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言		

	<p>(11) 市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 (12) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (13) 共同募金事業への協力 (14) 兵庫県福祉人材センターの業務の実施 (15) 兵庫県福祉センター管理業務の受託（点字図書館を除く） (16) 兵庫県福祉人材研修センターの経営 (17) 日常生活自立支援事業 (18) 生活福祉資金貸付事業 (19) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (20) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 (21) 介護福祉士修学資金等貸付事業 (22) 外国人介護技能実習生受入事業 (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>
<p>県出資金の額</p>	<p>100,500 千円</p>
<p>主な出資団体</p>	<p>兵庫県</p>
<p>従業員数</p>	<p>役員数 理事 23 人、監事 3 人 うち常勤 1 人（うち県派遣 0 人、その他 1 人） 非常勤 25 人（うち県派遣 0 人、その他 25 人） 職員数 98 人（うち県派遣 7 人、その他 91 人）</p>
<p>組織概要</p>	<pre> graph TD Board[会長] --- Vice[副会長] Board --- Manager[常務理事] Board --- Director[事務局長] Director --- Chief1[事務局次長(企画経理担当)] Director --- Chief2[事務局次長(福祉推進担当)] Director --- Chief3[社会福祉研修所長] Director --- Chief4[ひょうごボランティアセンター所長] Director --- Chief5[ひょうごボランティアセンター代理] Director --- Chief6[ひょうごボランティアセンター事務局長] Director --- Chief7[ひょうごボランティアセンター次長] Chief1 --- Dept1[事務局 3名] Chief1 --- Dept2[企画部 10名] Chief1 --- Dept3[経理部 4名] Chief1 --- Dept4[ひょうご外国人介護実習支援センター 3名 ※1名兼務] Chief2 --- Dept5[地域福祉部 7名] Chief2 --- Dept6[福祉事業部 18名 ※1名兼務] Chief2 --- Dept7[福祉支援部 19名] Chief3 --- Dept8[研修第1部 6名] Chief3 --- Dept9[研修第2部 8名] Chief4 --- Dept10[総務調整部 6名 ※1名兼務] Chief4 --- Dept11[交流支援部 5名] Chief7 --- Dept12[兵庫県福祉サービス運営適正化委員会事務局 3名] </pre>
<p>主な財務数値（平成 30 年度決算）</p>	
<p>総資産</p>	<p>557,593,437 千円</p>
<p>総収益</p>	<p>1,983,988 千円</p>
<p>総費用</p>	<p>2,190,360 千円</p>

県との関係（平成30年度決算）		
委託料	91,171千円	
補助金	516,042千円	
貸付金	779,396千円	

② 事業の内容

兵庫県における地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、経営に関する指導及び助言、市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整等のほか、地域共生社会づくりや生活困窮者支援事業等に取り組んでいる。

イ. 福祉当事者や福祉サービス利用者への支援

福祉当事者や福祉サービスの利用者が、自らの選択と決定により地域で安心した生活を実現できるよう「福祉サービス利用援助事業」や「福祉サービスの利用における苦情解決事業」「生活福祉資金貸付事業」等の事業に取り組んでいる。

ロ. 市町社会福祉協議会の活動支援

市町域において、地域の福祉当事者や住民をはじめ、行政、関係機関と連携し、福祉活動を推進する市町社会福祉協議会と連携し、これが行う住民を主体とした地域の福祉課題の解決に向けた取組を支援している。

ハ. 多様なボランティア・市民活動の支援

地域に根ざして活動を行っているさまざまなボランティア活動をはじめ、環境や文化など新たな分野で活動を行うNPO団体や市民活動団体等とも連携を強め、その活動の推進に取り組んでいる。

ニ. 民間福祉事業者への支援

社会福祉施設などを経営する福祉事業者に対し、その経営に関する指導や助言を行うとともに、そこに従事する者に対しての研修を実施し、福祉サービスの質の向上に向けた取組を行っている。

ホ. 福祉従事者の就労支援

福祉事業への就労を希望するものに対し、その就職の斡旋等を行う「兵庫県福祉人材センター」の運営を行うとともに、福祉従事者を対象とした兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度をはじめとする各種の福利厚生事業を運営し、福祉従事者に対する総合的な支援を行っている。

ヘ. 地域福祉に関する研究・提言

地域福祉の諸課題に対し調査・研究を行うとともに、そこから得られる方針を出版やセミナーなどを通じて提言し、地域福祉向上に向けた活動の推進を支援している。

ト. 福祉向上を進める各種関係者との連携・協働

市町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、社会福祉施設をはじめとして当事者団体や福祉専門職団体、市民福祉活動団体、協同組合、医療・保健機関、学校、行政など福祉の向上を目的に活動するさまざまな団体や個人と連携し、協働して活動を行っている。

③ 実施した監査手続

・平成26年度の包括外部監査に係る措置状況の検討のため、担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：現状認識している課題について、組織・人員、事業、財務、経営管理の状況について、平成26年度の措置状況等

主な閲覧資料：平成30年度事業報告、平成31年度事業計画、資金の書類と貸付条件一覧等

④ 監査の結果

平成26年度の包括外部監査に係る措置状況を確認した結果は以下のとおりである。

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>Ⅲ 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見</p> <p>〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会</p> <p>(1)新しい社会福祉法人会計基準への対応</p> <p>関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。(意見)</p> <p>関連当事者との取引は、社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高いことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。</p> <p>しかし、兵庫県社会福祉協議会では、役員に対するアンケート調査など関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。</p>	<p>平成26年度決算より常勤役員へのアンケート調査を実施した上で、「関連当事者との取引の内容」の注記を記載した。</p>	<p>平成28年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉協議会は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>定款に定める基本財産を保有していない。(意見)</p> <p>定款において、基本財産は「現金196,000,000円」をもって構成すると規定しているが、平成25年度決算書に基本財産として計上さ</p>	<p>定款変更を行い「有価証券額面196,000,000円」と記載した。(平成27年6月19日認可)</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>れている資産は、投資有価証券（第8回利付国庫債券194,445千円）であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。</p> <p>県は、実際の管理形態に応じた内容に定款を変更するよう指導すべきである。</p>		
<p>賞与引当金が適切に計上されていない。（意見）</p> <p>「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会経理規程」において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定しているが、平成26年6月に支給予定の賞与に係る賞与引当金を計上しておらず、また、社会保険料（兵庫県社会福祉協議会負担分）に係る未払費用等についても計上していなかった。</p>	<p>平成26年度決算において、賞与引当金17,016千円を計上した。</p> <p>（内訳：賞与分14,732千円、社会保険料分2,284千円）</p>	<p>平成28年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉協議会は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>
<p>修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。（意見）</p> <p>県内の介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を目的として、将来、県内において介護福祉士等として業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与しており、原則として介護福祉士等として県内において業務に従事している間は返済が猶予され、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに介護福祉士等として県内において業務に就き、かつ5年間継続して業務に従事した場合には、返済が免除される仕組みとなっている。</p>	<p>介護福祉士等として県内の社会福祉事業所に5年間継続して業務に従事する等所定の条件を満たすことによる返済免除は、平成27年度に初めて発生するため、平成26年度決算において、当該貸付金にかかる徴収不能引当金118,770千円を計上した。</p>	<p>平成28年の社会福祉法改正により兵庫県社会福祉協議会は会計監査人の設置が義務化されており、会計監査人による会計監査が実施されている。</p> <p>当該指摘事項及び意見は会計監査の対象であるため、本包括外部監査の対象とはしていない。</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>県内で介護福祉士等として一定期間業務に従事することにより、恒常的に貸付金の返済免除、換言すれば「徴収不能債権」が発生する制度である。</p> <p>従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、また、返済スケジュール通りの回収が行われていない貸付金については個別に回収可能性を検討し、徴収不能引当金を計上する必要があるが、当該貸付金について徴収不能引当金を計上していなかった。</p>		
<p>(2)その他</p> <p>兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。(意見)</p> <p>生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等 201 億円のうち、平成 25 年度末で 94 億円が貸付中であり、残りの 107 億円は、現金預金 55 億円及び有価証券 50 億円等の運用財産となっている。</p> <p>本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。</p>	<p>補助金として交付された貸付原資・貸付金を適切に管理し、これからも同制度がセーフティーネットとして機能するよう努める。</p>	<p>【意見】参照。</p>
<p>随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定</p>	<p>兵庫県福祉センターが新築された平成 23 年に、建物管理等について指名競争入札を行い、その後、同じ業者と随意契</p>	<p>平成 30 年度において、本来は一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきだった契約がない</p>

指摘事項及び意見 (平成26年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成27年度兵庫県回答)	監査の結果
<p>が行われるべきであった。(意見)</p> <p>経理規程では、法人が行う契約(物品購入契約や委託・工事請負契約等)は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととしているが、随意契約が認められる上限額を超える建物管理委託契約(契約金額 5,418千円)を随意契約により行っている例があった。</p> <p>本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。</p>	<p>約を行ったものである。</p> <p>平成27年度からの建物管理等業務委託契約は、指名競争入札により業者選定を行った。</p>	<p>ことを確認した。</p>

イ. 兵庫県社会福祉協議会が実施する生活資金貸付金制度について【意見 4-2-1】

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や兵庫県社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度である。また、この制度は国が全国一律に定めた制度であり、各都道府県を通じて社会福祉協議会に補助金として支出されている。

平成26年度包括外部監査においては、当該貸付制度において国からの補助金であるその原資のうち半分以上が貸付制度として利用されずに現金預金及び有価証券等の運用財産となっていた。

今回の包括外部監査の対象となった平成31年3月31日現在においても下図のとおり、貸付金の原資である国庫補助金等特別積立金191億円のうち、半分以上が現金預金16億及び有価証券88億円等の運用財産となっており、貸付金制度として利用されているのは84億円に留まっている。

本貸付制度は兵庫県社会福祉協議会のウェブサイト等により紹介されているが、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとしてより多くの必要な者に貸付されることが必要である。

なお、原資の保有基準については、今後、国から示されることになっているので、その保有基準を踏まえ、制度の需要に対して、原資の金額が過剰と考えられる場合においては、余剰財産を各社会福祉協議会で運用するのではなく、国において資金を一括して管理するなど、その有効活用を図る必要がある。

<図表 3-4-2-2>生活福祉資金会計 貸付金原資と貸付金の関係 (平成31年3月31日)
(単位:億円)

貸付金		貸付金原資	
貸付事業貸付金	35	国庫補助金等特別積立金 (貸付金原資)	191
長期滞留債権	49		
計	84		
運用財産			
現金預金	16		
有価証券	88		
(兵庫県住宅供給公社債 78)			
(兵庫県道路公社債 10)			
その他	3		
計	107		

出典:兵庫県社会福祉協議会より入手した資料より監査人が作成

<図表 3-4-2-3> 資金の種類と貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度額	資金用途	貸付利率	措置期間	返済期間
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※用途(資金の目的)により、目安となる額・期間が定められている。	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる経費 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要な経費など	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	6ヶ月以内	20年以内 ※用途(資金の目的)により期間が定められている。
	緊急小口資金	10万円以内	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	無利子	2ヶ月以内	8ヶ月以内
教育支援資金	教育支援費	高校 月額3.5万円以内 短大等 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等に就学するのに必要な経費	無利子	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支度費	50万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等への入学に際し必要な経費			
総合支援資金	生活支援費	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	最終貸付日から 6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	40万円以内	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用			
	一時生活再建費	60万円以内	同世帯の生活を再建するために一時的に必要な費用			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 月額30万円以内	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	3%、又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのうちいずれか低い方	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 (集合住宅は5割)	一定の居住用不動産を有する要保護高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金			

出典：兵庫県社会福祉協議会より入手した資料より監査人が作成

第4章 総合意見

1. 監査の視点

「平成」の時代が終わり、新たな元号として「令和」の時代が始まった。平成の時代、日本は幸運にも大きな戦争に巻き込まれることがなかった一方で、急激な少子高齢化と人口の減少を同時に迎えるという世界でも経験のない難局に立つこととなった。少子高齢化及び人口の減少は、労働力の不足、医療・介護需要の増大、現役世代の経済的負担の増加など、社会や国民の生活に深刻な影響を及ぼすことが予想される。一方で日本の財政は、自己負担の増加を嫌いながら社会サービスの拡充を渴望し続けることに慣れた国民の圧力に蝕まれた結果、平成の30年間で政府債務は拡大し続け、今やこの難局を大胆な財政出動により対応することは困難となった。このような状況の中でこれを乗り越え希望を持てる社会を創るためには、限られた財政資源を有効的・効率的・経済的に使うことが不可欠である。

兵庫県の人口も平成21年の560万人をピークに減少局面を迎えており、今後の人口の見通しでは、人口対策をしなかった場合に令和12年には人口が507万人にまで減る推計となっている。そのため、兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いたビジョンとして「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」を策定し、高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる社会の創造を推進して明るい少子高齢化社会を創ることを目指している。他方、兵庫県の歳出決算（一般会計）における社会保障関係費は平成28年度289,093百万円（平成28年度歳出全体の15.5%）、平成29年度301,224百万円（平成29年度歳出全体の16.3%）、平成30年度305,361百万円（平成30年度歳出全体の17.1%）となっており、財政を圧迫しながら拡大を続けている。

今回の監査においては、上記ビジョンに基づき健康福祉部（福祉部長所管）が取り組んでいる各事業が、県の厳しい財政状況の下で、適切に財務事務の執行や効果的かつ効率的な事業管理を行い十分な成果を得られているかという視点で監査を実施した。また、出資団体については平成26年度に実施された包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認することにより出資団体が適切に経営管理され、効率的・効果的な運営が行われていることを確認した。

今回の監査の中で私が最も関心を寄せたことは、社会福祉施設等の受入数拡大が喫緊の課題である中で高齢者及び保育施設の整備が計画どおりに進んでいないという点である。以下、施設整備に関する意見を中心に令和元年度包括外部監査結果を総括したい。

2. 監査結果のまとめ

(1) 施設整備事業予算の執行状況について

兵庫県は利用者ニーズの高まりを受けて、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づいた保育施設の整備及び「介護保険事業支援計画」に基づいた高齢者施設整備を進めている。少子高齢化・人口減少が進む中で早急な施設整備による受け入れ人数の拡大が不可避であるが、今回の監査の対象とした保育施設及び高齢者施設の整備に係る事業予算の執行状況は以下のとおりであり、保育所緊急整備事業費補助【意見 3-5-1】、認定こども園整備事業【意見 3-6-1】、地域介護拠点整備補助事業【意見 3-14-1】、高齢者福祉施設等施設整備費補助事業【意見 3-15-1】において記載したとおり、すべての事業で予算額に対する執行額の割合が50%を下回っており、計画に対して十分な整備が進んでいない。

<図表 4-1> 施設整備事業の平成30年度予算と最終的な執行額

(単位：千円)

事業名	予算額	執行額	執行率
保育所緊急整備事業費補助	2,153,610	1,019,695	47.3%
認定こども園整備事業	1,399,507	311,169	22.2%
地域介護拠点整備補助事業	4,557,202	1,799,637	39.5%
高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	1,641,434	540,486	32.9%

兵庫県によると、これらは公募における応募者不足や工期の遅れ等により予算時に見込まれていた整備計画が延期されたり中止されたりした結果であり、県としては計画に基づいた県民ニーズに応じていくために予算不足により施設整備に支障が生じることを防ぐため、当初予算編成時点において計画のある整備案件について予算計上していることが要因である。このように執行額が予算額を大きく下回っている状況は上記すべての事業において3年以上継続しており、施設整備による受け入れ人数の拡大が急務となっている状況を鑑みれば、県は予算を確保することだけで満足せず、予算時に見込んでいた整備が計画どおり実行されるために、率先して延期及び中止となった案件について原因を確認及び分析し、それらに対応したきめ細かな施策をとるべきである。

(2) 保育士及び介護人材不足の対策について

施設整備が進まない要因のひとつに保育士及び介護人材不足がある。以下のとおり兵庫県における保育士及び介護人材の有効求人倍率は拡大の一途を辿っており、施設整備を計画している事業者にとっては、施設の創設や増築した後に十分なスタッフを集める見込みが立たないことが整備に踏み切れない大きな要因となっている。

＜図表 4-2＞ 兵庫県の保育士及び介護人材の有効求人倍率推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育士(※1)	2.01 倍	2.51 倍	2.81 倍	3.78 倍
介護人材(※2)	3.22 倍	3.71 倍	4.05 倍	4.14 倍

※1 資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」、毎年1月時点数値

※2 資料出所：兵庫労働局「一般職業紹介状況」、毎年9月時点数値

そのため、いくら施設整備の予算を十分に確保したところで、このような、事業者が施設整備に踏み切れない要因に対して十分な対策を講じていかない限り、計画どおりの整備を進めることは難しいと予想される。特に、保育士及び介護人材不足については、【意見 3-20-4】に記載した保育士登録がありながら、勤務保育士としての業務に従事していない潜在保育士が多数おり、同様のことが介護人材においても生じている。潜在保育士や介護人材の中には働く職場の環境が希望に沿えば就業を希望する者もおり、兵庫県としても民間社会福祉施設運営支援事業等により社会福祉従事者の処遇を改善し彼らが働きたいと思える環境づくりに取り組んでいるが、【意見 3-20-2】に記載のとおり、事業が目的を十分に達成しているかの確認が不十分である。

兵庫県においては、現在の深刻な働き手不足の状況を受け、既に実施している事業の効果を十分発揮させることに加え、さらに多くの人々が社会福祉に携わりたいと思うような施策を検討すべきである。それも他の都道府県から働き手を集めるといった限られたパイを奪い合うだけでなく、潜在人員を呼び起こし、さらには新たな人材が保育士や介護人材として働きたいと思えるような他の都道府県の実例となる大胆な施策を期待したい。

本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が加速する中で、生産年齢人口確保のためにも高齢者及び子ども受入施設の整備は既に遅れが許されない正念場を迎えている。兵庫県においても、保育士及び介護人材不足といった施設整備の妨げとなる要因にきめ細かく対応することが求められており、それは兵庫県が目指す高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる社会の創造を推進することにつながると思う。

(3) 施設整備における維持管理の観点について

兵庫県では、需給予測のうえ高齢者及び保育施設の整備を進めているが、少子高齢化・人口減少が進む中では、高齢者及び保育を必要とするこどもの数も将来的には減少することとなる。そのため、現在の需要を重視して施設の創設や増築を進めた場合には将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要を慎重に分析した上で整備を進めていく必要があり、新規施設の整備のみでなく既存施設の余力を活用することも重要である。県の単独事業として実施している保育定員弾力化緊急支援事業は既存の保育施設の受入人員の拡大を支援する事業であり、有効な取組と考える。当該事業は平成30年度から令和2年度までの緊急支援事業であり、【意見 3-7-1】に記載のとおり、平成30年度は500人の受入数拡大を目標としていたところ、実績は34人に留まっている。このような事業に大胆に予算を配分し実施期間を延長した上で、継続的に既存施設の有効利用に取り組んでいくことが必要ではないか。

また、新規施設の建築を優先することで、既存施設の防災を含む安全面を後回しすることがあってはならない。その点、今回の監査で発見した保育施設の耐震改修状況【指摘 3-6-2】は残念であった。以下のとおり平成29年3月31日時点において新耐震基準導入(昭和56年)以前に建築された244棟のうち耐震診断未実施で耐震対応未完了の施設が112棟あり、耐震診断は実施しているが耐震対応が未完了となっている施設が7棟存在していた。

＜図表 4-3＞ 新耐震基準導入(昭和56年)以前に建築された保育施設の耐震対応状況
(平成29年3月31日時点)

	耐震対応未完了		耐震対応完了	合計	【参考】	
	耐震診断未実施	耐震診断実施済			昭和57年以降建築	合計
施設数	112棟	7棟	125棟	244棟	558棟	802棟
割合(※)	45.9% (14.0%)	2.9% (0.9%)	51.2% (15.5%)	100% (30.4%)	— (69.6%)	— (100%)

(※) 下段は、【参考】昭和57年以降建築の施設を含めた割合

平成7年に阪神・淡路大震災を経験した我が県において、子どもを預かる保育施設がまだ耐震基準を満たしていないということは県民感情からして受け入れられることではない。震災から25年が経過し、新耐震基準導入前の施設の耐震性がさらに懸念される状況において、耐震診断さえ未実施である保育施設が数多く存在することは問題である。兵庫県によると耐震改修については建築物の所有者の努力義務であり、保育施設の管理監督責任は一義的には市町にあるとのことであるが、兵庫県としても子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図ることが責務であることから、早急に保育施設の耐震性に対する不安の改善に取り組むべきである。

限られた財政資源を有効に使うことを考えたとき、既存施設の防災を含む安全面での対応を置いて、新規施設の建築の助成が行われていないか、また、新規施設の建築の助成を進める場合でも、将来に向けての維持可能性は十分かを考慮することが大切である。

(4) おわりに

平成24年に決定された「社会保障・税一体改革」に基づき社会保障の充実化・安定化を目的として、令和元年10月から消費税等が10%となり、国としても兵庫県としても社会保障の財源が増えることとなった。しかし、今回の増税によって、平成24年に決定された一連の消費税等の引き上げは終わることとなる。一方で、既に本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が加速する中では、今後社会保障費が増大し続けることが明白であり、限られた財政資源を有効的・効率的・経済的に使うことの重要性は一層高まっている。

兵庫県においては、足元の県民ニーズが高い中で、人材を確保しつつ、社会福祉施設等整備の推進は不可避であり、計画に沿った実行が求められる。またその一方で、既存施設の安全面への考慮や長期目線で新規施設の維持可能性の視点を持ち持続可能な社会福祉サービスを維持することが重要であると感じている。

以 上